# 第３章　災害応急対策

## 第１節　活動体制

| 体　制　等 | | 気象、水位要件 | 地震（震度） | 南海トラフ地震に関連する情報 |
|---|---|---|---|---|
| 準 備 体 制 | | ①　次の注意報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき　（大雨注意報・洪水注意）<br>②　境川の馬橋観測所の水位が、9.80mに達したとき<br>③　長良川・境川以外の河川が、水防団待機水位に達したとき | 市内で震度３の地震発生を発表したとき | （※南海トラフ臨時情報（調査中）発表時、災害対策本部の設置準備実施） |
| 警戒体制（災害警戒本部設置） | 第一警戒体制 | ①　次の警報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき　（大雨警報・洪水警報・暴風警報）<br>②　境川の馬橋観測所の水位が9.80mを超え、水防団待機水位まで上昇するおそれがあるとき<br>③　長良川が、水防団待機水位に達したとき<br>④　長良川・境川以外の河川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき<br>⑤　岐阜市及び岐阜市周辺で、局地的集中豪雨が発生し、又は発生するおそれがあるとき | | |
| | 第二警戒体制 | ①　長良川・境川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき<br>②　長良川・境川以外の河川が、避難判断水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき<br>③　岐阜市に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」となり、土砂災害警戒情報に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）において土砂災害警戒情報の基準に達するおそれがあるとき<br>④　岐阜市に大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき<br>⑤　県内の他自治体に、特別警報が発表されたとき（大雪特別警報除く） | 市内で震度４の地震発生を発表したとき | ※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき |

| 体　制　等 | | 気象、水位要件 | 地震（震度） | 南海トラフ地震に関連する情報 |
|---|---|---|---|---|
| 非常体制（災害対策本部設置） | 第一非常体制 | ①　長良川が、避難判断水位（長良橋観測所は出動水位）に達したとき<br>②　長良川以外の河川が、氾濫危険水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき<br>③　岐阜市に土砂災害警戒情報が発表されたとき<br>④　岐阜市に大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき<br>⑤　岐阜市に特別警報が発表されたとき又は岐阜市において特別警報に準ずる気象現象が発生したとき<br>⑥　その他局所的な災害で、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき | | |
| | 第二非常体制 | ①　災害により、市内の広域に被害が発生するおそれがあるとき | 市内で震度５弱以上の地震発生を発表したとき | ※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき |

※１　市長は、必要に応じ、上記体制をとるよう命じる。
※２　この計画中、長良川以外の河川とは、本節第２項参考（河川水位）河川名の欄に掲げる、長良川以外の河川をいう。
※３　市は、新たな防災気象情報の運用開始に合わせ、活動体制や避難情報の発令基準の見直しを図るものとする。

**【市本部の体制】**

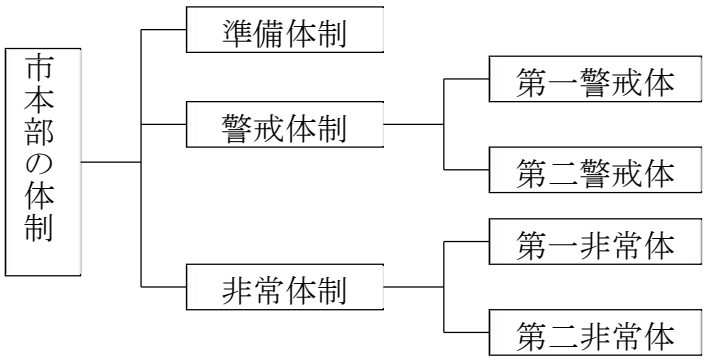

## 第１項　準備体制

市は、気象情報の発表等により、災害の発生に備へ情報を収集するため準備体制をとり、気象、河川水位等の情報収集及び各関係機関、市民への情報伝達を行う。

### １　準備体制

（3部9名以上の体制）

| 基　準 | 体制をとる部（班） | 分担任務 |
|---|---|---|
| ①　次の注意報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき<br>・大雨注意報<br>・洪水注意報<br>②　境川の馬橋観測所の水位が、9.80mに達したとき<br>③　長良川・境川以外の河川が、水防団待機水位に達したとき④その他市長がこの体制を命じたとき | 危機管理部(1名以上) | ①　情報収集、伝達<br>②　水防団待機水位を超えた場合は、関係自主防災隊長に連絡（長良川以外の河川） |
| | 消防本部(当務員) | ①　災害活動<br>②　情報収集、伝達<br>③　水防団待機水位を超えた場合は、浸水危険地域等を巡回（長良川以外の河川） |
| | 基盤整備部(8名以上) | ①　情報収集、伝達<br>②　水防団待機水位を超えた場合は、浸水危険箇所等を巡回（長良川以外の河川）<br>③　災害対応(水防団関係含む)<br>④　河川水位予測<br>⑤　水防上必要な資機材の調達 |

## 第２項　警戒体制（災害警戒本部設置）

市は、気象状況等により災害の発生が予想されるとき災害警戒本部を設置し、本計画に定める災害予防、災害応急対策等を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

### １　第一警戒体制

（6 部 38 名以上の体制）

<table>
<tr><th>基　準</th><th>体制をとる部（班）</th><th>分担任務</th></tr>
<tr><td rowspan="6">①　次の警報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき<br>・大雨警報<br>・洪水警報<br>・暴風警報<br>②　境川の馬橋観測所の水位が9.80mを超え、水防団待機水位まで上昇するおそれがあるとき<br>③　長良川が、水防団待機水位に達したとき<br>④　長良川・境川以外の河川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき<br>⑤　岐阜市及び岐阜市周辺で、局地的集中豪雨が発生し、又は発生するおそれがあるとき<br>⑥　その他市長がこの体制を命じたとき</td><td>危機管理部(3名以上)<br>※暴風警報時<br>(5名以上　次長、対策審議監又は課長含む)</td><td>①　情報収集、伝達<br>・本部連絡員等への情報伝達<br>（メール配信、電話連絡、戸別受信機体制の移行を伝達）<br>②　その他災害対応</td></tr>
<tr><td>消防本部(3名以上)</td><td>①　災害活動<br>②　情報収集、伝達<br>③　浸水危険箇所等の巡回</td></tr>
<tr><td>基盤整備部<br>(17名以上　団長1名以上含む)</td><td>①　情報収集、伝達<br>②　浸水危険箇所等の巡回<br>③　河川水位予測<br>④　水防上必要な資機材の調達<br>⑤　その他災害対応(水防団関係含む)</td></tr>
<tr><td>まちづくり推進部(3名以上)</td><td>①　情報収集、伝達、<br>②　高齢者等避難等広報準備<br>③　水防用資機材の搬送<br>④　その他災害対応</td></tr>
<tr><td>都市建設部(6名)<br>公園整備班(2名)</td><td>①　情報収集、伝達<br>②　高齢者等避難等広報準備<br>③　その他災害対応</td></tr>
<tr><td>経済部(6名)</td><td>①　情報収集、伝達<br>②　基盤整備部が行う巡回の応援<br>③　その他災害対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">《災害警戒本部室の組織》<br>警戒本部室は、16階南東会議スペースに設置する。<br>・警戒本部長（基盤整備部の団長）<br>・警戒副本部長(危機管理部　上席者)<br>・警戒本部員<br>危機管理部・基盤整備部・まちづくり推進部・<br>都市建設部・経済部(各１名)</td><td>《災害警戒本部室の任務》<br>①　災害応急対策の指示<br>②　河川情報、水位情報及び土砂災害情報などの情報収集及び情報伝達<br>③　避難準備に関する指示</td></tr>
</table>

## ２　第二警戒体制

（13 部 83 名以上の体制）

| 基　準 | 体制をとる部（班） | 分担任務 |
|---|---|---|
| ①　長良川・境川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき<br>②　長良川・境川以外の河川が、避難判断水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき<br>③　岐阜市に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」となり、土砂災害警戒情報に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）において土砂災害警戒情報の基準に達するおそれがあるとき<br>④　岐阜市に大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき<br>⑤　県内の他自治体に、特別警報が発表されたとき（大雪特別警報を除く）<br>⑥　その他市長がこの体制を命じたとき | 危機管理部<br>(5名以上　次長、防災対策審議監又は課長含む) | ①　情報収集、伝達<br>・基準水位を超えた場合は、関係自主防災隊長に連絡<br>・各メール配信<br>・本部連絡員等への情報伝達<br>②　非常体制への移行の検討、準備<br>③　自主避難に伴う事務<br>・避難所開設依頼<br>・関係自主防災隊長に連絡<br>・派遣職員へ出向依頼<br>・防災行政無線放送<br>・各メール配信 |
| | 消防本部(14名) | ①　災害活動<br>②　情報収集、伝達<br>③　浸水危険箇所等の巡回 |
| | 基盤整備部<br>(18名以上　団長2名以上含む) | ①　情報収集、伝達<br>②　浸水危険箇所等の巡回<br>③　河川水位予測<br>④　水防上必要な資機材の調達<br>⑤　非常体制への移行の検討<br>⑥　その他災害対応(水防団関係含む) |
| | まちづくり推進部(9名) | ①　情報収集、伝達、<br>②　水防用資機材の搬送<br>③　自主避難の広報、避難誘導<br>④　その他災害対応 |
| | 都市建設部(12名) | ①　情報収集、伝達<br>②　自主避難の広報、避難誘導<br>③　その他災害対応 |
| | 経済部(9名) | ①　情報収集、伝達<br>②　基盤整備部が行う巡回の応援<br>③　その他災害対応 |
| | 行政部<br>管財班・デジタル戦略班<br>(各1名) | ①　集中管理車に関すること<br>②　災害対策本部事務室の開設準備 |
| | 福祉部(2名) | ①　住家被害の状況把握<br>②　福祉施設の状況把握<br>③　避難行動要支援者に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | 教育部(2名) | ①　自主避難に伴う避難所開設（小学校、公民館）<br>②　学校施設等への情報提供<br>③　その他災害対応 |
| | ぎふ魅力づくり推進部(2名) | ①　観光施設の情報収集、情報提供<br>②　その他災害対応 |
| | 上下水道事業部(2名) | ①　上下水道施設の災害対策<br>②　その他災害対応 |
| | 市民協働生活部(4名) | ①　自主避難に伴う避難所開設（公民館、コミュニティセンター）<br>②　防災資機材の貸出し準備 |
| | 市長公室部（2名 広報広聴班） | ①　マスコミへの情報提供<br>②　ホームページ等への災害情報の掲載 |
| 《災害警戒本部室の組織》<br>警戒本部室は、16-1会議室に設置する。<br>・警戒本部長（基盤整備部の団長）<br>・警戒副本部長(危機管理部　上席者)<br>・警戒本部員<br>危機管理部・基盤整備部・まちづくり推進部・<br>都市建設部・経済部(各1名) | | 《災害警戒本部室の任務》<br>①　災害応急対策の活動方針の指示<br>②　河川情報、水位情報及び土砂災害情報などの情報収集及び情報伝達 |

**参考（河川水位）**

| 河川名 | 量水標名 | 水位 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 出動水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | 計画高水位 |
| 長良川 | 芥見 | 4.00 | 5.00 | － | 7.00 | 7.30 | 7.39 |
| | 長良橋 | 17.36 | 18.54 | 19.63 | (20.90) | (21.10) | 21.79 |
| | 忠節 | 1.00 | 2.00 | 3.50 | 5.30 | 5.50 | 6.68 |
| 伊自良川 | 古川橋 | 2.40 | 4.20 | 5.40 | 5.50 | 5.70 | 6.20 |
| | 伊自良 | 1.30 | 1.70 | － | 2.20 | 2.50 | － |
| 鳥羽川 | 東深瀬 | 1.90 | 2.30 | － | 2.80 | 3.20 | － |
| 津保川 | 関 | 3.00 | 4.00 | － | 5.70 | 5.80 | － |
| 武儀川 | 谷口 | 1.50 | 2.50 | － | 3.20 | 3.40 | － |
| 境川 | 馬橋 | 10.00 | 10.20 | － | 10.30 | 10.60 | － |
| 板屋川 | 御望 | 1.80 | 2.20 | － | 2.60 | 2.90 | － |
| 木曽川 | 笠松 | 7.60 | 10.40 | 11.30 | 13.40 | 13.60 | 14.15 |

注：詳細は**本章第１０節３水防警報、洪水警報の発表と解除(3)量水標設置所及び水位基準参照**

## 第３項　非常体制（災害対策本部設置）

市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき災害対策本部を設置し、災害情報を一元的に把握、共有しつつ、本計画に定める災害予防及び災害応急対策を実施することにより、被害の軽減を図る。

### １　第一非常体制

各部の参集人員については、あらかじめ各部において災害応急対策マニュアルに定める。

| 基　準 | 体制をとる部 |
|---|---|
| ①　長良川が、避難判断水位（長良橋観測所は出動水位）に達したとき<br>②　長良川以外の河川が、氾濫危険水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき<br>③　岐阜市に土砂災害警戒情報が発表されたとき<br>④　岐阜市に大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき<br>⑤　岐阜市に特別警報が発表されたとき又は岐阜市において特別警報に準ずる気象現象が発生したとき<br>⑥　その他局所的な災害で、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき<br>⑦　その他市長がこの体制を命じたとき | ①　危機管理部<br>②　消防本部<br>③　基盤整備部<br>④　まちづくり推進部<br>⑤　都市建設部<br>⑥　経済部<br>⑦　行政部<br>⑧　福祉部<br>⑨　教育部<br>⑩　ぎふ魅力づくり推進部<br>⑪　上下水道事業部<br>⑫　市長公室部<br>⑬　企画部<br>⑭　市民協働生活部<br>⑮　保健衛生部<br>⑯　環境部<br>※　各部の動員職員の数は、災害の規模、種別に応じ、各部で事前に定める計画による。 |

(1)　市長は、災害種別、規模等から判断し、体制をとる部（本部事務室員含む。）の増減等変更を行う。なお、この場合において、危機管理部長（水害時は、基盤整備部長含む。）は、市長に意見を具申することができる。

(2)　市長は、災害種別、規模等から判断し、本部事務室の構成員である防災関係機関の職員を減ずる。なお、この場合において、危機管理部長（水害時は、基盤整備部長含む。）は、市長に意見を具申することができる。

### ２　第二非常体制

| 基　準 | 体制をとる部 |
|---|---|
| ①　災害により、岐阜市広域に大規模な被害が発生するおそれがあるとき<br>②　その他市長がこの体制を命じたとき | 全ての部（全職員） |

## 第４項　災害対策本部の設置・解散等

### １　災害対策本部の設置及び設置に関する意見の具申

(1)　水害の場合

市長は、本章第３項１及び第３項２の基準により、災害対策本部を設置する。

なお、当該基準に達しない場合において、大規模な被害が発生する恐れがある場合は、危機管理部長は基盤整備部長と協議のうえ、災害対策本部の設置について副市長に報告後、市長に意見を具申することができる。

(2)　水害以外の場合

市長は、災害（水害を除く。）により大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

なお、危機管理部長は、災害対策本部の設置について副市長に報告後、市長に意見を具申するこができる。

### ２　設置場所

災害対策の中枢機能を担う災害対策本部室及び災害対策本部事務室を６階に設置。ただし、市役所庁舎が被災し使用できない場合は、消防本部６階大会議室に設置する。

災害の状況により、庁舎６階災害対策本部室及び本部事務室以外の会議室を使用し、臨時に設置することができる。

### ３　解散

市長は、概ね次の基準により災害対策本部を解散する。

(1)　当該災害における災害応急対策が、概ね終了したとき。

(2)　予想された災害における危険がなくなったと認めるとき。

## 第５項　災害対策本部等の組織及び分担任務

### １　災害対策本部等の組織編制

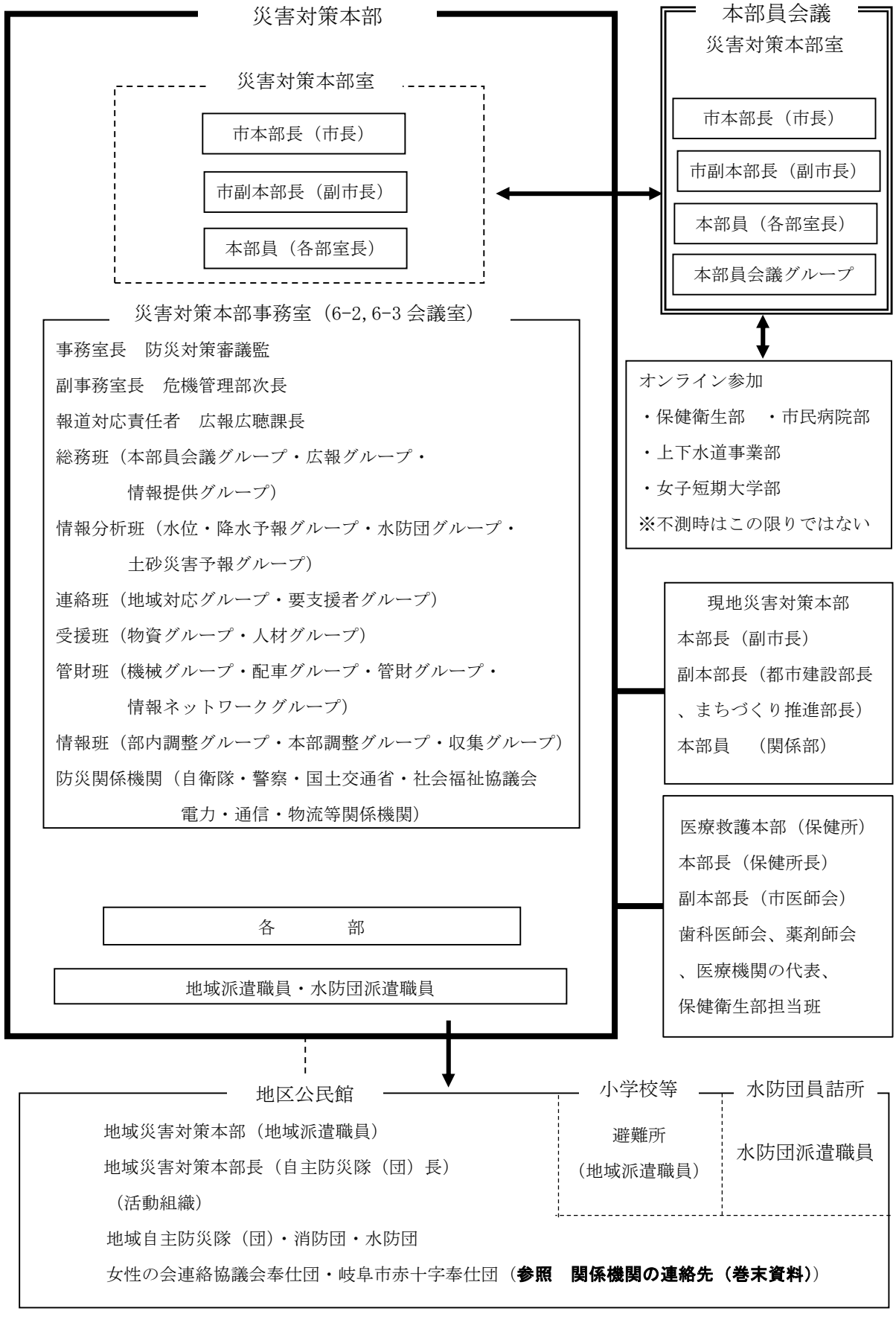

## ２　災害対策本部室および災害対策本部事務室の配置図

（１）災害対策本部室配置図

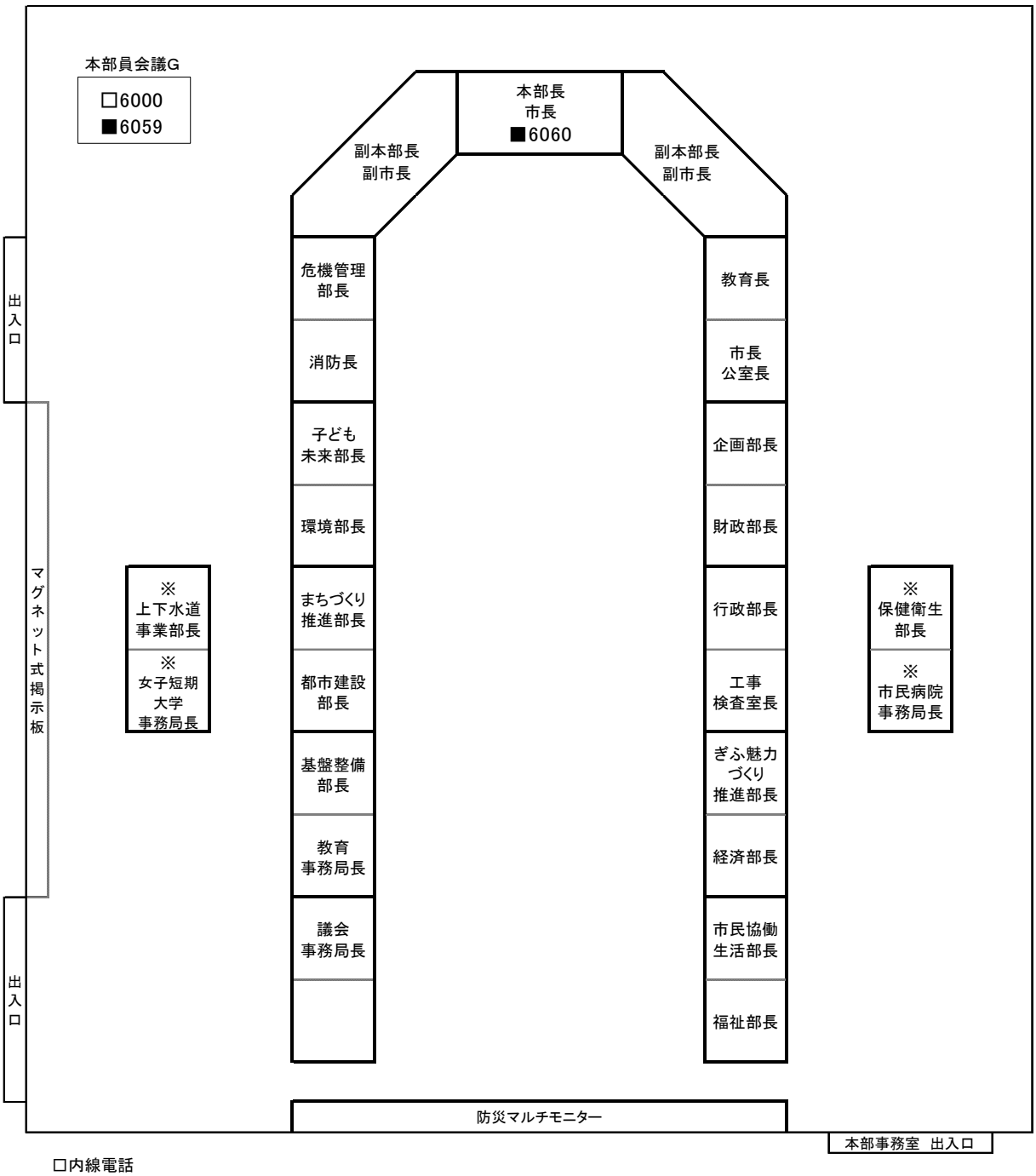


□内線電話
■PHS

**オンラインによる本部員会議参加**
【第一非常体制時】 保健衛生部長　上下水道事業部長
【第二非常体制時】 市民病院事務局長　女子短期大学事務局長
※オンラインシステムに不測の事態が生じオンラインで参加できない場合は、災害対策本部室に参集することとする。

## （２）災害対策本部事務室配置図

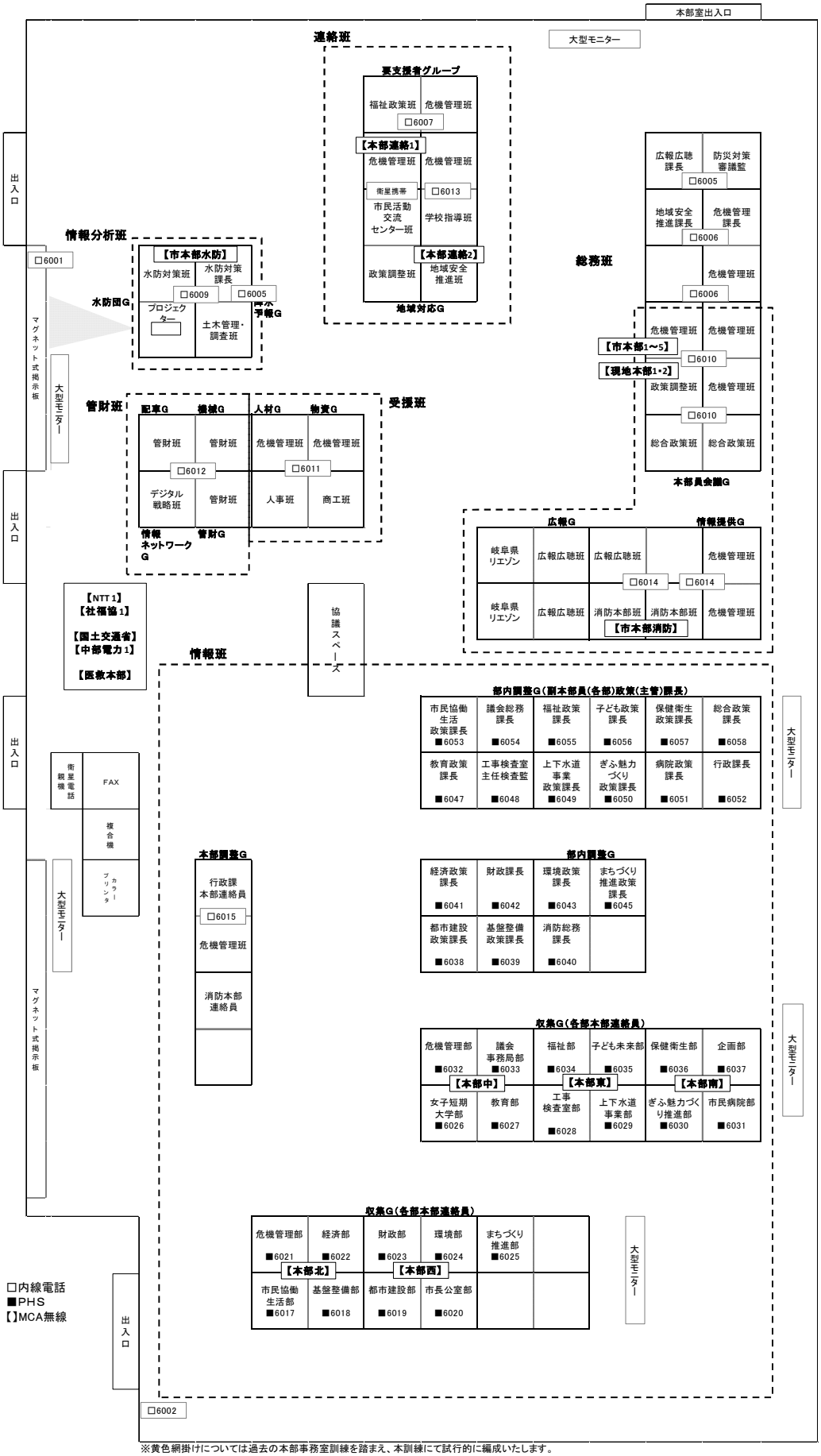


※黄色網掛けについては過去の本部事務室訓練を踏まえ、本訓練にて試行的に編成いたします。

## ３　市本部長等及び本部員会議

### (1)　市本部長・市副本部長

ア　市本部長には市長を、市副本部長には副市長を充てる。

イ　市本部長不在又は事故ある場合の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定める。

第一順位　副市長　　第二順位　危機管理部長　　第三順位　理事の職にある者

### (2)　本部員・副本部員

ア　本部員には部長を、副本部員には政策（主管）課長を充てる。

イ　副本部員は、危機管理部等から連絡を受けた災害情報等を部内に伝達する。

### (3)　本部員会議

市本部長が必要と認めたときは「本部員会議」を開催し、概ね次の事項を協議する。

ア　市本部の体制及び職員の動員（各部班の応援含む。）に関すること。

イ　被害拡大防止対策に関すること。

ウ　自衛隊の応援要請に関すること。

エ　災害救助法の適用及び非常体制の規模、期間の決定に関すること。

オ　その他災害対策に関する総合的な調整に関すること。

## ４　本部事務室各担当及び分担任務等

### (1)　本部事務室の各担当及び分担任務

| 組織名 | | 担　当 | 分担任務 |
|---|---|---|---|
| 事務室長 | | 防災対策審議監 | ①　災害の推移により、本部員会議の開催について本部長に意見を具申すること<br>②　本部事務室の調整に関すること |
| 報道対応責任者 | | 広報広聴課長 | ①　報道発表に関すること |
| 副事務室長 | | 危機管理部課長 | ①　事務室長を補佐すること |
| 総務班 | 本部員会議グループ（7名） | 危機管理班（4名）<br>総合政策班(1名)<br>未来創造研究班（1名）<br>政策調整班（1名） | ①　本部員会議の開催に関すること（事務局）<br>②　災害の現況及び対応状況を把握し、事務室長に報告すること<br>③　職員参集状況の確認 |
| | 情報提供グループ（5名） | 危機管理班(2名)<br>広報広聴班(1名)<br>消防本部班(2名) | ①　岐阜市総合防災情報システムにおける被害の情報区分の点検等に関すること<br>②　市ホームページの災害情報入力<br>③　県被害情報集約システムへの避難情報、被害状況等への入力、必要情報等の確認<br>④　緊急速報メール配信<br>⑤　同報系防災行政無線（SNSへの配信連動）による広報及び記録 |
| | 広報グループ(2名) | 広報広聴班(2名) | ①　市政記者室での定期的なプレス発表に関すること |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 連絡班 | 地域対応グループ（6名） | 危機管理班(2名)<br>地域安全推進班(1名)<br>政策調整班(1名)<br>学校指導班（1名）<br>市民活動交流センター班(1名) | ①　避難所開設の連絡、調整に関すること<br>②　地域派遣職員等への連絡に関すること<br>③　岐阜市総合防災情報システムへの避難所開設等に係る入力<br>④　自主防災組織に関すること |
| | 要支援者グループ(2名) | 福祉政策班(1名)<br>危機管理班（1名） | ①　福祉避難所の開設、受入れ等の調整に関すること |
| 受援班 | 人材グループ(2名) | 危機管理班(1名)<br>人事班(1名) | ①　国（自衛隊）、県（警察・県支部）、防災関係機関及び応援協定締結市との連絡調整に関すること<br>②　応援職員の受入れ等の調整に関すること |
| | 物資グループ(2名) | 危機管理班(1名)<br>商工班（1名） | ①　物資調整･輸送調整等支援システムへの避難所、物資に係る入力<br>②　応援物資の受入れ等の調整に関すること |
| 情報分析班 | 水位・降水予報グループ<br>(2名) | 水防対策班(1名)<br>土木管理・調査班(1名) | ①　河川、道路、急傾斜地等の情報の収集に関すること |
| | 水防団グループ(1名) | 水防対策班(1名) | ①　水防団の招集、運用に関すること<br>②　水防団派遣職員からの情報収集に関すること |
| 管財班 | 管財グループ(2名) | 管財班(2名) | ①　車両の確保に関すること<br>②　車両用燃料の確保に関すること |
| | 機械設備グループ(2名) | 管財班(2名) | ①　本部事務室における電話等の設置に関すること<br>②　庁舎用発電機の運用、維持管理に関すること |
| | 配車グループ(1名) | 管財班(1名) | ①　配車に関すること |
| | 情報ネットワークグループ(1名) | デジタル戦略班(1名) | ①　本部事務室における情報ネットワークの確保に関すること |
| 情報班 | 本部調整グループ<br>(3名) | 行政課本部連絡員(1名)<br>危機管理班(1名)<br>消防本部連絡員(1名) | ①　本部事務室における役割の調整に関すること |
| | 部内調整グループ<br>(19名) | 各副本部員 | ①　各部の各班に災害応急対策活動を指示すること |
| | | 企画部・行政部・ぎふ魅力づくり推進部・経済部・福祉部・保健衛生部・環境部・まちづくり推進部・都市建設部・基盤整備部・消防本部・教育部・上下水道事業部・市民協働生活部・財政部・工事検査室部・子ども未来部・市民病院部・議会事務局部 | |
| | 収集グループ<br>(21名) | 各本部連絡員 | ①　電話により災害情報、現場情報等を聴取すること<br>②　市民からの安否情報の問合せ等に対応すること |
| | | 市長公室・企画部・ぎふ魅力づくり推進部・基盤整備部・経済部・福祉部・保健衛生部・環境部・まちづくり推進部・都市建設部・上下水道事業部・教育部・市民協働生活部・財政部・工事検査室部・市民病院部・子ども未来部・女子短期大学部・議会事務局部・危機管理部(2名) | |

**(2)　本部連絡員**

ア　各部に１名、本部連絡員を置く。

イ　本部連絡員は、災害対策本部設置時には本部事務室を設置し、本部事務室情報班収集グループ員として活動する。

ウ　本部連絡員は、平常時においては防災情報等を部内に伝達する。

**(3)　部内連絡員**

ア　各部に１名以上、部内連絡員を置く。

イ　部内連絡員は、災害対策本部設置時には所属の副本部員（政策（主管）課長）からの指示を班長に伝達する。

**(4)　災害対策本部事務室設置要員**

ア　各部に１名、本部事務室設置要員を置く。本部事務室設置要員は、市役所庁舎付近に居住する職員から選定する。

イ　災害対策本部事務室の設置は、各部本部事務室設置要員及び本部連絡員、危機管理部（１名以上)、企画部（４名以上）及び行政部（９名以上）の本部事務室員等により行う。

**(5)　関係機関連絡要員等**

関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、他市町応援職員、応急対策職員等との連絡調整を図り、必要に応じて連絡要員等を受け入れる。関係機関の連絡要員等は相互に連携し活動するものとする。

## ５　現地災害対策本部

(1)　特定の地域に被害が集中し、市本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、地区公民館又は当該地域の適切な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2)　現地本部の組織は、次による。

ア　現地本部長　副市長

イ　現地副本部長　第一編成　都市建設部長
　　第二編成　まちづくり推進部長

ウ　現地本部員　第一編成　総合政策班・選管事務局班(各１名)・都市建設政策班(２名)
　　第二編成　政策調整班・監査班(各１名)・まちづくり推進政策班(２名)

## ６　地域災害対策本部

(1)　自主防災隊（団）長は、次により地区公民館等に地域災害対策本部を設置する。

ア　災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策を実施する必要があると認めたとき。

イ　市本部から、地域災害対策本部の設置要請があったとき。

**参照：地域災害対策本部の設置場所　別表１（P159～P160）**

(2)　地域災害対策本部の組織

地域災害対策本部の組織は、各地域で策定する地域防災コミュニティ計画等による。

## 7　地域派遣職員等

### (1)　地域派遣職員

市本部長（市本部が設置されていない場合は、危機管理部長。以下この項目において「市本部長等」という。）は、自主防災組織が行う災害応急対策活動の支援等を行うため、次により職員を派遣する。

なお、地域派遣職員は原則年度当初に各地域６～９名を選任するものとし、各地域の派遣職員中から当該地域の責任者を指定するものとする。

| 派遣基準 | 派遣先 | 任務 |
|---|---|---|
| ①　地域災害対策本部が設置されたとき<br>②　避難所が地区公民館に開設されたとき<br>③　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令されたとき<br>④　その他本部長等が必要と認めたとき | ①　地域災害対策本部<br>②　避難所（小学校）<br>③　その他市本部長等が指示した場所 | ①　災害状況の把握、自主防災隊(団)長と災害応急対策活動の調整に関すること<br>②　市本部及び現地本部との連絡調整に関すること<br>③　被害情報及び避難情報の収集、総合防災情報システムへの入力に関すること<br>④　防災関係機関等と災害応急対策に係る協議に関すること<br>⑤　避難所運営マニュアル、避難所運営マニュアル（指定管理者編）、避難所運営マニュアル（感染症対策編）に基づく活動に関すること<br>⑥　避難行動要支援者の安否確認及び要配慮者の避難所での生活状況の把握に関すること<br>⑦　市本部に要配慮者の福祉避難所へ移動要請に関すること<br>⑧　物資の要請に関すること<br>⑨　地域活動の記録に関すること<br>⑩　地域防災訓練の参加に関すること<br>なお、地域派遣職員責任者は、地域派遣職員の業務が円滑に行われるよう監督、指導及び助言を行う |

### (2)　水防団派遣職員

市本部長（市本部が設置されていない場合は、基盤整備部長。以下この項目において「市本部長等」という。）は、水防団（水防団が設置されていない地域は、消防団。以下「水防団等」という。）が行う水防活動の支援を行うため、次により職員を派遣する。

| 担当名 | 派遣基準 | 派遣先 | 分担任務 |
|---|---|---|---|
| 水防団担当（各水防団等1名以上） | ①　水防団等が出動したとき<br>②　その他本部長等が必要と認めたとき | ①　水防団等詰所<br>②　水防団等活動箇所<br>③　その他市本部長等が指示した場所 | ①　水防団長等への市本部からの情報の伝達に関すること<br>②　被災状況及び水防団等の活動状況の市本部への伝達に関すること |

## ８　災害対策本部の各部、各班

| 部・班 | | 分　担　任　務 |
|---|---|---|
| 各　部　共　通 | | 1　部内の災害対応マニュアルの策定に関すること<br>2　部関連に関する防災広報、広聴に関すること<br>3　災害応急対策に必要な人員の確保に関すること<br>4　職員の安否確認、参集状況及び参集時に収集した被害状況等の市本部への報告に関すること<br>5　部に関する情報の収集、調査及び市本部への報告に関すること<br>6　市本部、各部、部業務関係機関との連絡調整に関すること<br>7　部に必要な資機材、車両等の調達に関すること<br>8　部が管理する施設の防災管理及び当該施設の避難所開設に関すること（職員の派遣含む。）<br>9　災害救助法に基づく災害救助の実施に関すること<br>10　部関連の災害記録に関すること<br>11　他部への応援に関すること<br>12　非常時優先業務の策定及び見直しに関すること<br>13　応援可能リストの作成、所管施設のライフラインの寸断に対する計画及び部内所属職員の執務環境に関する計画の策定並びに見直しに関すること<br>14　部内の業務継続計画の策定及び見直しに関すること |
| 市長公室部<br>（市長公室長） | 秘　書　班 | 1　本部長の秘書に関すること<br>2　災害見舞及び視察者に関すること<br>3　災害活動に協力した機関、団体及び個人の表彰に関すること |
| | 広報広聴班 | 1　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること<br>2　災害関係の広報に関すること<br>3　災害状況の記録撮影に関すること |
| 企　画　部<br>（企画部長） | 総合政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること<br>3　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること |
| | 大学改革推進班 | 1　総合政策班の分担任務に関すること |
| | 未来創造研究班 | 1　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること<br>2　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること |
| | 政策調整班 | 1　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること<br>2　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること<br>3　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること |
| | 統計分析班 | 1　部の共通任務に関すること<br>2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること<br>3　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | 岐阜薬科大学キャンパス整備推進班 | 1　部の共通任務に関すること<br>2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること<br>3　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること |
| 財政部（財政部長） | 財政班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　災害予算等市財政に関すること |
| | 行財政改革班 | 1　部内他班が実施する被災住宅等の調査・実施の応援に関すること |
| | 税制班 | 1　税務関係班の連絡調整に関すること<br>2　災害に伴う市税の減免に関すること<br>3　福祉部と連携のもとに、被災住家等の調査、実施に関すること |
| | 市民税班 | 1　災害に伴う市税の減免に関すること<br>2　福祉部と連携のもとに、被災住家等の調査、実施に関すること |
| | 資産税班 | 1　災害に伴う市税の減免に関すること<br>2　福祉部と連携のもとに、被災住家等の調査、実施に関すること |
| | 納税班 | 1　福祉部と連携のもとに、被災住家等の調査、実施に関すること |
| 行政部（行政部長） | 行政班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　災害関係文書、物品の郵送受理、配布、発送及び印刷に関すること<br>3　通常業務における危機管理に関して「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供 |
| | 内部統制推進班 | 1　部内他班の応援に関すること |
| | 人事班 | 1　災害関係職員の動員、安否確認、派遣に関すること<br>2　災害時の他都市からの職員受入れに関すること<br>3　人事管理に関して「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供 |
| | 職員育成班 | 1　災害時の他都市からの職員受入れに関すること |
| | 職員厚生班 | 1　罹災職員の福利厚生に関すること<br>2　災害対策本部の食料の確保に関すること |
| | デジタル戦略班 | 1　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること<br>2　災害時の情報システムの管理に関すること<br>3　市の情報ネットワークの確保に関すること |
| | 競輪事業班 | 1　競輪場駐車場への応援隊の受入れに関すること<br>2　競輪施設の災害対策に関すること |
| | 管財班 | 1　市有財産(各課所管の施設を除く)の総合災害対策に関すること<br>2　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること<br>3　非常用電話の設置に関すること<br>4　施設の使用許可に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | 5　庁舎被災時における代替施設に関すること<br>6　集中管理車の管理に関すること<br>7　庁舎の帰宅困難者対策に関すること<br>8　庁舎のライフライン（各部所管の施設等は除く。）の寸断に対する計画に関すること<br>9　庁舎等財産管理に関して「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供 |
| | 契　約　班 | 1　災害時に必要な物品の調達に関すること |
| | 会　計　班 | 1　災害関係費の出納に関すること<br>2　義援金の出納に関すること<br>3　災害時に必要な物品の出納に関すること |
| | 選管事務局班 | 1　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること<br>2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること |
| | 監　査　班 | 1　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること<br>2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること |
| 工事検査室部<br>（工事検査室長） | 工事検査室班 | 1　部の共通任務に関すること<br>2　避難所の情報収集及び避難所派遣の応援に関すること |
| ぎふ魅力づくり推進部<br>（ぎふ魅力づくり推進部長） | ぎふ魅力づくり推進政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　ぎふ魅力づくり推進部所管施設の被害状況の情報収集に関することと |
| | 観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ班 | 1　観光案内所の災害対策に関すること<br>2　観光客等の災害対策に関すること<br>3　国際会議場、岐阜城、道の駅柳津交流センター、岐阜市文化産業交流センター、岐阜市長良川鵜飼伝承館の災害対策に関すること<br>4　他都市からの救援物資受入れの応援に関すること<br>5　帰宅困難者の対策に関すること<br>6　シェアサイクルポートの災害対策に関すること |
| | 文化芸術班 | 1　文化センター、市民会館の災害対策に関すること<br>2　文化センター、市民会館に避難所を開設及び運営に関すること |
| | 国　際　班 | 1　災害時の在留外国人（観光客含む）対策に関すること |
| | 市民スポーツ班 | 1　体育施設の災害対策に関すること<br>2　市有体育館の災害対策に関すること<br>3　市有体育館に避難所を開設すること |
| | 文化財保護班 | 1　文化財の災害対策に関すること |
| | 鵜飼観覧船事務所班 | 1　舟艇の確保(借り上げ)、船員の手配に関すること<br>2　他都市からの救援物資受入れの応援に関すること |
| | 歴史博物館班 | 1　歴史博物館の災害対策に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | 2　歴史博物館に避難所を開設及び運営管理に関すること<br>3　文化財保護班の応援に関すること |
| | ぎふメディアコスモス事業班 | 1　メディアコスモスの災害対策に関すること |
| | 図　書　館　班 | 1　図書館施設の災害対策に関すること |
| | 科　学　館　班 | 1　科学館施設の災害対策に関すること<br>2　科学館に避難所を開設及び運営管理に関すること |
| 経　　済　　部<br>（経済部長） | 経 済 政 策 班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　経済部所管施設の被害状況の情報収集に関すること<br>3　災害対策用物資の支給計画に関すること |
| | 商　　工　　班 | 1　災害対策用物資の確保及び運搬に関すること<br>2　電気、ガス等の災害復旧対策に関すること<br>3　災害救助用物資の確保及び運搬に関すること<br>4　他都市からの救援物資受入れに関すること<br>5　民間企業の事業継続支援に関すること<br>6　被災中小企業者等に対する融資に関すること<br>7　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること |
| | 中心市街地みらい戦略班 | 1　商工班の分担任務に関すること |
| | 企業立地推進班 | 1　商工班の分担任務に関すること |
| | 労 働 雇 用 班 | 1　岐阜市勤労会館・岐阜市勤労者ふれあいセンターの災害対策に関すること<br>2　商工班の応援に関すること |
| | 農　　林　　班 | 1　農林関係の被害状況の報告書の作成に関すること<br>2　災害救助用食糧の確保及び運搬に関すること<br>3　被災農家に対する融資の斡旋に関すること<br>4　災害時における種苗生産資材、肥料等の対策に関すること<br>5　災害時における病害虫の発生予防及び防除に関すること<br>6　災害時における農作物、農業施設の調査、応急対策に関すること<br>7　災害時における林地等の調査及び応急対策に関すること<br>8　農業関係の凍霜害対策に関すること<br>9　障害物の除去及び処理に関すること<br>10　農地及び農業生産施設の災害対策に関すること<br>11　治山施設及び林道のパトロールに関すること<br>12　土木管理班及び河川班のパトロールなどの応援に関すること |
| | 畜　　産　　班 | 1　家畜の避難対策に関すること<br>2　災害時における畜産の調査及び応急対策に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | 3　死亡家畜の処理対策に関すること<br>4　家畜の診療、防疫対策に関すること<br>5　家畜資材及び生産物の流通対策に関すること<br>6　畜産班管理施設及び家畜の災害対策に関すること |
| | 農地整備班 | 1　農業用ため池の点検および災害対策に関すること<br>2　その他農業水利施設の点検および災害対策に関すること<br>3　土地改良区および農業用施設維持管理団体からの被害状況の情報収集に関すること<br>4　たん水農地の排水対策に関すること<br>5　経済政策班の分担任務に関すること |
| | 中央卸売市場班 | 1　市場内の連絡調整に関すること<br>2　市場施設の災害対策に関すること<br>3　場内業者の被害調査に関すること<br>4　災害時における業務対策に関すること<br>5　災害時における生産物等の入荷対策に関すること |
| | 食肉地方卸売市場班 | 1　食肉地方卸売市場施設の災害対策に関すること<br>2　災害時における食肉等の入荷対策に関すること |
| | 農業委員会事務局班 | 1　経済政策班の分担任務に関すること |
| 市民協働生活部<br>（市民協働生活部長） | 市民協働生活政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　市営墓地の災害対策に関すること<br>3　災害時における遺体の取扱いに関すること（検視後の安置及び埋葬に関すること）<br>4　災害備蓄品(小学校・コミセン)の運搬に関すること<br>5　ボランティア部会の設置に関すること<br>6　市社会福祉協議会との連絡調整に関すること<br>7　関係各部と連携のもとに、応急仮設住宅入居者の管理に関すること |
| | 市民活動交流センター班 | 1　ボランティア受入れ窓口の開設に関すること<br>2　公民館の災害対策に関すること<br>3　公民館に避難所の開設を指示すること<br>4　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること |
| | 男女共生・生涯学習推進班 | 1　コミュニティセンター、ハートフルスクエアーGの災害対策に関すること<br>2　コミュニティセンター、ハートフルスクエアーGに避難所の開設を指示すること<br>3　ボランティア受入れ窓口の開設の応援に関すること |
| | 市民相談・消費生活班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　被災者の生活確保のための生活相談に関すること<br>3　災害備蓄品(小学校・コミセン)の運搬に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | 人権啓発センター班 | 1　黒野共栄館、早田教育集会所の災害対策に関すること<br>2　黒野共栄館、早田教育集会所に避難所を開設及び運営管理に関すること |
| | 市　民　班 | 1　事務所班関係任務の連絡調整に関すること<br>2　市災害状況の事務所班への連絡に関すること<br>3　事務所施設の被害状況の把握と災害対策に関すること<br>4　義援用物品の受理及び配分計画に基づく運搬に関すること |
| | 西部事務所班 | 1　事務所施設の災害対策に関すること<br>2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること |
| | 東部事務所班 | 1　事務所施設の災害対策に関すること<br>2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること |
| | 北部事務所班 | 1　事務所施設の災害対策に関すること<br>2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること |
| | 南部東事務所班 | 1　事務所施設の災害対策に関すること<br>2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること |
| | 南部西事務所班 | 1　事務所施設の災害対策に関すること<br>2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること |
| | 日光事務所班 | 1　事務所施設の災害対策に関すること<br>2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること |
| | 柳津地域事務所班 | 1　事務所施設の災害対策に関すること<br>2　福祉部と連携のもとに、罹災証明書の発行に関すること |
| | 国保・年金班 | 1　災害に伴う国民健康保険料の減額に関すること<br>2　災害に伴う医療費の減免に関すること<br>3　国民年金保険料の免除に関すること<br>4　福祉年金支給停止者の解除に関すること<br>5　特別障害給付金支給停止者の解除に関すること<br>6　災害備蓄品(小学校・コミセン)の運搬に関すること |
| | 斎　苑　班 | 1　斎苑の災害対策に関すること<br>2　災害時の火葬に関すること |
| 福　祉　部<br>（福祉部長） | 福祉政策班 | 1　部の共通任務に関すること。<br>2　福祉避難所の受入れ調整、ヘルパーの派遣調整、備蓄物品に関すること<br>3　被災住家の調査、実施に関すること<br>4　義援金品の募集及び配分に関すること<br>5　災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること<br>6　災害援護資金の貸付に関すること<br>7　罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | 8　関係各部と連携のもと、応急仮設住宅入居者の管理に関すること<br>9　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること |
| | 指導監査班 | 1　災害時の社会福祉施設の運営管理に係る指導に関すること |
| | 介護保険班 | 1　災害に伴う介護保険料、利用料の減免に関すること<br>2　福祉政策班の応援に関すること<br>3　被災住家等の調査、実施に関すること |
| | 生活福祉一班 | 1　炊出し及び食品の給与に関すること<br>2　被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること<br>3　被災住家等の調査、実施に関すること |
| | 生活福祉二班 | 1　炊出し及び食品の給与に関すること<br>2　被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること<br>3　被災住家等の調査、実施に関すること |
| | 生活福祉三班 | 1　炊出し及び食品の給与に関すること<br>2　被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること<br>3　被災住家等の調査、実施に関すること |
| | 障がい福祉班 | 1　ワークサポートみやこ、ワークサポートあおやぎ、ワークサポートやないづ、ワークサポートあすなろ、みやこ障害者センター、みやこ園、白杖園、ポッポの家、障害者生活支援センター施設の災害対策に関すること<br>2　上記福祉施設への避難者受入れに関すること<br>3　障がい者への支援体制に関すること<br>4　恵光学園、第二恵光、第三恵光における大気中の放射線モニタリング結果の取りまとめに関すること<br>5　福祉政策班の応援に関すること |
| | 恵光学園班 | 1　恵光学園の災害対策に関すること<br>2　上記施設への避難者受入れ及び運営管理に関すること<br>3　大気中の放射線モニタリングに関すること |
| | 高齢福祉班 | 1　和楽園、友楽園、西部福祉会館、高齢福祉会館、三田洞神仏温泉、みやこ老人センター、三楽園、柳津高齢者福祉センター施設の災害対策に関すること<br>2　上記福祉施設への避難者受入れに関すること<br>3　その他社会福祉施設の災害対策に関すること |
| | 福祉医療班 | 1　福祉施設への避難者受入れに関すること(高齢福祉班の応援)<br>2　福祉政策班の応援に関すること |
| | 柳津分室班 | 1　福祉政策班の応援に関すること |
| 子ども未来部<br>（子ども未来部長） | 子ども政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　災害時の子ども支援全般に関すること<br>3　関係各部と連携のもとに、応急仮設住宅入居者の管理に関する |

| | | |
|---|---|---|
| | | こと |
| | 子ども・若者総合支援センター班 | 1　子ども・若者総合支援センターの避難所開設及び運営管理に関すること<br>2　岐阜北幼児支援教室、加納幼児支援教室の災害対策に関すること |
| | 子ども支援班 | 1　梅林児童館、黒野児童館、東児童センター、加納児童センター、西児童センター、日光児童センター、本郷児童センター、長良児童センター、長森児童センター、岩野田児童センター、サンフレンド・みわ児童センター、サンフレンド・うずら児童センター、柳津児童館施設の災害対策に関すること<br>2　上記福祉施設への避難者受入れ及び運営管理に関すること<br>3　ドリームシアター岐阜施設の災害対策に関すること<br>4　ドリームシアター岐阜の避難所開設及び管理運営に関すること<br>5　被災ひとり親世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること |
| | 子ども保育班 | 1　保育所施設の災害対策に関すること<br>2　保育施設における大気中の放射線モニタリング結果の取りまとめに関すること |
| 保健衛生部<br>（保健所）<br>（保健衛生部長） | 保健衛生政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　保健所機能の確保に関すること<br>3　薬品、資材の調達に関すること<br>4　救護所用衛生資材、分娩資機材の備蓄に関すること<br>5　遺体の取扱いに関すること(検視までとする)<br>6　医師会等関係機関との事前調整に関すること<br>7　救急医療の調整（医師会等との連絡調整）に関すること<br>8　医療、衛生施設の被害状況調査に関すること<br>9　医師会等応援要請（医療救護本部の設置）に関すること<br>10　健康危機管理に関すること<br>11　岐阜保健所、災害医療コーディネーターとの連携<br>12　災害対策本部と医療救護本部の連絡に関すること<br>13　応援・派遣保健師等の調整に関すること<br>14　救護所・避難所等への保健師派遣の調整に関すること<br>15　温泉源施設、供給管等の災害対策に関すること<br>16　関係各部と連携のもとに、応急仮設住宅入居者の管理に関すること |
| | 健康づくり班 | 1　被災者等への栄養・食生活支援に関すること<br>2　保健衛生政策班の応援に関すること |
| | 保健予防班 | 1　保健活動チームの編成、健康管理に関すること<br>2　被災者等への保健指導に関すること<br>3　保健衛生政策班の応援に関すること |
| | 地域保健班 | 1　難病患者等における人工呼吸器使用者の安否確認に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | 2　被災者等への保健指導に関すること<br>3　災害派遣精神医療チーム（DPAT）との調整に関すること |
| | 感染症・医務薬務班 | 1　被災者の検病調査に関すること<br>2　感染症発症時の疫学的調査に関すること<br>3　感染患者の移送、患者宅の消毒に関すること<br>4　臨時予防接種に関すること |
| | 食品衛生班 | 1　炊出し施設及びその他食品関係施設の監視、指導に関すること<br>2　食品汚染の調査に関すること<br>3　保健衛生政策班の応援に関すること |
| | 生活衛生班 | 1　屋外等の消毒に関すること<br>2　飲料水(水道水を除く)の安全確保に関すること<br>3　環境衛生に関すること<br>4　家庭動物の保護に関すること |
| | 食肉衛生検査所班 | 1　食肉の衛生確保に関すること<br>2　保健衛生政策班の応援に関すること |
| | 中保健センター班 | 1　被災者の検病調査に関すること<br>2　救護所・福祉避難所等への保健師派遣に関すること<br>3　被災者等への保健指導に関すること<br>4　感染症発生時の疫学的調査に関すること<br>5　感染患者の移送に関すること<br>6　救護所・避難所等の消毒に関すること<br>7　臨時予防接種に関すること<br>8　被災地の防疫活動に関すること |
| | 南保健センター班 | 1　被災者の検病調査に関すること<br>2　救護所・福祉避難所等への保健師派遣に関すること<br>3　被災者等への保健指導に関すること<br>4　感染症発生時の疫学的調査に関すること<br>5　感染患者の移送に関すること<br>6　救護所・避難所等の消毒に関すること<br>7　臨時予防接種に関すること<br>8　被災地の防疫活動に関すること |
| | 北保健センター班 | 1　被災者の検病調査に関すること<br>2　救護所・福祉避難所等への保健師派遣に関すること<br>3　被災者等への保健指導に関すること<br>4　感染症発生時の疫学的調査に関すること<br>5　感染患者の移送に関すること<br>6　救護所・避難所等の消毒に関すること<br>7　臨時予防接種に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | 8　被災地の防疫活動に関すること |
| | 衛生試験所班 | 1　各種試験検査に関すること<br>2　食品等の放射線モニタリングに関すること<br>3　保健衛生政策班の応援に関すること |
| 市民病院部<br>（病院事務局長） | 医療救護班 | 1　災害救助その他医療、救護の実施に関すること |
| | 病院政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　関係機関との調整に関すること |
| | 病院財務班 | 1　医療薬品等の調達に関すること |
| | 病院施設班 | 1　病院施設の災害対策に関すること |
| | 医事班 | 1　災害救助の諸帳簿作成及び事務手続きに関すること |
| | 看護専門学校班 | 1　学校施設の災害対策に関すること<br>2　学生の災害救助活動の協力に関すること |
| 環境部<br>（環境部長） | 環境政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　国、県、関係団体との調整に関すること<br>3　災害廃棄物処理実行計画に関すること |
| | 環境施設班 | 1　一般廃棄物施設の災害対策に関すること<br>2　災害時における施設整備に関すること<br>3　災害廃棄物の放射線モニタリングに関すること |
| | 産業廃棄物指導班 | 1　産業廃棄物処理対策に関すること<br>2　仮置場に関すること |
| | 環境事業班 | 1　災害時のごみ収集、処理に関すること<br>2　災害時のし尿収集、処理に関すること<br>3　災害時における浄化槽の指導に関すること |
| | ゼロカーボンシティ推進班 | 1　環境政策班の応援に関すること<br>2　災害時のごみ、リサイクル対策に関すること<br>3　環境政策班の応援に関すること |
| | 環境保全班 | 1　化学物質流失等、環境保全対策に関すること<br>2　石綿飛散防止対策に関すること<br>3　大気中の放射線モニタリングに関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | 東部ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ班 | 1　プラント施設の災害対策に関すること<br>2　災害時のごみ処理に関すること |
| | 掛洞プラント班 | 1　プラント施設の災害対策に関すること<br>2　災害時のごみ処理に関すること |
| | 寺田プラント班 | 1　プラント施設の災害対策に関すること<br>2　災害時の浄化槽汚泥の処理に関すること |
| | ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ班 | 1　プラント施設の災害対策に関すること<br>2　災害時のごみ処理に関すること |
| 危機管理部<br>（危機管理部長） | 危機管理班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　災害対策全般の連絡調整に関すること<br>3　災害対策本部事務室長、副事務室長、事務室員の業務に関すること<br>4　被災者生活再建支援金の申請及び支給に関すること（市民の受付窓口は、福祉部福祉政策班）<br>5　地下街等における避難計画に関すること<br>6　県への被害報告に関すること<br>7　放射線モニタリング結果の取りまとめに関すること<br>8　行政部関係各班との連携をもとに、各部が策定する「業務を継続するために必要な計画」の策定及び見直しの支援に関すること（但し、全庁的な事項のみ）<br>9　防災行政無線の管理、統制及び災害情報の伝達に関すること |
| | 水防対策班 | 1　水防計画に関すること<br>2　雨量、水位及び各種予報の情報収集に関すること<br>3　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること<br>4　水防団の招集及び指揮に関すること<br>5　水防団の運用に関すること<br>6　水防警報の伝達と対策に関すること<br>7　河川管理施設の運転、操作及び管理人（操作人）との連絡調整に関すること<br>8　市管理の排水機場、ポンプ等の施設管理に関すること |
| | 地域安全推進班 | 1　災害時の交通安全対策に関すること<br>2　災害時の防犯対策における警察との協議、情報共有に関すること<br>3　災害備蓄品(小学校・コミセン)の運搬に関すること |
| 消防本部<br>（消防長） | 消防総務班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　関係機関との連絡調整に関すること<br>3　物資の調達輸送に関すること<br>4　消防団の招集及び運用に関すること<br>5　情報収集、広報に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | 消　防　班 | 1　消防隊からの災害情報の収集に関すること<br>2　消防機械の修理整備、指導に関すること<br>3　災害救助救出に関すること<br>4　救助救出資機材の管理に関すること<br>5　緊急消防援助隊の受援に関すること<br>6　自衛隊の誘導に関すること<br>7　市民消火隊の活動に関すること |
| | 救　急　班 | 1　救急業務に関すること<br>2　医療機関及び関係機関との連絡に関すること<br>3　県支部へのＤＭＡＴの派遣要請に関すること |
| | 予　防　班 | 1　火災予防に関すること<br>2　火災原因の調査及び損害調査に関すること<br>3　広報に関すること |
| | 指　令　班 | 1　消防救急通信の運用及び出動指令に関すること<br>2　火災警報及び気象情報に関すること<br>3　無線電話機の管理に関すること<br>4　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること |
| | 中消防署班 | 1　消防施設の災害対策に関すること<br>2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む）<br>3　各地域に設置される救護所での救護に関すること<br>4　災害時における遺体の捜索に関すること<br>5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること |
| | 南消防署班 | 1　消防施設の災害対策に関すること<br>2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む）<br>3　各地域に設置される救護所での救護に関すること<br>4　災害時における遺体の捜索に関すること<br>5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること |
| | 北消防署班 | 1　消防施設の災害対策に関すること<br>2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む）<br>3　各地域に設置される救護所での救護に関すること<br>4　災害時における遺体の捜索に関すること<br>5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること |
| | 瑞穂消防署班 | 1　消防施設の災害対策に関すること<br>2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む）<br>3　各地域に設置される救護所での救護に関すること<br>4　災害時における遺体の捜索に関すること<br>5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | 山県消防署班 | 1　消防施設の災害対策に関すること<br>2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む）<br>3　各地域に設置される救護所での救護に関すること<br>4　災害時における遺体の捜索に関すること<br>5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること |
| | 本巣消防署班 | 1　消防施設の災害対策に関すること<br>2　災害の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む）<br>3　各地域に設置される救護所での救護に関すること<br>4　災害時における遺体の捜索に関すること<br>5　災害時における飲料水運搬の協力に関すること |
| まちづくり推進部<br>（まちづくり推進部長） | まちづくり推進政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　運搬用、連絡用稼動車両の掌握に関すること<br>3　まちづくり推進部管理施設の被害調査、報告書の作成に関すること<br>4　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること<br>5　避難情報に伴う広報及び避難誘導など避難に関する指揮全般に関すること（水害時）<br>6　中山道加納宿まちづくり交流センターの災害対策に関すること |
| | 建築指導班 | 1　民間建築物の応急危険度判定に関すること<br>2　土地開発地域の災害対策に関する指導に関すること<br>3　被災宅地の危険度判定に関すること<br>4　まちづくり推進政策班の応援に関すること<br>5　屋外広告物の災害対策に関すること |
| | 開発・盛土指導班 | 1　土地開発地域の災害対策に関する指導に関すること<br>2　被災宅地の危険度判定に関すること<br>3　まちづくり推進政策班の応援に関すること |
| | 公共建築班 | 1　市有建築物の応急修理に関すること<br>2　民間建築物の応急危険度判定に関すること<br>3　市有建築物の被害調査に関すること<br>4　罹災証明書の判定等に基づく住宅の応急修理に関すること<br>5　応急仮設住宅の計画及び建設の応援に関すること<br>6　まちづくり推進政策班の応援に関すること |
| | 住家・空家対策班 | 1　応急仮設住宅の計画及び建設に関すること<br>2　応急仮設住宅の管理に関すること<br>3　市営住宅の災害対策に関すること<br>4　既存市営住宅への特定入居に関すること<br>5　関係各部と連携のもとに、既存市営住宅の入居者管理に関すること<br>6　まちづくり推進政策班の応援に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| 都市建設部<br>（都市建設部長） | 都市建設政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　避難情報等に伴う広報及び避難誘導など避難に関する指揮全般に関すること<br>3　避難状況等の諸調査及び報告に関すること<br>4　都市建設部管理施設の被害調査及び報告書の作成に関すること<br>5　災害時における地下街等施設への連絡に関すること<br>6　現地災害対策本部設置時の現地本部員の派遣に関すること |
| | 都市計画班 | 1　市営駐車場施設の災害対策に関すること<br>2　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること |
| | 交通政策班 | 1　コミュニティバスの災害対策に関すること<br>2　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること |
| | 市街地再開発班 | 1　再開発事業地等の災害対策に関すること<br>2　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること |
| | 鉄道高架推進班 | 1　岐阜駅前広場の災害対策に関すること<br>2　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること |
| | 公園整備班 | 1　公園施設の災害対策に関すること<br>2　街路樹の災害対策に関すること<br>3　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること |
| | 区画整理班 | 1　土地区画整理区域内の災害対策に関すること<br>2　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること |
| | 歴史まちづくり班 | 1　避難情報に伴う広報及び避難誘導ほか都市建設政策班の応援に関すること |
| 基盤整備部<br>（基盤整備部長） | 基盤整備政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること<br>3　水防庶務全般、水防用資機材の調達、国、県との連絡調整、各班との連絡調整に関すること<br>4　救助用資材の確保及び器具の収集に関すること<br>5　救助用舟艇の確保に関すること<br>6　災害対策のための労力の確保及び出動数等の記録及び集計に関すること<br>7　基盤整備部管理施設の被害、水害統計に関する報告書の作成に関すること |
| | 広域事業推進班 | 1　交通不能箇所の調査に関すること（道路建設班の応援） |
| | 土木管理班 | 1　急傾斜地等のパトロール及び避難情報に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | 2　交通規制に関する連絡調整に関すること<br>3　災害時の輸送経路の選定に関すること<br>4　道路情報の収集に関すること<br>5　土砂災害情報の収集に関すること<br>6　基盤整備政策班の応援に関すること<br>7　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること<br>8　自転車等駐車場施設の災害対策に関すること |
| | 土木調査班 | 1　急傾斜地等のパトロール及び避難情報に関すること<br>2　交通規制に関する連絡調整に関すること<br>3　災害時の輸送経路の選定に関すること<br>4　道路情報の収集及びパトロールに関すること<br>5　土砂災害情報の収集に関すること<br>6　基盤整備政策班の応援に関すること<br>7　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること |
| | 道路建設班 | 1　道路、橋梁の災害対策及び現場指揮に関すること<br>2　交通不能箇所の調査及び復旧対策に関すること<br>3　長良、大宮陸閘等の現場指揮に関すること<br>4　障害物の除去に関すること |
| | 道路維持班 | 1　道路・橋梁の被害調査及び応急修理に関すること<br>2　道路施設のパトロール及び応急修理に関すること<br>3　道路障害物の調査及び撤去に関すること<br>4　道路附属物の災害調査及び復旧に関すること<br>5　尻毛第1、旦ノ島陸閘等の現場指揮に関すること |
| | 河川班 | 1　河川関係、急傾斜地帯等の災害対策及び現場指揮に関すること<br>2　河川管理施設(排水機、樋門扉、堤防)の情報収集とパトロール及び市内全域(管理者を問わず)の河川パトロールに関すること<br>3　河川管理施設の運転、操作及び管理人（操作人）との連絡調整に関すること<br>4　市管理の排水機場、ポンプ等の施設管理に関すること |
| | 公共用地班 | 1　水防庶務全般、水防用資機材の調達、国、県との連絡調整、各班との連絡調整に関すること<br>2　救助用資材、器具の収集に関すること |
| 上下水道事業部<br>（上下水道事業部長） | 上下水道事業政策班 | 1　部内の共通任務に関すること<br>2　被害状況の情報収集に関すること<br>3　応急活動等に必要な資源（人、物、資金、情報等）の確保に関すること<br>4　災害関係費の出納に関すること |
| | 営業班 | 1　災害時における応急給水活動に関すること<br>2　応急仮設住宅への上下水道管布設に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | 上水道事業班 | １　災害時における応急給水活動に関すること<br>２　上水道の水道施設の災害対策に関すること |
| | 下水道事業班 | １　下水道施設（下水道管路）の災害対策に関すること |
| | 上水道施設班 | １　水源施設の災害対策に関すること<br>２　水道水の水質検査に関すること<br>３　水道水の放射線モニタリングに関すること |
| | 下水道施設班 | １　下水道施設（処理場、ポンプ場）の災害対策に関すること<br>２　下水道放流水の水質検査に関すること。 |
| | 水質管理班 | １　水道水及び下水道放流水の水質検査に関すること<br>２　水道水の放射線モニタリングに関すること |
| | 維持管理班 | １　災害時における応急給水活動に関すること<br>２　上水道の水道施設の災害対策に関すること |
| 女子短期大学部<br>（短大事務局長） | 女子短大総務管理班 | １　学校施設の災害対策に関すること<br>２　学校に避難所を開設及び運営管理に関すること<br>３　学生の災害活動の協力に関すること |
| | 女子短大新大学設置推進班 | １　女子短大総務管理班の分担任務に関すること |
| 教育部<br>（教育委員会事務局長） | 教育政策班 | １　部内の共通任務に関すること<br>２　教育関係義援物品の受付対策に関すること<br>３　教科書、学用品の被害対策に関すること<br>４　学校班との連絡調整に関すること<br>５　教育・文化関係の被害調査の報告及び取りまとめに関すること |
| | 教育施設班 | １　教育施設の災害対策に関すること<br>２　学校班との連絡調整に関すること<br>３　教育、文化関係の被害調査及び報告書の作成に関すること<br>ただし、取りまとめは教育政策班とする |
| | 学校指導班 | １　災害時に教職員の欠員を生じた場合の対策に関すること<br>２　災害時の授業困難な場合の応急教育対策に関すること<br>３　被害児童、生徒の学用品、教科書の損失調査及び支給計画に関すること<br>４　災害活動に協力する生徒との連絡調整に関すること<br>５　学校班との連絡調整に関すること<br>６　教育研究所の避難所開設及び運営管理に関すること<br>７　学校に避難所の開設を指示すること<br>８　災害対策本部事務室への職員の派遣に関すること |
| | 幼児教育班 | １　災害時に教職員の欠員を生じた場合の対策に関すること<br>２　災害時の保育困難な場合の応急教育対策に関すること<br>３　被災園児の教材の損失調査及び支給計画に関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | 4　幼稚園班との連絡調整に関すること<br>5　幼稚園に避難所の開設を指示すること |
| | 幼　稚　園　班 | 1　幼稚園施設の災害対策に関すること<br>2　幼稚園の避難所開設及び運営管理に関すること<br>3　災害救助用教材の支給計画に関すること<br>4　災害時の幼稚園給食の対策及び実施に関すること<br>5　幼稚園班相互の災害時の協力に関すること<br>6　大気中の放射線モニタリングに関すること |
| | 小　学　校　班 | 1　学校施設の災害対策に関すること<br>2　学校の避難所開設及び運営管理に関すること<br>3　児童災害活動の指導に関すること<br>4　災害時の授業実施に関すること<br>5　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること<br>6　災害時における学校給食の対策及び実施に関すること<br>7　学校班相互の災害時の協力に関すること<br>8　大気中の放射線モニタリングに関すること |
| | 中　学　校　班 | 1　学校施設の災害対策に関すること<br>2　学校の避難所開設及び運営管理に関すること<br>3　生徒災害活動の指導に関すること<br>4　災害時の授業実施に関すること<br>5　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること<br>6　災害時における学校給食の対策及び実施に関すること<br>7　学校班相互の災害時の協力に関すること<br>8　大気中の放射線モニタリングに関すること |
| | 特別支援学校班 | 1　生徒災害活動の指導に関すること<br>2　災害時の授業実施に関すること<br>3　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること<br>4　災害時における学校給食の対策及び実施に関すること<br>5　学校班相互の災害時の協力に関すること<br>6　大気中の放射線モニタリングに関すること |
| | 義務教育学校班 | 1　学校施設の災害対策に関すること<br>2　学校の避難所開設及び運営管理に関すること<br>3　生徒災害活動の指導に関すること<br>4　災害時の授業実施に関すること<br>5　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること<br>6　災害時における学校給食の対策及び実施に関すること<br>7　学校班相互の災害時の協力に関すること<br>8　大気中の放射線モニタリングに関すること |

| | | |
|---|---|---|
| | 商業高等学校班 | 1　学校施設の災害対策に関すること<br>2　学校の避難所開設及び運営管理にすること<br>3　生徒災害活動の指導に関すること<br>4　災害時の授業実施に関すること<br>5　災害救助用教科書、学用品等の支給計画に関すること<br>6　大気中の放射線モニタリングに関すること |
| | 学校安全支援班 | 1　児童、生徒の健康管理と学校の環境衛生に関すること<br>2　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校施設における大気中の放射線モニタリング結果の取りまとめに関すること<br>3　災害時における学校給食の対策に関すること<br>4　地域保健班との連絡調整に関すること |
| | 社会・青少年教育班 | 1　青少年会館施設の災害対策に関すること<br>2　青少年会館に避難所を開設及び運営管理に関すること<br>3　少年自然の家施設の災害対策に関すること<br>4　少年自然の家に避難所を開設及び管理運営に関すること<br>5　ドリームシアター岐阜施設の災害対策に関すること<br>6　ドリームシアター岐阜に避難所を開設及び管理運営に関すること<br>7　災害活動に協力する女性の会連絡協議会奉仕団との連絡調整に関すること<br>8　学校安全支援班との連絡調整に関すること |
| 議会事務局部<br>（議会事務局長） | 議会総務班 | 1　部の共通任務に関すること<br>2　議員への情報提供に関すること<br>3　議員からの情報収集に関すること<br>4　議員の安否確認に関すること |
| | 議事調査班 | 1　議員への情報提供に関すること<br>2　議員からの情報収集に関すること<br>3　議員の安否確認に関すること |

### ９　支援本部

岐阜市以外の市町村で大規模な災害被害が生じ、岐阜市の支援が必要と認められる場合は、市長を本部長とする支援本部を設置し、岐阜市災害時受援・支援計画に基づき全庁的な対応を行う。ただし、市内において災害が発生した場合は、市内の対応を優先する。

支援本部の組織及び運営については、岐阜市緊急支援本部及び復興支援本部要綱の規定するところによるものとする。

## 第６項　体制の伝達

### １　伝達手段

(1)　勤務時間内

| 体制等 | 伝達者 | 受信者 | 伝達方法 |
|---|---|---|---|
| 準備体制 | 危機管理部（庁内放送は、管財課に依頼） | 全部（職員） | 庁内放送<br>庁内メール |
| 第一警戒体制 | | | |
| 第一警戒体制から第二警戒体制に移行 | | | |
| 第一・第二非常体制 | | | |

(2)　勤務時間外

| 体制等 | 伝達者 | 受信者 | 伝達方法 |
|---|---|---|---|
| 準備体制 | 守衛室 | 危機管理部当番員<br>基盤整備部当番 | 電話連絡 |
| 第一警戒体制 | 守衛室 | まちづくり推進部当番員<br>都市建設部当番員<br>経済部当番員 | 電話連絡 |
| | 消防本部 | メール登録者 | 職員参集メール |
| | 危機管理部 | メール登録者 | 職員参集メール |
| 第一警戒体制から第二警戒体制へ移行 | 危機管理部 | 当番員<br>本部連絡員<br>メール登録者 | 電話連絡<br>電話連絡（参集する部）・職員参集メール<br>職員参集メール |
| 第一・第二非常体制 | 危機管理部 | 本部連絡員<br>メール登録者 | 電話連絡・職員参集メール<br>職員参集メール |

各部は、緊急連絡網を作成し、必要な情報を伝達すること。

### ２　伝達経路図

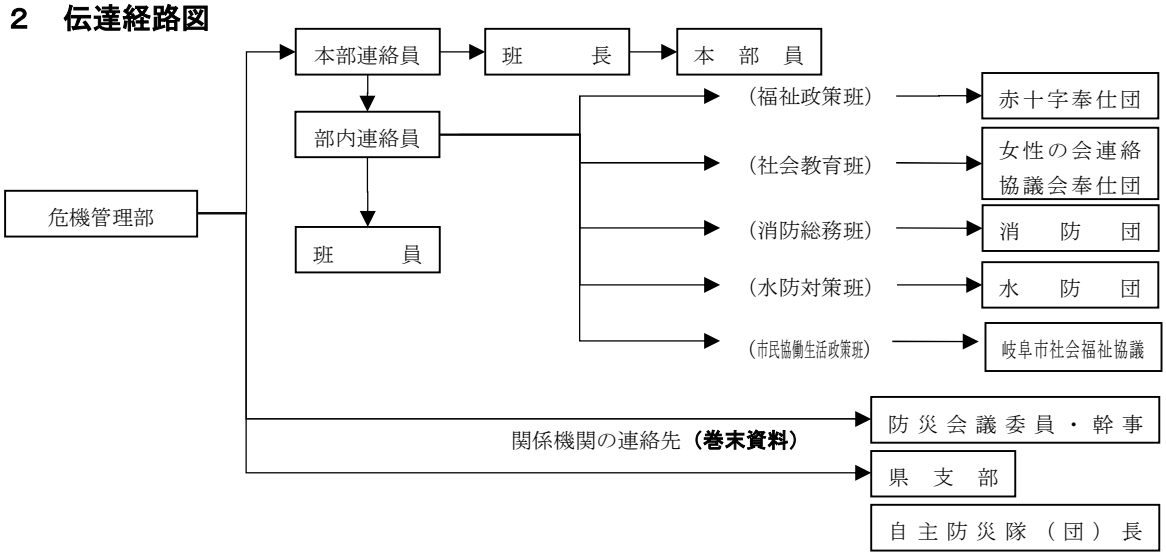

## 第７項　市職員の証票等

### １　岐阜市職員証

「岐阜市職員証」は、市本部職員の身分証明とするとともに、「災害対策基本法」第83条第2項(強制命令の執行に伴う立ち入り検査時の身分証票)による身分を示す証票とする。

### ２　防災服及び腕章

災害応急対策を実施する者は、防災服及び次に示す腕章を着用する。なお、ベストの着用をもって腕章に代えることができる。

(1)　本部長、副本部長腕章

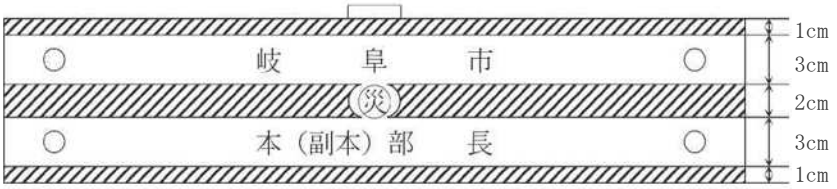


(2)　部長腕章（本部員）

(3)　本部事務室長腕章

(4)　本部副事務室長腕章

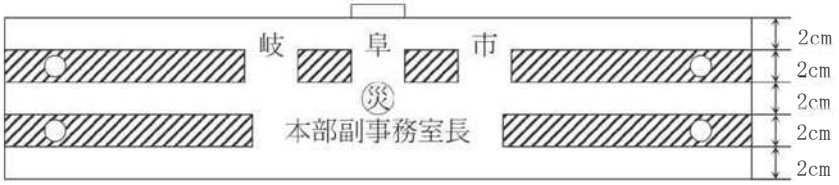

(5)　副本部員・班長腕章

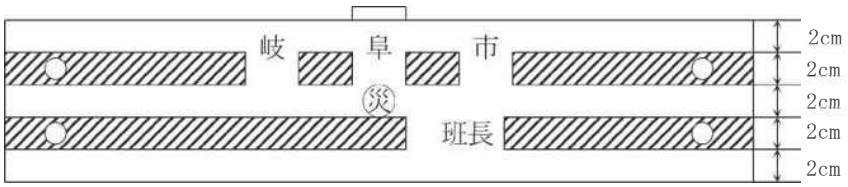


(6)　本部連絡員腕章

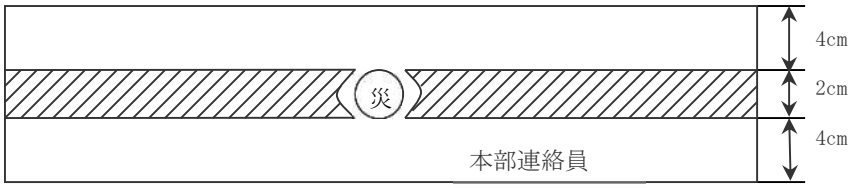


(7)　班員腕章

(注)

１．腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。

２．地は白色、字は黒色とし、線は赤色とする。

３．ホック止めとする。

## ３　標旗等

災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗を付する。

地色は赤色とする

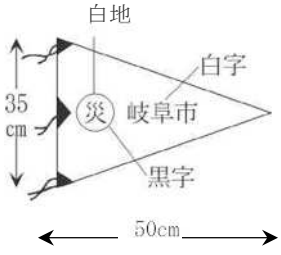

地　域　災　害　対　策　本　部　設　置　場　所　　別表１

| 名　　称 | 設　置　場　所 | 住　　所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 金　華　地域災害対策本部 | 金　華　公　民　館 | 大工町1 | 265-7203 |
| 京　町　〃 | 京　町　〃 | 京町3丁目19 | 266-0348 |
| 明　徳　〃 | 明　徳　〃 | 明徳町11 | 264-3321 |
| 徹　明　〃 | 徹　明　〃 | 金宝町4丁目1 | 266-0351 |
| 白　山　〃 | 白　山　〃 | 白山町2－1 | 264-0422 |
| 梅　林　〃 | 梅　林　〃 | 金竜町6丁目6 | 246-9079 |
| 本　郷　〃 | 本　郷　〃 | 本郷町3丁目1 | 253-7975 |
| 華　陽　〃 | 華　陽　〃 | 華陽5-11 | 246-1883 |
| 木之本　〃 | 木之本　〃 | 木ノ本町1丁目18 | 253-7351 |
| 本　荘　〃 | 本　荘　〃 | 此花町6丁目29 | 253-5389 |
| 日　野　〃 | 日　野　〃 | 日野西4丁目2-6 | 245-0530 |
| 長　良　〃 | 長　良　〃 | 長良259 | 294-1962 |
| 長良西　〃 | 長良西　〃 | 万代町2丁目5-1 | 233-8090 |
| 長良東　〃 | 長良東　〃 | 長良宮路町3丁目5-1 | 294-3674 |
| 島　〃 | 島　〃 | 北島7丁目6-12 | 294-3774 |
| 早　田　〃 | 早　田　〃 | 学園町2丁目35 | 232-2343 |
| 城　西　〃 | 城　西　〃 | 萱場東町1丁目1 | 294-5128 |
| 三　里　〃 | 三　里　〃 | 六条東2丁目14-9 | 273-6811 |
| 鷺　山　〃 | 鷺　山　〃 | 鷺山北町1401-2 | 294-1665 |
| 加納東　〃 | 加納東　〃 | 加納西丸町1丁目73-2 | 273-6848 |
| 加納西　〃 | 加納西　〃 | 加納高柳町1丁目1 | 273-6923 |
| 則　武　〃 | 則　武　〃 | 則武209-2 | 231-1407 |
| 常　磐　〃 | 常　磐　〃 | 上土居838 | 294-3663 |
| 長森南　〃 | 長森南　〃 | 切通5丁目3-14 | 246-9069 |
| 長森北　〃 | 長森北　〃 | 野一色4丁目11-3 | 247-3129 |
| 長森西　〃 | 長森西　〃 | 北一色5丁目5-1 | 247-3152 |
| 長森東　〃 | 長森東　〃 | 水海道2丁目10-1 | 247-9591 |
| 木　田　〃 | 木　田　〃 | 木田479-5 | 239-2472 |
| 岩野田　〃 | 岩野田　〃 | 粟野西2丁目33 | 237-2619 |
| 岩野田北　〃 | 岩野田北　〃 | 粟野東2丁目33-3 | 237-2934 |

| 名　　称 | 設　置　場　所 | 住　　所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 黒　野　地域災害対策本部 | 黒　野　公 民 館 | 下鵜飼1564-3 | 239-0280 |
| 方　県　　〃 | 方　県　　〃 | 安食443-2 | 238-8005 |
| 茜　部　　〃 | 茜　部　　〃 | 茜部新所4丁目126-2 | 273-6935 |
| 鶉　　〃 | 鶉　　〃 | 中鶉7丁目11 | 274-0900 |
| 西　郷　　〃 | 西　郷　　〃 | 中西郷4丁目236 | 239-2473 |
| 七　郷　　〃 | 七　郷　　〃 | 西改田字川向3 | 239-5165 |
| 市　橋　　〃 | 市　橋　　〃 | 市橋4丁目10-10 | 273-6849 |
| 岩　　〃 | 岩　　〃 | 岩滝西1丁目612 | 242-2270 |
| 鏡　島　　〃 | 鏡　島　　〃 | 鏡島西2丁目2-47 | 253-7982 |
| 厚　見　　〃 | 厚　見　　〃 | 上川手198-5 | 273-6429 |
| 日置江　　〃 | 日置江　　〃 | 日置江1859-1 | 279-2410 |
| 芥　見　　〃 | 芥　見　　〃 | 芥見2丁目98 | 242-3209 |
| 芥見東　　〃 | 芥見東　　〃 | 大洞桜台1丁目26-2 | 241-1062 |
| 藍　川　　〃 | 藍　川　　〃 | 加野3丁目3-1 | 241-1063 |
| 合　渡　　〃 | 合　渡　　〃 | 寺田3丁目11-1 | 253-6095 |
| 三輪南　　〃 | 三輪南　　〃 | 太郎丸1034 | 229-3362 |
| 三輪北　　〃 | 三輪北　　〃 | 北野東356 | 229-3212 |
| 網　代　　〃 | 網　代　　〃 | 秋沢2丁目297 | 239-9645 |
| 芥見南　　〃 | 芥見南　　〃 | 芥見南山3丁目12-1 | 241-2143 |
| 柳　津　　〃 | 柳　津　　〃 | 宮東1丁目1 | 388-2026 |

# 第２節　災害対策活動要員の確保

## 第１項　職員の動員

**【実施担当部】**

１　各部

**〈方針〉**

災害時において、災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、災害対策要員を確保する。

**〈実施内容〉**

### １　動員の体制

(1)　動員人員

ア　準備体制及び警戒体制

**本章第１節第１項及び第２項**に定める人員とする。

イ　非常体制

体制をとる部において、災害応急対策が確実に実施できる人員をあらかじめ災害応急対策マニュアルで定める。

(2)　動員の計画

各部は、動員の系統、職員の動員順序、あるいは連絡の方法について、具体的な計画を災害応急対策マニュアルで定める。

(3)　自主参集

職員は、勤務時間外において動員の連絡がない場合においても、報道等により災害が発生し、又は発生の恐れがあることを覚知した場合は、自ら参集することを所属長に連絡後、速やかに勤務場所に参集する。

**参照：職員動員可能者数（巻末資料）**

(4)　参集を除外する者

次の者は、参集を除外する。

ア　けが、病気等により許可を得て休暇中の職員

イ　その他所属長が参集を除外すると認めた職員

(5)　参集状況報告

各部は、班ごとの参集人員を取りまとめ、速やかに本部事務室長に報告及び提出をする。**（様式１号）**

### ２　参集時の注意事項

(1)　参集者の服装・携行品

参集者は、応急活動に適した服装で、手袋、タオル、懐中電灯、食糧、飲料水、その他非常用品等を携行する。

(2)　参集途上の緊急措置

参集途上において救助等を要する災害現場に遭遇したときは、必要に応じて付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、所属に連絡する。

(3)　被害状況の報告

職員が参集途上に知り得た情報は、各部で取りまとめ速やかに本部事務室長に提出する。**（様式１号）**

### ３　職員の応援

災害応急対策等を実施する際に職員が不足するときは、職員派遣マニュアルに基づき、職員の応援を実施する。

(1)　市本部における応援順位

ア　部内での職員派遣による応援

イ　他部からの応援

ウ　市本部をもって不足する場合は、県本部に職員の派遣要請を行う。

エ　ア～ウにおいても災害時応急対策等のための人員(職員等)が不足する場合は、「災害応援に関する協定書」等により他都市の職員の派遣を要請する。

オ　他都市等から職員を受け入れる場合や派遣する場合は、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

(2)　応援要請方法

ア　各部は、部内での職員派遣を実施しても職員が不足する場合は、他部からの職員の応援を要請するため、本部連絡員を通じ本部事務室長に「職員の応援に関する要請書」**（様式２号）**を提出する。

イ　本部事務室長は、職員の活動状況、応援要請の内容から総合的に判断し、応援派遣することができると判断した場合は、行政部人事班に応援派遣職員の動員を指示する。

ウ　行政部人事班は、本部事務室長から応援職員の派遣について指示された場合は、職員の活動状況、応援要請の内容から派遣可能な部と調整を行い、応援派遣職員を動員する。

### ４　職員の健康管理、惨事ストレス対策

(1)　市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

(2)　救急、救助又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(3)　消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第２項　技術者等の雇上げ

**【実施担当部】**

１　関係各部（担当業務ごとに、各班において実施）

**〈方針〉**

災害応急対策の実施が、災害対策本部の職員及び奉仕団員の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときに労務者等を雇上げ、災害応急対策に当たらせる。

**〈実施内容〉**

**１　雇上げの許可等**

雇上げの実施については、事前に本部事務室長の許可を得るものとし、許可を得るいとまのないときは、事後においてその都度本部事務室に報告する。

**２　給与の支払**

賃金等の給与額は、その時における地域の慣行料金以内(職業安定所の業種別標準賃金以内)によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、これによる。

**３　労務者従事記録**

労務者を雇上げた班は、次の記録を作成し、整備保管する。

(1)　労務者出役表**（様式３号）**

日々の出役の状況を確認記録する。

(2)　賃金台帳**（様式４号）**

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

**４　災害救助法による基準等**

「災害救助法」による救助実施のための賃金職員雇上げの範囲その他の基準等は、次による。

(1)　賃金職員雇い上げの範囲

ア　被災者避難のための賃金職員

原則として認めないが、市本部長の指示による避難で、特に誘導賃金職員を必要とするとき。

イ　医療及び助産の移送賃金職員

医療班では処置できない重症患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員又は医療班の移動に伴う賃金職員（医療班員を背負って急流を渡るような賃金職員）を必要とするとき。

ウ　被災者の救出

被災者を救出するための賃金職員を必要とするとき及び被災者救出に必要な機械器

具、資材の操作又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

エ　飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄水するための医療品の配布等に賃金職員を必要とするとき。

オ　生活必需物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食料品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積降ろし、上乗、運搬）又は配分に賃金職員を必要とするとき。

カ　遺体の捜索

遺体の捜索に賃金職員を必要とするとき及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

キ　遺体の処置等

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に賃金職員を必要とするとき。

上記以外の救助作業のため賃金職員の必要が生じたときは、県支部救助班を経由して県本部防災班に範囲外賃金職員について要請する。

県本部防災班は、要請その他により範囲外賃金職員を認めたときは、内閣総理大臣にその旨を申請し、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　賃金職員の雇上げを要する目的又は救助種目
(ｲ)　賃金職員の所要人数
(ｳ)　雇上げを要する期間
(ｴ)　賃金職員雇上げの理由
(ｵ)　賃金職員雇上げを要する経費

(2)　賃金職員雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(3)　費用の限度

**同項２　給与の支払**に示す費用による。

(4)　報告その他事務手続き

各班は、賃金職員を雇上げたとき「救助日報」**（様式５号）**により、毎日その状況を県支部救助班を経由して県本部防災班に報告する。なお、賃金職員雇上げに関する記録は、「労務者従事記録」**（様式６号）**によるが、災害救助分については、判然と区分し整頓する。

## 第３項　従事命令等

**【実施担当部】**

１　消防本部　　２　基盤整備部　　３　関係各部（市本部長から委任を受けた場合）

**〈方針〉**

災害応急対策実施のための要員が、一般の動員や災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

**〈実施内容〉**

### １　従事命令等の種類及び執行者

| 対象作業 | 命令区分 | 根拠法律 | 執行者 |
|---|---|---|---|
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第29条第5項 | 消防吏員　消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第24条 | 水防管理者　水防団長<br>消防機関の長 |
| 災害救助作業<br>（災害救助法適用救助） | 従事命令 | 災害救助法第7条 | 県知事<br>市長（委任を受けた場合） |
| | 協力命令 | 災害救助法第8条 | |
| 災害応急対策作業<br>（除災害救助） | 従事命令 | 災害対策基本法第71条 | 県知事<br>市長（委任を受けた場合） |
| | 協力命令 | 災害対策基本法第71条 | |
| 災害応急対策作業<br>（全般） | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第1項 | 市長 |
| | | 災害対策基本法第65条第2項、第3項 | 警察官・自衛官 |
| 災害応急対策作業<br>（全般） | 従事命令 | 警察官職務執行法第4条 | 警察官 |
| | | 自衛隊法第94条第1項 | 自衛官 |

### ２　従事命令等の対象者

| 命令区分 | 従事対象者 |
|---|---|
| 消防作業 | 火災の現場付近にある者 |
| 水防作業 | 市区域内に居住する者又は水防の現場にある者 |
| 災害救助その他の作業<br>（協力命令） | 救助を要する者及びその近隣の者 |
| 災害応急対策全般<br>（災害対策基本法による市長の従事命令） | 市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |

### ３　従事命令等の執行

従事命令の執行については、消防作業のための従事命令は消防吏員、水防作業のための従事命令は基盤整備部吏員、「災害対策基本法」による従事命令は市本部長から委任を受

けた吏員が担当する。

なお、「災害対策基本法」第65条に基づいて警察官又は自衛官が従事命令を発した場合は、本部事務室に通知する。

### ４　公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を取消すときは、「公用令書」を交付する。

なお、市長が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要としない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

(1)　災害救助法による従事命令**（様式７号）**
(2)　災害救助法による従事命令の取り消し**（様式８号）**
(3)　災害対策基本法による従事、協力命令**（様式９号）**
(4)　災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令**（様式10号）**
(5)　災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令**（様式11号）**

### ５　実費弁償

消防法第29条第５項、水防法第24条及び災害対策基本法第65条第１項による従事命令を発した場合の実費弁償は、行わない。

ただし、災害対策基本法第71条第２項及び災害救助法第30条第１項により、市長が従事命令等を発した場合の実費弁償は、県が行う。

### ６　損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、次により損害補償又は扶助金を支給する。

| 区　　分 | 災害救助(知事命令) | 災害対策基本法<br>(知事命令) | 市長の命令 |
|---|---|---|---|
| 基準根拠 | 災害救助法施行令 | 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例 | 岐阜市消防団員等公務災害補償条例 |
| 補償等の種類 | 療養扶助金<br>休業扶助金<br>障がい扶助金<br>遺族扶助金<br>葬祭扶助金<br>打切扶助金 | 療養補償<br>休業補償<br>障がい補償<br>遺族補償<br>葬祭補償<br>打切補償 | 療養補償<br>休業補償<br>障がい補償<br>遺族補償<br>葬祭補償 |
| 支給額 | 施行令に定める額 | 条例で定める額 | 条例で定める額 |
| 請求様式 | **様式 12 号** | **様式 13 号** | 市で定める様式 |

## ７　その他

(1)　従事台帳の作成

従事命令を発した吏員の所属する班は、「従事者台帳」**（様式14号）**を作成し、整備保管する。

(2)　従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故等により作業に従事することができない場合は、理由書を添付して市長に届け出る。

## 第４項　市以外の関係機関に対する動員（応援）

**【実施担当部】**

１　行政部

**〈方針〉**

災害応急対策実施のための要員が、市地域において確保できないときは、県支部の担当班に応援要請する。

**〈実施内容〉**

### １　応援要請先

県支部の応援要請先は、次による。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 医療関係者 | 県支部保健班 |
| (2) | 家畜医療関係者 | 県支部家畜保健衛生班 |
| (3) | 土木建築関係者 | 県支部土木班 |
| (4) | 水道工事関係者 | 県支部保健班 |
| (5) | 一般労務者(救助用賃金職員) | 県支部総務班(救助係) |
| (6) | 市町村所属奉仕団 | 県支部総務班(救助係)、教育班 |

### ２　応援要請手続き

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(1)　従事すべき作業の内容(労務の種別)
(2)　所要人員
(3)　就労期間(○日○時～○日○時)
(4)　集合の場所(移送の方法)
(5)　携行品その他必要条件

### ３　市が全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合の応急措置の代行

(1)　県による代行

県は、被災により市が全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、下記の権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

ア　警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ　他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ　現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

(2)　国による代行

国土交通省等は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち以下の権限に

より実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

ア　緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限

イ　他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ　現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

# 第３節　ボランティア対策

**【実施担当部】**

１　市民協働生活部　　２　福祉部　　３　市社会福祉協議会

**〈方針〉**

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。

そのため、関係団体との連携体制の構築を図りつつ、災害ボランティア計画によりボランティアに対するニーズや支援活動の全体像を把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

**〈実施内容〉**

**１　災害ボランティアの支援に関する対応**

(1)　災害ボランティアセンターの設置及び運営

ア　市社会福祉協議会は、災害が発生した場合においてその被害の状況により災害ボランティア活動が必要と認められるときは、市本部と協議のうえ原則としてぎふメディアコスモスに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害ボランティアセンターの運営を担う。

イ　市本部及び市社会福祉協議会は、災害時における災害ボランティアセンターの運営及び災害ボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保する。

ウ　市社会福祉協議会は、著しい被害を受けた地域、地理的な課題等のため、災害ボランティアセンター分室（サテライト）の設置が必要であるときには、市本部と協議のうえその設置場所を確保する。

(2)　総合ボランティア部会の設置

災害ボランティアセンターが設置された場合には、本部事務室に総合ボランティア部会（市民協働生活部・市社会福祉協議会）を設置し、災害ボランティアセンターとの調整を図る。

(3) 連携のとれた支援活動の展開

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等のボランティア団体等との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するとともに、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けやごみなどの収集運搬を行うよう努めるなど、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

**２　市社会福祉協議会の活動**

市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めたときは、市社会福祉協議会事務局内に市社会福祉協議会災害対策本部（市社協災対本部）を設置する。市社協災対本部は、市本部と協議のうえ、災害ボランティア活動が必要と判断した場合は、災害ボランティア

センターの設置を決定する。活動の詳細については、災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書のほか、別に定める岐阜市災害ボランティア計画（市）及び岐阜市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（市社会福祉協議会）による。

(1)　市社協災対本部の業務

ア　災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定及び運用

イ　市本部と協議の上、災害ボランティアセンター設置及び撤収の決定

ウ　その他、市社会福祉協議会が実施している事業の災害対応に関する総合調整

(2)　災害ボランティアセンターの業務

ア　被災情報の把握

イ　ボランティアニーズの把握

ウ　災害ボランティアの募集及び受付

エ　災害ボランティア活動の情報発信

オ　災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問合せへの対応

カ　ボランティア活動保険の加入手続き

キ　災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出し、保管及び管理

ク　災害ボランティア活動に必要な移動支援

ケ　被災状況、避難情報、インフラ等の復旧計画、復旧情報、ボランティアによる支援活動の状況、特に支援を必要とする者の情報及び災害ボランティア活動に必要と認められる情報についての、市本部との情報共有

コ　関係機関及び関係団体の間の連絡、調整、仲介等

サ　その他、災害ボランティアセンターの活動に必要な業務

**協定：災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書（岐阜市社会福祉協議会）**

### ３　専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識、技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、総合ボランティア部会等と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行う。

### ４　日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、岐阜市赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤援助事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

### ５　感染症流行時における災害ボランティアの受入れ

感染症流行時において、甚大な災害が発生した場合には全国から多くのボランティアを受入れることになるため、感染症の専門家に意見を伺いながら受入れに必要となる感染症対策について整理する。

# 第４節　自衛隊災害派遣要請

**【実施担当部】**

１　本部事務室

**〈方針〉**

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、「災害対策基本法」第68条の２の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

**〈実施内容〉**

**１　災害派遣要請の基準**

(1)　災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関では不可能又は困難であると認められるとき。

(2)　災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

**２　災害派遣の要請**

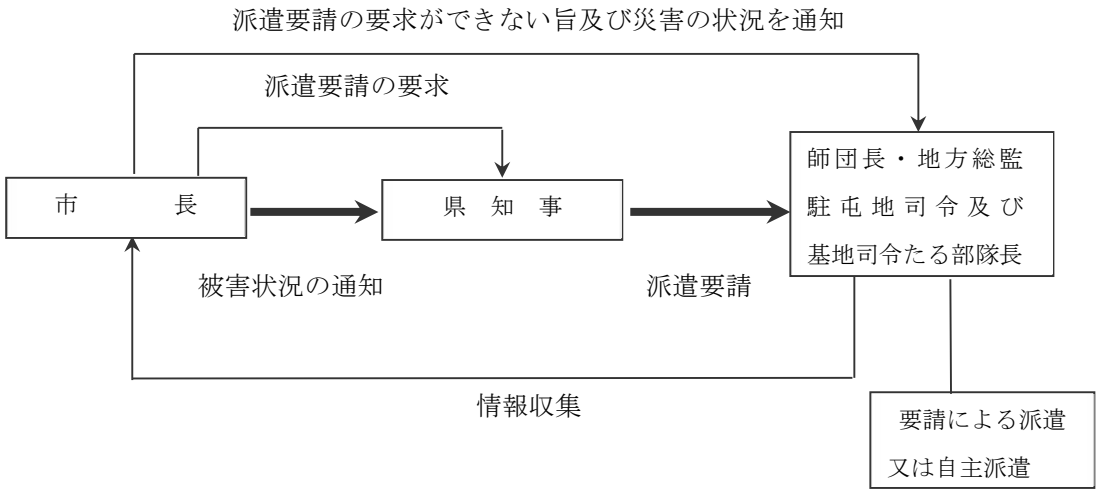


**３　災害派遣要請の手続き**

(1)　市長は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」**（様式15号）**により、県知事に自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。

また、要請を行った場合は、必要に応じてその旨及び市内の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。（担当：本部事務室　連絡班）

(2)　市長は、県知事に自衛隊の派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに当該通知した旨を県知事に通知する。

**４　自衛隊情報連絡員の派遣依頼**

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、自衛隊に対して市本部に自衛隊情報連

絡員の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図る。

連絡先　自衛隊岐阜地方協力本部総務課（長良福光）

電話　　058-232-3127

## ５　連絡調整窓口

(1)　岐阜県防災課

電　話　　058-272-1111（内線9907~9910）　058-272-1034（直通）

ＦＡＸ　　058-271-4119　　400-2-9907~9910（防災行政無線）

(2)　陸上自衛隊第35普通科連隊第３科(守山)

電　話　　052-791-2191　(内線4832　夜間、休日内線4509)

ＦＡＸ　　052-791-2191　(内線4839)

(3)　航空自衛隊第１輸送航空隊司令部防衛部（小牧基地）

電　話　　0568-76-2191　(内線4032・夜間内線4017)

(4)　航空自衛隊第２補給処企画課（岐阜基地）

電　話　　058-382-1101　(内線2682・夜間内線2225)

ＦＡＸ　　058-382-4899

## ６　自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、「自衛隊法」に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

## ７　災害派遣部隊の活動範囲

(1)　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2)　避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3)　遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4)　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5)　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6)　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7)　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8)　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要するものについて行う。

(9)　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10)　救援物資の無償貸与又は譲渡

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11)　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12)　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## ８　受入れ体制

本部事務室は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、次の事項に留意し、その受入れ体制に万全を期す。

(1)　派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定（本部事務室長が、状況に応じ決定する）

(2)　作業計画及び資機材の準備（作業計画担当：本部事務室本部員会議グループ・情報処理グループ）

(3)　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

(4)　住民の協力

(5)　派遣部隊の誘導（担当：消防本部）

(6)　活動状況の報告（担当：本部事務室総務班情報提供グループ）

## ９　県警の協力

本部事務室は、自衛隊派遣を円滑に実施するため必要があると認めたときは、県本部警察部(警備第二班担当)と協議して、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を依頼する。

## 10　要請事項の変更

本部事務室は、派遣に当たって要請依頼した事項を変更する必要が生じたときは、直ち

に順序を経て、県本部危機管理班に連絡する。

連絡を受けた危機管理班は、陸上自衛隊第10師団長又は航空自衛隊岐阜基地司令と協議して変更する。

## 11　経費の負担区分

(1)　自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市等が負担するものとし、下記を基準とする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営並びに救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼動させるため必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ　市が管理する有料道路の通行料

(2)　その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度決定する。

## 12　派遣部隊撤収時の手続き

(1)　市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」**（様式16号）**を提出し撤収を依頼する。

(2)　派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、本部事務室長が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずる。

## 13　自衛隊ヘリコプターの派遣要請に関する留意事項

(1)　派遣要請

ア　派遣要請は、「災害派遣要請依頼書」**（様式15号）**にその旨を明示し、事前又は早期に行うこと。

イ　派遣要請は事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

(2)　発着場選定基準

ア　地面は堅固で傾斜６度以内であること。

イ　周囲にあまり障害物がないこと。少くとも２方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、下図のとおり障害物があっても離着陸は可能である。

〈発着場〉

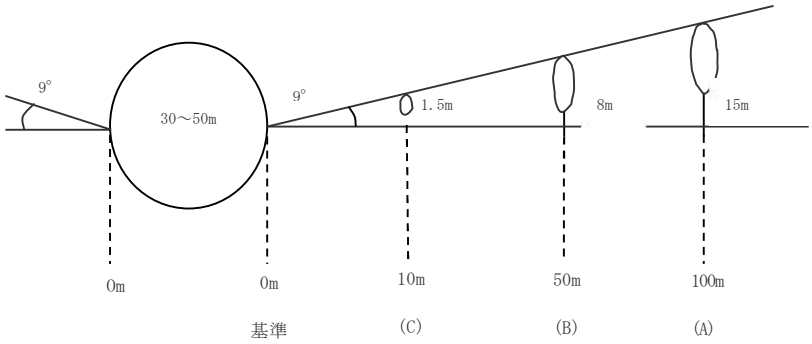


①　小型機(OH-6)の場合　（カッコ内は夜間）

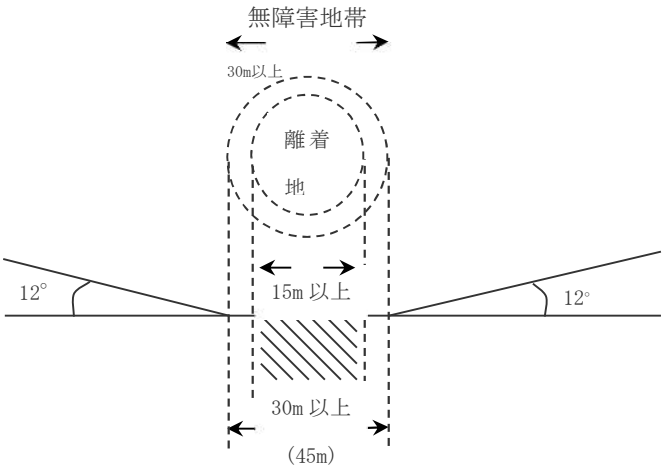


②　中型機(HU-1)の場合　（カッコ内は夜間）

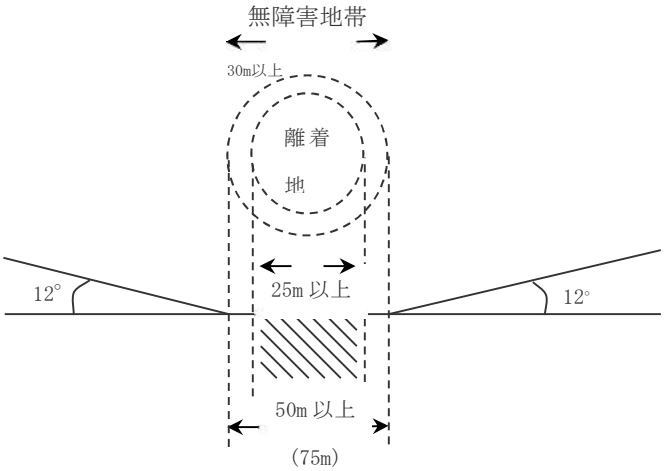

③　大型機（CH－47Ｊ）の場合

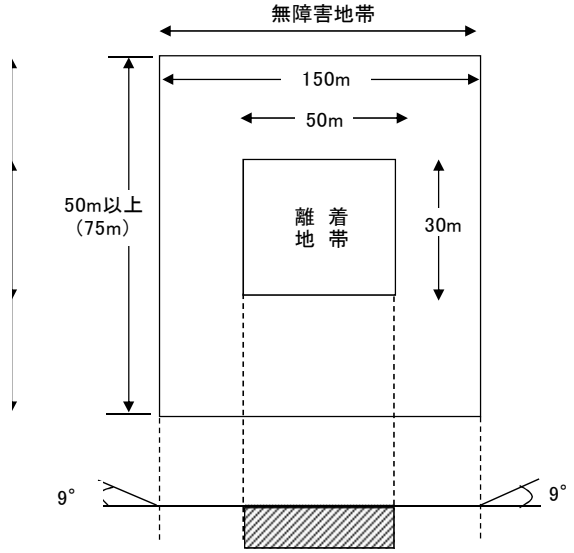


(3)　発着場の標示

風向きに対して、石灰等でⒽを書くこと。

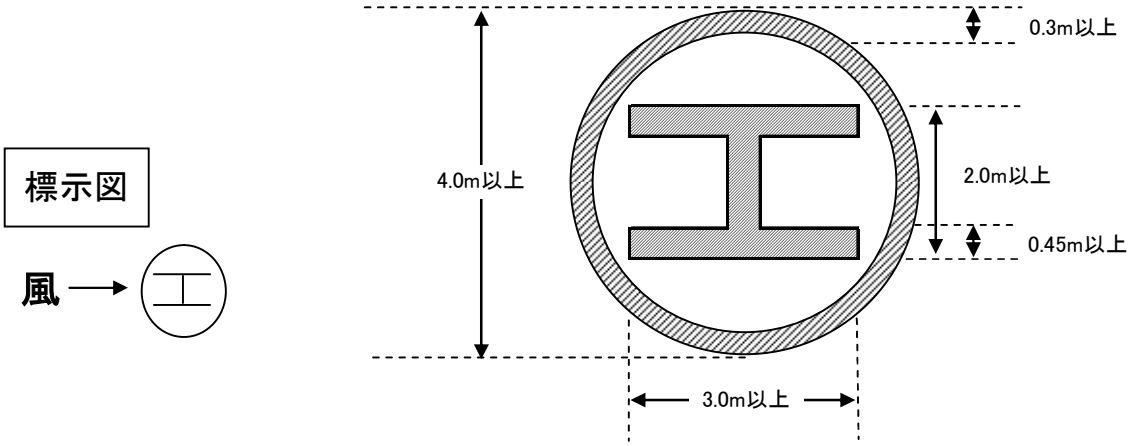


（注）斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

（吹流し）　　（旗）

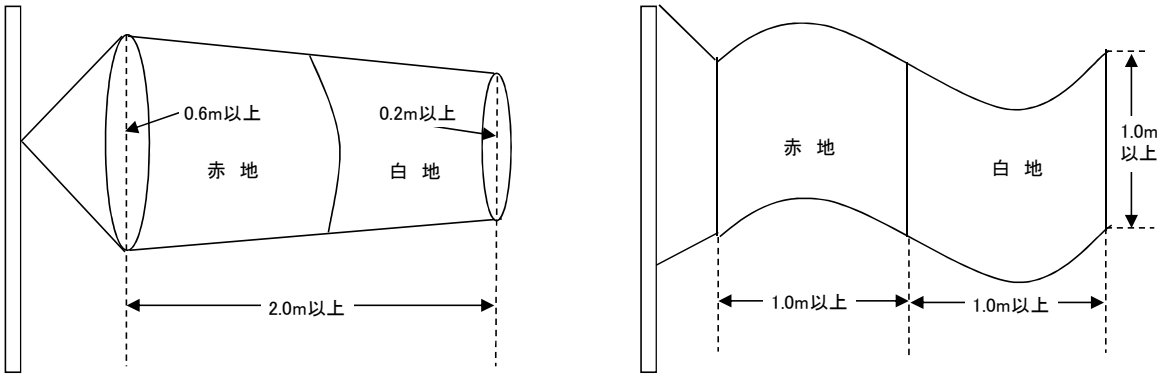


(4)　発着場における安全

ア　発着場は平面にし、必要に応じ撒水し、積雪時は踏み固めること。

イ　発着場の半径 25m以内には、人が入らないこと。

ウ　ヘリコプターによる物資等を輸送する場合には、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

エ　市は、ヘリコプター発着周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプター発着の障害とならないようにすること。

**資料：臨時離着陸場等一覧表（巻末資料）**

# 第５節　県防災ヘリコプターの活用

**【実施担当部】**

１　消防本部

**〈方針〉**

災害が発生し、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

**〈実施内容〉**

**１　岐阜県防災ヘリコプターの応援要請**

市は、防災ヘリコプターの応援要請をする場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災航空センターに、次の事項について電話連絡するとともに、「防災航空隊出場要請書」**（次ページ）**をＦＡＸ送信する。

(1)　災害の種別
(2)　災害発生の日時、場所及び被害の状況
(3)　災害発生現場の気象状況
(4)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(5)　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡手段
(6)　その他必要な事項

**２　岐阜県以外の防災ヘリコプターの応援要請**

市は、災害が拡大し、岐阜県防災ヘリコプター以外に防災ヘリコプターの出動が必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

# 防災航空隊出場要請書

防災航空隊長　様

要請団体機関
代表者氏名
電話
FAX

| | |
|---|---|
| 1 発信者 | 所属(課)　　職・氏名 |
| 2 要請日時 | 年　月　日（　曜日）　時　分 |
| 3 消防覚知日時 | 年　月　日（　曜日）　時　分 |
| 4 災害種別 | (1)火災 (2)山岳事故又は遭難 (3)水難事故 (4)自然災害<br>(5)その他(　) |
| 5 要請内容 | (1)救急 (2)捜索救助 (3)空中消火 (4)偵察 (5)機材・物資等空輸<br>(6)その他(　) |
| 6 発生場所<br>目標 | 場所　（市 町 村）　番地<br>県別マップル P<br>北緯　度　分　秒 ／ 東経　度　分　秒 |
| 7 事故概要又は災害概要 | |
| 8 気象（災害現場） | 天候　風向　風速　m/s　気温　℃<br>視程　km　（　警報　注意報） |
| 9 出場先離着陸場 | 離着陸場所(　)管理番号(　)<br>主運用波 4　統制波(1・2・3)　コールサイン(　)<br>搭乗者(　)名（内訳　） |
| 10 搬送先離着陸場 | 離着陸場所(　)管理番号(　)<br>主運用波 4　統制波(1・2・3)　コールサイン(　) |
| 11 傷病者等 | 住所　携帯電話<br>氏名　生年月日　・　・　・　歳　男・女<br>傷病名　程　度（重・中・軽） |
| 12 現場指揮本部 | 指揮者氏名　携帯電話<br>主運用波4　統制波(1・2・3)　コールサイン |
| その他特記事項 | |

※以下の項目については、防災航空隊で記入し、出場決定後、連絡します。

| | |
|---|---|
| 1 航空隊活動指揮者<br>無線種別 | コールサイン ぎふけんヘリ（ Ⅰ ・ Ⅲ ）<br>主運用波4　統制波(1・2・3) |
| 2 到着予定時間 | 年　月　日　時　分 頃 |
| 3 活動予定時間 | 時間　分 |
| ※ その他の特記事項 | |

防災航空隊第1事務所　TEL　058－385－3772
FAX　058－385－3774

| 受信者 | |
|---|---|

# 第６節　災害応援要請

**【実施担当部】**

１　本部事務室

**〈方針〉**

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、その規模に応じて、国、県、市町村等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築し、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

**〈実施内容〉**

## １　相互応援協定に基づく応援要請

(1)　県外の協定市町(尼崎市、神戸市、奈良市、藤沢市、富山市、飯田市、調布市、相模原市、一宮市、広野町)との間に締結した「災害時相互応援協定」、「中核市災害相互応援協定」及び「全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定」に基づき、当該首長に応援を求める。

**協定：各応援協定**

(2)　県内の市町村とは、次の災害時相互応援協定に基づき、当該市町村等に応援を求める。

ア　**岐阜県及び市町村災害時相互応援協定**

イ　**岐阜県広域消防相互応援協定**

(3)　緊急消防援助隊

市地域において、地震等による大規模な災害が発生した場合に、「消防組織法」に基づき県又は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援を求める。

## ２　その他の活動に関する応援要請

(1)　県等に対する応援要請

市地域において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。(災害対策基本法第68条)

また、緊急を要すると判断した場合には、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し直接、災害応急対策の実施を要請する。

なお、大規模災害時には、被災市町村への応援の円滑な実施のため、総務省において応急対策職員派遣制度が運用される。

(2)　他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求め災害対策の万全を期す。(災害対策基本法第67条)

(3)　応援職員の派遣及び受入対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

## ３　経費の負担

国から本市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から本市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、「災害対策基本法」等の規定により実施する。

なお、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度又は事前に相互で協議して定める。

《地震災害時における広域応援の体系》

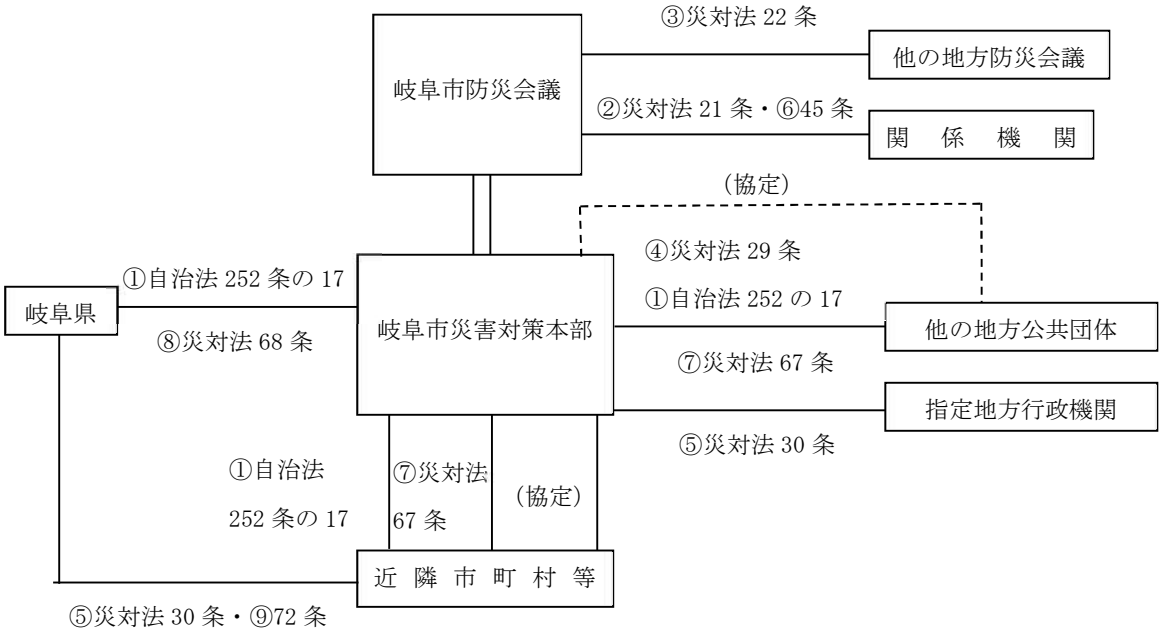


①地方自治法252条の17(地方公共団体相互間の職員派遣)
②災害対策基本法21条(関係行政機関等に対する協力要求)
③　〃　22条(地方防災会議等相互の関係)
④　〃　29条(職員の派遣の要請)
⑤　〃　30条(職員の派遣の斡旋)
⑥　〃　45条(地方防災計画の実施の推進のための要請等)
⑦　〃　67条(他の市町村長等に対する応援の要求)
⑧　〃　68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)
⑨　〃　72 条(都道府県知事の指示)

# 第７節　交通応急対策

**【実施担当部】**

１　基盤整備部（市道関係）　２　危機管理部　３　消防本部

**〈方針〉**

災害により、道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限(以下「規制」という。)並びにこれに関連した応急対策を行う。

**〈実施内容〉**

## １　輸送道路の確保

(1)　道路施設の被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後速やかに道路パトロールの実施、道路管理用カメラの活用等により、道路及び交通の状況を把握する。

市本部は、県、警察等から道路に関する情報を入手し、救援、災害復旧体制の早期確立を図る。

(2)　情報の提供

道路管理者は、災害発生箇所、被害の概要、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ確実に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3)　放置車両等の撤去等

警察官は、災害対策基本法第７６条第１項に基づく交通規制が実施された区間において、一般の車両等が緊急通行車両の通行の障害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある場合は、当該車両等を道路外の場所に移動するよう命じる。

なお、当該車両等の所有者等がその場にいない場合は、警察官が自ら移動させる。この場合において、警察官がその場にいない場合は、消防吏員が警察官に代わって当該措置を行う。

(4)　応急復旧の実施

基盤整備部は、災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合は、速やかに応急復旧作業を行う。

(5)　警備事業者との連携

本部事務室は、緊急輸送の確保のため必要がある場合は、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用し交通規制を行う。

## ２　発見者等の通報

(1)　発見者等の通報

災害時に、道路施設の被害等により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報する。

(2)　市本部における措置

市本部は、通報を受けたとき、市道にあっては速やかに必要な範囲の規制をするとともに、その旨を警察機関に連絡し、その他の道路にあっては、その路線管理機関又はその地域を所管する警察機関に速やかに通報する。

### ３　交通規制の実施

(1)　規制の種別

ア　道路法に基づく規制(第46条第１項)

道路管理者は、道路施設の破損、決壊等により、その保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合は、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ　道路交通法に基づく規制(第４条から第６条)

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認められる場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ　災害対策基本法に基づく規制(第76条)

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2)　規制の実施者等

規制の実施は、関係道路管理者及び警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意し、次の区分により行う。

| 区　分 | 実　施　者 | 範　　囲 |
|---|---|---|
| 道路管理者 | 国(岐阜国道事務所) | 一般国道21号、22号、156号 |
| | 県(県支部土木班) | 国道(国が管理するものを除く。)<br>県道 |
| | 市本部(土木管理班) | 市道 |
| 警察機関等 | 公安委員会(県本部警察部) | 隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1ヵ月を超えるもの |
| | 警察署長(県支部警察班) | 自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(1ヵ月以内)規制 |

(3)　市が実施する応急的な対応

ア　市本部は、市道において規制をするいとまのない場合は、直ちに道路交通法に基づき規制を実施するよう警察関係機関に通報する。

イ　市長は、「災害対策基本法」第 60 条により避難の指示をし、又は同法第 63 条により警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。

(4)　交通規制の周知徹底

道路管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路

の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底する。

## ４　規制実施の報告等

(1)　報告系統

基盤整備部は、交通規制を行ったときは、県支部土木班に報告するとともに、県支部警察班に通知する。

(2)　基盤整備部は、報告、通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　禁止、制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

## ５　規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、(1)により標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(2)の方法により、応急的に通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地で規制を行う。

(1)　規制標識

「道路法」又は「道路交通法」によって規制したときは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）」及び「道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）」第1条の2の規定又は「災害対策基本法」によって規制した場合は、「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）」様式第９の規制標識を設置する。

(2)　規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に、次の事項を明示して表示する。

ア　禁止、制限の対象

イ　規制する区間又は区域

下記の事項については明示が可能な場合に表示する。

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　迂回路の表示

## ６　車両の移動

(1)　車両等の移動命令

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。（災害対策基本法第 76 条の 6）

(2)　指定区間の周知

道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、情報板、ラジオ、防災行政無線などの手段により、指定区間内に周知する。

(3)　道路管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。

その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

(4)　措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他社の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者は損失の補償を行う。

## 7　緊急通行車両の届出等

(1)　緊急通行車両の届出等

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会に提出する。

なお、県又は県公安委員会は、緊急通行車両であると認定したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を申請者に交付する。

**参考：「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（P188）**

(2)　事前申出

危機管理部は、緊急通行車両として使用する車両について事前に県公安委員会に申出を行い、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けることが出来る。

(3)　標章の掲示

緊急通行する車両は、「標章」を当該車両の見やすい箇所に掲示するとともに、「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備える。

**〈緊急通行車両確認証明書〉**

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号<br><br>年　　月　　日<br><br>緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書<br><br>知　　事 ㊞<br><br>公安委員会 ㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通行経路</td><td colspan="2">出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする。

**〈標章〉**

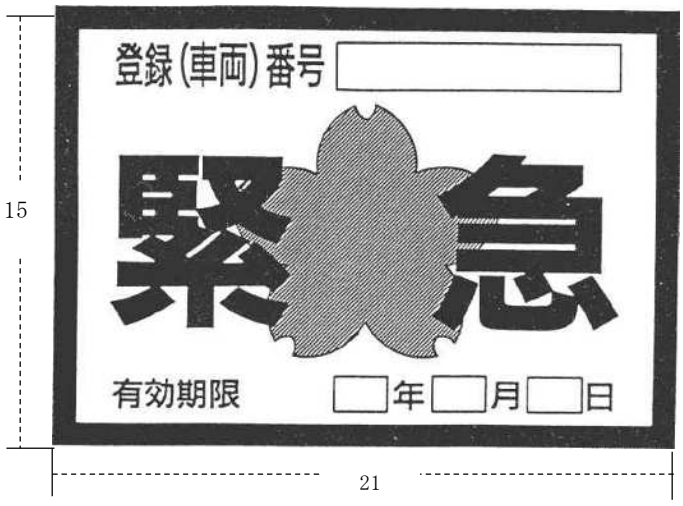


単位（cm）

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

# 第８節　輸送対策

**【実施担当部】**

１　基盤整備部　　２　経済部　　３　市民協働生活部　　４　市長公室部

**〈方針〉**

大規模災害時には、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、災害時救援物資輸送計画により被災者及び災害応急対策要員の移送、あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

**〈実施内容〉**

**１　災害輸送の種別**

災害輸送は、次の種別のうち、最も適切な方法により実施する。

(1)　貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
(2)　鉄道、軌道等による輸送
(3)　舟艇による輸送
(4)　航空機による空中輸送
(5)　賃金職員等による輸送

**２　輸送力の確保等**

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、概ね次による。

(1)　確保順位
ア　市有車両
イ　農業協同組合等公共的団体所属の車両
ウ　事業者所有の車両
エ　その他自家用車両等
(2)　事業用貨物自動車の借り上げ
ア　小型車両　本部事務室連絡班及び県本部
イ　大型車両　県本部
ただし、緊急を要するときは、直接大型車両を借り上げ使用する。
(3)　舟艇の確保、船員の確保
個人所有の舟艇の借り上げは、基盤整備部が鵜飼観覧船事務所班の協力を得て、現地において避難した世帯のものを優先して借り上げて確保する。
(4)　鉄道、軌道による確保
道路の被害等により、自動車の輸送が不可能なとき、洪水時に人員を輸送する場合又は物資、資材等の確保が他府県等遠隔地のため鉄道等によって輸送することが適当なときは、本部事務室連絡班において調整を図る。
なお、鉄道による輸送の場合は、「鉄道運賃減免実施基準」に定める要領を参考に実施する。

(5)　空中輸送

本部事務室は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県本部に輸送条件を示して要請する。

(6)　賃金職員等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送する。輸送のための労力の確保は、**本章第２節第２項技術者等の雇上げ**に定めるところによる。

(7)　強制従事による輸送力の確保

一般の方法により、自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保する。強制従事の方法は、**本章第２節第３項従事命令等**に定めるところによる。

**参照：市本部が確保している車両等（巻末資料）**
**管内民間所有車両数調（巻末資料）**
**管内舟艇保有の状況（巻末資料）**
**協定：災害時における救命ボート等の提供に関する協定（（有）カワダ建設）**
**災害時等におけるバス車両による人員の輸送に関する協定**
**（岐阜乗合自動車（株））**
**災害時等における施設の使用に関する協定（ぎふ農業協同組合）**

## ３　市本部における自動車、舟艇の確保

(1)　輸送を実施する班は、自動車等の輸送力の確保を要するときは、本部事務室に次の輸送の条件(以下本節において「輸送条件」という。)を明示して確保を要請する。

ア　輸送区間又は借り上げ期間
イ　輸送量又は車両の台数等
ウ　集合の場所及び日時
エ　その他の条件

(2)　本部事務室は、前記要請があったときは、車両等保有班の状況等を考慮し、使用車両等を決定する。

(3)　市本部以外の車両等を使用することを決定したときは、車両については本部事務室が、舟艇については基盤整備政策班が担当して確保する。

## ４　輸送の応援

市本部において自動車、舟艇等の確保ができないとき、あるいは市のみでは輸送ができないときは、県本部に輸送条件を明示して、応援の要請をする。

ただし、緊急を要するときは、隣接市町村に直接応援を要請する。

## ５　輸送記録

災害輸送を行った班は、次の記録を作成し整備保管する。

(1)　車両使用書　**様式17号**
(2)　輸送記録簿　**様式18号**

## ６　費用の基準及び支払

輸送業者による輸送又は車両等の借り上げは、慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

なお、自家用車等の借り上げについては、借り上げ謝金(運転手付き等)として輸送業者に支払う料金の範囲内(おおむね８割程度以内)で所有者と協議し定める。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担(運転手付きの場合は賃金)程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、「輸送明細書」**様式19号**を請求書に添付して提出する。

## ７　災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、「災害救助法」による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

(1)　輸送、移送の範囲

ア　罹災者を避難させるための移送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

イ　医療及び助産のための移送

重篤患者のため医療班で処置できない者等の移送及び医療班関係者の移送

ウ　被災者救出のための輸送

救助のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ　飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び確保のために必要な人員、ろ過機その他機械器具、資材の輸送

オ　生活必需物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及びその他救助に必要な医療衛生材料、医薬品の輸送

カ　遺体捜索のための輸送

遺体の捜索のために必要な人員、資材等の輸送

キ　遺体処置のための移送

遺体処置のための医療班員又は衛生材料等の移送及び遺体を移動させるために必要な人員、遺体の移送

(2)　上記輸送範囲外の輸送

本部事務室は、県支部救助班を経由して、県本部防災班に範囲外輸送について要請する。

なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア　輸送の種類及び輸送物資の内容

イ　輸送区間又は距離

ウ　輸送を要する物資等の数量、積載台数等

エ　輸送を実施しようとする期間

オ　輸送のために必要とする経費の内容及び金額

カ　輸送を要する理由

キ　その他

(3)　輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(4)　費用の限度

**６　費用の基準及び支払**に示す費用の基準による。

(5)　報告その他手続事務等

本部事務室は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況をとりまとめ、「救助日報」**（様式５号）**により毎日その状況を県本部防災班に報告する。

なお、輸送に関する記録は、災害救助分と区分し、本部事務室(市本部解散以後は、警戒本部)において整理、保管する。

## ８　留意事項

(1)　輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に当たる。

(2)　緊急輸送車両等の確保に必要なときは、関係者に対して車両等の準備を要請するなど緊急輸送の実施に備える。

## ９　緊急物資の地域内輸送拠点の運用

(1)　地域内輸送拠点

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、次の場所を地域内輸送拠点として使用し、緊急物資の受け入れ、仕分け作業を行う。

また、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

**地域内輸送拠点**

| 名　　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 岐阜市立女子短期大学 | 岐阜市一日市場北町 7-1 |
| 岐阜市東部体育館 | 岐阜市芥見 4 丁目 |
| 岐阜市柳津中部防災施設 | 岐阜市柳津町丸野 2 丁目 52 |
| 岐阜流通センター協同組合連合会 | 岐阜市柳津町流通センター内 |

**協定：災害時における生活用物資の調達、輸送及び保管に関する協定**
**（岐阜流通センター協同組合連合会）**

(2)　備蓄拠点

市は、北部防災備蓄拠点（旧上下水道事業部庁舎）・南部防災備蓄拠点（旧岐阜南消防署）を使用し、地域内輸送拠点で仕分けされた緊急物資の備蓄及び各避難所への運搬を行う。

(3)　滞留防止対策

ア　経済部は、地域内輸送拠点に輸送された物資を食料、生活必需品、薬品等に分別し、その品目、数量を市本部に報告する。

イ　本部事務室は、各地域に必要な物資の品目、数量を把握し、緊急物資の受け入れ、輸送の調整を行う。

市長公室部は、市のホームページに地域内輸送拠点の地図及び必要な緊急物資の品目、数量を掲載する。

なお、緊急物資が充足した場合には、その旨を市のホームページに掲載する。

ウ　基盤整備部は、道路の被災状況等から緊急物資の輸送経路を決定する。

エ　経済部及び市民協働生活部は、基盤整備部が決定した輸送経路により、避難所等に緊急物資を迅速に搬送する。

オ　本部事務室は、物資の運搬等において、人員確保のため、消防団の応援が必要な場合は、災害対応活動終息後の消防団の団員派遣及び団車両活用について消防本部（警防本部）経由で応援を要請する。

（物資運搬等に係る消防団への連絡体制）

# 第９節　通信の確保

**【実施担当部】**

１　危機管理部　　２　消防本部　　３　行政部

**〈方針〉**

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を確実に行い、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

**〈実施内容〉**

**１　通信の種類**

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況によっても異なるが、概ね次の方法により実施する。

(1)　有線通信施設による通信

ア　一般加入電話による通信

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができるため、災害時優先電話の利用により通話を行う。

イ　警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼する。

ウ　鉄道電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

エ　その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあっては、当該敷設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

(2)　無線通信施設による通信

ア　市防災行政無線

本部事務室は、同報系防災行政無線を使用し、災害情報を市民に伝達する。また、移動系防災行政無線（ＭＣＡ無線）及び同報系防災行政無線のアンサーバック機能を使用し、災害の情報収集、伝達を行う。

なお、防災行政無線は、「岐阜市防災行政無線設備管理運用規程」「岐阜市防災行政無線設備管理運用要領」「岐阜市同報系防災行政無線の通報に関する基準」「岐阜市移動系防災行政無線に関する基準」「子局の放送に関する基準」により運用する。

イ　県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要する場合は、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

ウ　消防無線による通信

被災現地と本部事務室との通信で、消防無線によることが適当なときは、消防無線積載車を現地に派遣して本部事務室との通信を行う。

エ　警察無線による通信

防災行政無線及び消防無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

オ　非常無線通信による通信

一般加入電話及び自局の無線による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、「岐阜市ボランティアハム連絡協議会」に対し、アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達について協力を要請するとともに、他の機関の無線局の協力を得て、非常無線通信の伝達を依頼する。

**協定：災害時の情報の収集に関する協定（岐阜市ボランティアハム連絡協議会）**
**災害時における情報提供の協力に関する協定（岐阜県タクシー協会岐阜支部）**

(3)　インターネット、携帯電話、携帯メールによる通信

災害時に、災害対策本部においてインターネット及び携帯電話を利用した画像伝送により被災状況等を把握するとともに、携帯Ｅメールを利用して災害に関する情報を伝達する。

(4)　衛星携帯電話による通信

大規模災害が発生し、有線通信施設等の施設が被害を受け通信不能となった場合は、衛星携帯電話による通信を確保する。

(5)　電報による通信

災害時における電報(非常)の取扱いは、発信紙の余白に「非常」と朱書きして電報サービス取扱所に申込む。

(6)　ＩＰ無線及びスターリンクによる通信

災害時に、被災現地又は消防本部と本部事務室との通信で、モバイル通信網を活用したＩＰ無線と低軌道周回衛星（スターリンク）を介し、エリア・環境に左右されない通信を行う。

(7)　(1)から(6)までの方法により通信できないときは、急使によって連絡する。

(8)　文書による通報

通信で行った場合は、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。なお、通信の発受記録及び文書による通報は、**本章第11節災害情報等の収集、伝達、報告**及びそれぞれの「災害応急対策の計画」に定めるところによる。

## ２　通信の確保

各部は、災害発生後直ちに情報伝達手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行う。

無線系統図

## ①　岐阜市移動系防災行政無線（ＭＣＡ無線）300 機

・各無線機⇒各中継局　（２Ｗ　　930.025MHz～939.975MHz）

・各中継局⇒各無線機　（40W　　850.025MHz～859.975MHz）

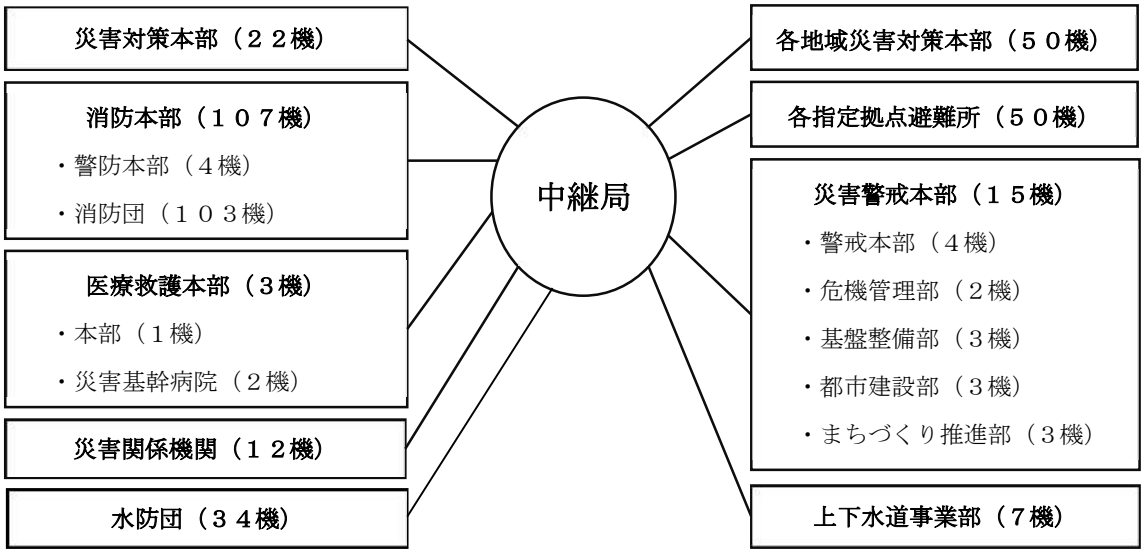


## ②　岐阜市同報系防災行政無線

・基地局⇒中継局　（0.1W　58.250MHz）　　・中継局⇒各無線機（0.1W　65.315MHz）

・再送信子局⇒子局（西秋沢公民館 1W 59.345MHz、なかよし公園 1W 59.375MHz、
岐阜トヨタ㈱第２工場 0.5W 65.375MHz、もえぎの里 0.1W 59.345MHz、
石田公園・岩田公民館 0.01W 59.345MHz、日野中央公園　0.01W 59.72 MHz 、
石谷公民館 0.005W 59.48MHz）

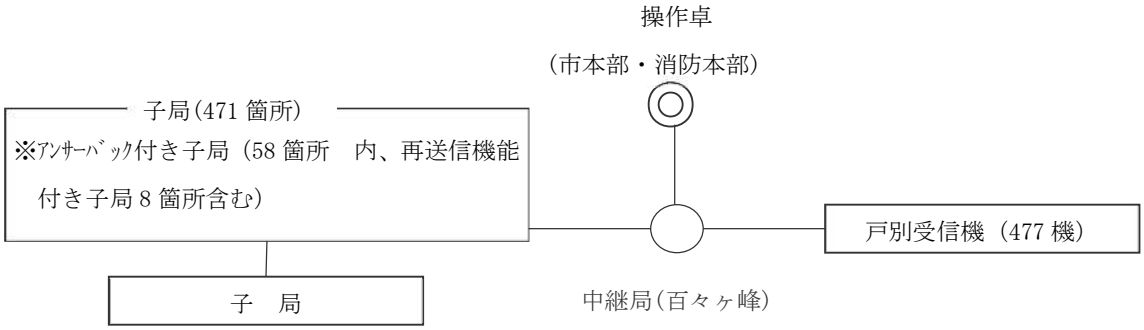


## ③　岐阜県防災行政無線

・衛星系（通信衛星）

・地上系（岐阜情報スーパーハイウェイ）

・移動系（２６０ＭＨｚデジタル無線）

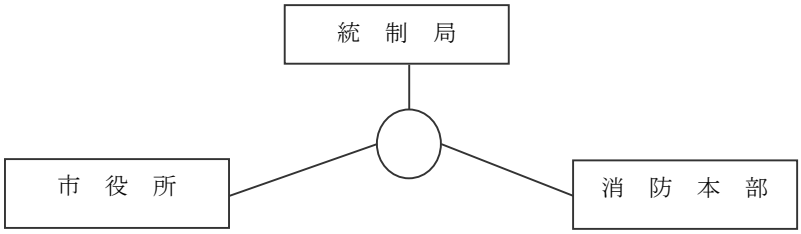

④　消防・救急デジタル無線

基地局７局

ぎふしょうぼうどどがみね（5W）　ぎふしょうぼうとうなん（5W）　ぎふしょうぼう（10W）
ぎふしょうぼうやまがた（10W）　ぎふしょうぼうみやま（10W）　ぎふしょうぼうねお（5W）

1チャンネル 活動波 1FH　　2チャンネル 活動波 2FH　　3チャンネル活動波 3FH
4チャンネル 活動波 4FH　　5チャンネル 主運用波４（FH-FL）県内共通波
6チャンネル 本巣波 1FH　　7チャンネル 本巣波 2FH　　8チャンネル 山県波 1FH
9チャンネル 山県波 2FH　　10チャンネル 東南波 1FH　　11チャンネル 東南波 2FH
(12チャンネル 本巣波 1FL　13チャンネル 山県波 1FL　　14チャンネル東南波 1FL
15チャンネル 東南波 2FL　12～15チャンネルは携帯無線のみ実装)
16チャンネル 統制波 1,2,3（切替選択）※すべての周波数を実装

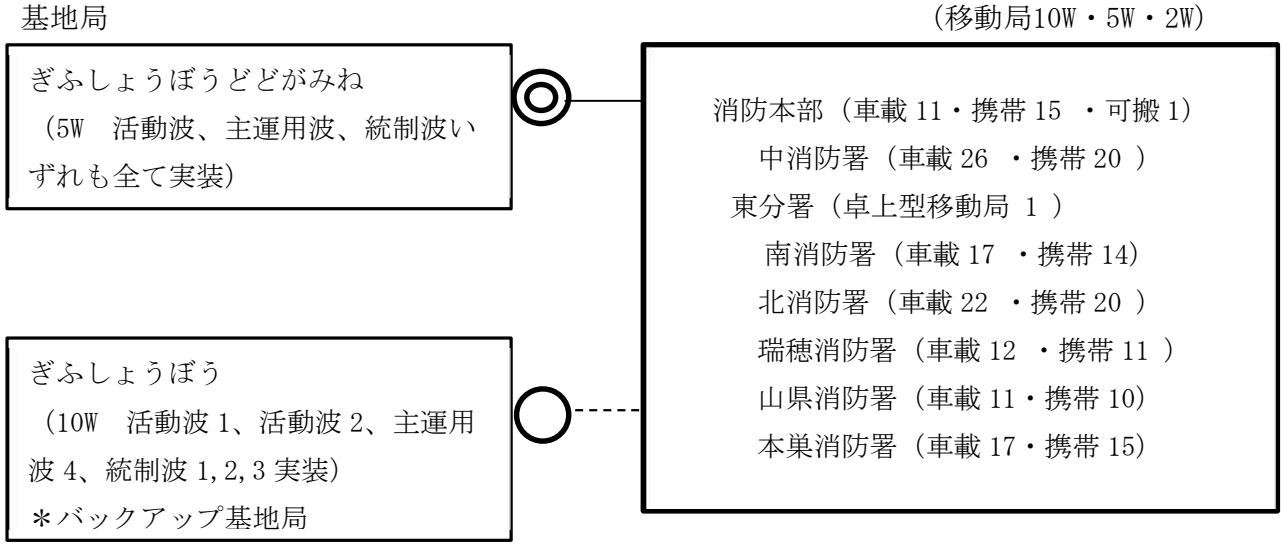


☆防災相互波（アナログ無線）
1チャンネル 158.35MHz（携帯24台）

☆署活系無線機（アナログ無線）
6チャンネル 400MHz帯（215台）

# 第 10 節　警報・注意報・情報の受理伝達

**【実施担当部】**

１　基盤整備部　　２　危機管理部　　３　消防本部

**〈方針〉**

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を迅速かつ的確に収集し、伝達する。

**〈実施内容〉**

**１　警戒レベル及び配色を用いた防災情報の提供**

国、県および市は、市民等が防災情報の意味や、取るべき行動を直感的に理解できるよう、防災情報を、災害の切迫度に応じて５段階の警戒レベル及び配色により提供する。

各警戒レベルにおいて取るべき避難行動、発令する避難等の情報、警戒レベルに相当する気象情報等は下表のとおり。

| 警戒レベル（配色） | 取るべき行動 | 避難情報 | 相当する情報（※２） |
|---|---|---|---|
| 警戒レベル５（黒色） | ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。<br>・直ちに安全確保を行う。 | 緊急安全確保（※１） | 氾濫発生情報<br>大雨特別警報<br>等 |
| ＜警戒レベル４までに必ず避難＞ | | | |
| 警戒レベル４（紫色） | ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。<br>・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。<br>・危険な場所から全員退避する。 | 避難指示（※１） | 氾濫危険情報<br>土砂災害警戒情報<br>等 |
| 警戒レベル３（赤色） | ・高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 | 高齢者等避難（※１） | 氾濫警戒情報<br>洪水警報<br>大雨警報(土砂災害)<br>等 |
| 警戒レベル２（黄色） | ・避難に備え自らの避難行動を確認する。 | 洪水注意報（※２）<br>大雨注意報（※２） | 氾濫注意情報 |
| 警戒レベル１（白色） | ・災害への心構えを高める | 早期注意情報(※２) | |

**※１　市が発表する避難情報等に関する詳細は、第３章第１６節避難対策３　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施、同節４　緊急安全確保等の伝達の実施を参照**

**※２　国又は県が発表する気象等の情報の詳細は、本節２ 気象警報等の発表及び解除、同節３　水防警報、洪水警報の発表と解除、同節４ 土砂災害警戒情報等、同節５　火災警報を参照**

## ２　気象警報等の発表及び解除

(1)　気象警報等

岐阜地方気象台は、「気象業務法」第 11 条、第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条及び第 14 条の２の規定により、気象特別警報、気象警報、注意報、情報及び洪水警報、注意報（以下「気象警報等」という。）を発表する。なお、気象警報等の種類及び予報区は、以下のとおり。

気象警報等の種類

| 種　類 | | 概　要 |
|---|---|---|
| １気象特別警報 | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるときに発表される。<br>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<br>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。<br>（発表基準）<br>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 |
| | 大雪特別警報 | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるときに発表される。<br>（発表基準）<br>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 |
| | 暴風特別警報 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるときに発表される。<br>（発表基準）<br>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。 |
| | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。<br>（発表基準）<br>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。 |
| | 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<br>（発表基準）<br>平均風速が、17m/s 以上と予想される場合 |

| | | |
|---|---|---|
| ２気象警報 | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。<br>（発表基準）<br>降雪を伴い平均風速が 17m/s 以上と予想される場合 |
| | 大雨警報<br>（浸水害）<br>（土砂災害） | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<br>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。<br>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<br>（発表基準）<br>・表面雨量指数が27以上と予想される場合<br>・土壌雨量指数が145以上と予想される場合<br>注）大雨警報の表面雨量指数基準は、岐阜市内において単一の値をとる。<br>注）大雨警報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、岐阜市内における基準の最低値を示している。 |
| | 大雪警報 | 大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。<br>（発表基準）<br>12 時間の降雪の深さが 20cm 以上と予想される場合 |
| ３　洪水警報 | | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。<br>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。<br>（発表基準）<br>・流域雨量指数が基準値に到達すると予想される場合（境川流域=12.8、荒田川流域=7.5、伊自良川流域=27.9、板屋川流域=12.1、鳥羽川流域=19.3、山田川流域=7.5、武儀川流域=29.7、大江川流域=2.6）<br>・表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値に到達すると予想される場合（境川流域=（9,11.5）長良川流域=(9,72.7)）<br>・指定河川に発表された洪水予報において、基準観測点ではん濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合（木曽川中流［犬山・笠松］、揖斐川中流［岡島・山口］、長良川中流［忠節・墨俣］、木曽川水系長良川上流［芥見・美濃］） |
| | 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。<br>（発表基準）<br>降雪を伴い平均風速が 12m/s 以上と予想される場合 |

| | | |
|---|---|---|
| ４気象注意報 | 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<br>（発表基準）<br>平均風速が 12m/s 以上と予想される場合 |
| | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。<br>（発表基準）<br>・表面雨量指数が12以上と予想される場合<br>・土壌雨量指数が 95 以上と予想される場合<br>注）大雨注意報の表面雨量指数基準は、岐阜市内において単一の値をとる。<br>注）大雨注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、岐阜市内における基準の最低値を示している。 |
| | 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<br>（発表基準）<br>12 時間の降雪の深さが 10cm 以上と予想される場合 |
| | 濃霧注意報 | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。<br>（発表基準）<br>濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合 |
| | 雷注意報 | 落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 |
| | 乾燥注意報 | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。<br>（発表基準）<br>気象官署の実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 25%以下になると予想される場合 |
| | なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<br>（発表基準）<br>・24時間降雪の深さが30cm以上で積雪の深さが70cm以上になる場合<br>・積雪の深さが70cm以上あって日平均気温が2℃以上の場合<br>・積雪の深さが 70cm 以上あって、降雨が予想される場合 |
| | 着氷(雪)注意報 | 著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| | 融雪注意報 | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。 |
| | 霜注意報 | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。<br>（発表基準） |

| | | |
|---|---|---|
| | | 早霜、晩霜期に最低気温が 3℃以下になると予想される場合 |
| | 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。<br>（発表基準）<br>冬季：最低気温　－５℃以下 |
| ５　洪水注意報 | | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。<br>（発表基準）<br>・流域雨量指数が基準値に到達すると予想される場合（境川流域=10.2、荒田川流域=5.7、伊自良川流域=22.3、板屋川流域=9.6、鳥羽川流域=15.4、山田川流域=6、武儀川流域=23.7、大江川流域=2）<br>・表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値に到達すると予想される場合（境川流域=(9,10.2)、荒田川流域=(6,5.7)、伊自良川流域=(8,22.3)、大江川流域=(6,1.9）、長良川流域=(9,59.5)）<br>・指定河川に発表された洪水予報において、基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合（長良川中流［忠節・墨俣］，木曽川水系長良川上流［芥見・美濃］） |
| ６気象情報 | 東海地方<br>気象情報 | 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表。<br>「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高い場合に、「気象情報」において、半日程度前から地方予報区単位で呼びかける。 |
| | 岐阜県気象情報 | 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表。大雨特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する岐阜県気象情報」を発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岐阜県気象情報」が発表される。 |
| | 岐阜県記録的<br>短時間大雨情報 | 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。<br>岐阜県の雨量による発表基準は、１時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。 |
| | 岐阜県竜巻<br>注意情報 | 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、岐阜県美濃地方・岐阜県飛騨地方で発表。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、岐阜県美濃地方・岐阜県飛騨地方で発表。<br>この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。 |
| | 顕著な大雨に関する岐阜県気象情報 | 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使用して解説する情報。この情報は、警戒レベル相当情報を補足する情報である（警戒レベル４相当の状況で発表） |

※　土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表する

警報及び注意報の予報区

| 府県予報区 | 一次細分区域 | 市町村等をまとめた区域 | 二次細分区域 |
|---|---|---|---|
| 岐阜県 | 美濃地方 | 岐阜・西濃 | 岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市<br>海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町<br>輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町 |
| | | 東濃 | 多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市 |
| | | 中濃 | 関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町<br>川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町 |
| | 飛騨地方 | 飛騨北部 | 高山市、飛騨市、白川村 |
| | | 飛騨南部 | 下呂市 |

注：特別警報、警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域を用いる場合がある。

(2)　キキクルにおいて大雨特別警報の基準値以上となる格子の出現情報（岐阜県独自運用）

県は、市内において局地的にキキクルにおいて大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現したときは、電話及び県防災行政無線により市に連絡する。

市は、キキクルにおいて大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現の連絡を受けた時は、住民に警戒を呼び掛けるとともに、実施済の措置内容の確認及び追加措置の検討を行う。

(3)　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

| 種　類 | 概　要 |
|---|---|
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 |

| | |
|---|---|
| | ・「災害切迫（黒）」：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当<br>・「危険（紫）」：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。<br>・「警戒（赤）」：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。<br>・「注意（黄）」：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 |
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。<br>・「災害切迫（黒）」：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当 |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。<br>・「災害切迫（黒）」：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５相当。<br>・「危険（紫）」：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当。<br>・「警戒（赤）」：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。<br>・「注意（黄）」：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 |

(4)　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

## ３　水防警報、洪水警報の発表と解除

国土交通大臣が指定した河川については中部地方整備局が、都道府県知事が指定した河川については県が、水防警報を発表又は解除する。

(1)　水防警報の段階と内容

| 段　　階 | 種　　類 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 第１段階 | 準　　備 | 水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。 |
| 第２段階 | 出　　動 | 水防団員等の出動を通知するもの。 |

| | | |
|---|---|---|
| 第３段階 | 解　　除 | 水防活動の終了を通知するもの。 |
| 適　　宜 | 情　　報 | 水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。 |

(2)　水防警報の基準

| 種　　類 | 内　　容 |
|---|---|
| 準　　備 | 対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき。 |
| 出　　動 | 水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。 |
| 解　　除 | 水防活動の終了を通知するもの。<br>水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、警戒水位を下回った後、１～２時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点を目安とする。 |
| 情　　報 | 適　　宜 |

(3)　量水標設置場所及び水位基準

| 河川名 | 量水標名 | 零点高 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 出動水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | 計画高水位 | 越水箇所堤防高観測所換算値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長良川 | 稲　成 | 197.70 | 2.00 | 3.00 | | 3.10 | 3.70 | | |
| | 美　濃 | 61.98 | 2.00 | 3.20 | | 3.80 | 4.20 | 6.60 | |
| | 芥　見 | 24.79 | 4.00 | 5.00 | | 7.00 | 7.30 | 7.39 | 8.20 |
| | 長良橋 | 0.00 | 17.36 | 18.54 | 19.63 | (20.90) | (21.10) | 21.79 | |
| | 忠　節 | 12.56 | 1.00 | 2.00 | 3.50 | 5.30 | 5.50 | 6.68 | 7.90 |
| | 墨　俣 | 4.22 | 2.50 | 4.00 | 5.00 | 7.20 | 7.70 | 7.94 | |
| 伊自良川 | 古川橋 | 9.43 | 2.40 | 4.20 | 5.40 | 5.50 | 5.70 | 6.20 | 8.00 |
| | 伊自良 | 26.47 | 1.30 | 1.70 | | 2.20 | 2.50 | | 3.50 |
| 鳥羽川 | 東深瀬 | 25.70 | 1.90 | 2.30 | | 2.80 | 3.20 | | 6.00[4.00] |
| 津保川 | 関 | 30.29 | 3.00 | 4.00 | | 5.70 | 5.80 | | 8.30 |
| 武儀川 | 谷　口 | 62.91 | 1.50 | 2.50 | | 3.20 | 3.40 | | 4.60 |
| 木曽川 | 笠　松 | 0.00 | 7.60 | 10.40 | 11.30 | 13.40 | 13.60 | 14.15 | |
| 境　川 | 馬　橋 | 0.00 | 10.00 | 10.20 | | 10.30 | 10.60 | | 11.30 |
| 板屋川 | 御　望 | 20.05 | 1.80 | 2.20 | | 2.60 | 2.90 | | 3.50 |

・( )は目安値

・[ ]は、基準観測所位置で換算水位が現況堤防天端を超える水位

・水位観測機関:木曽川上流河川事務所、岐阜県土木事務所、岐阜市

(4)　長良橋水位計基準水位

| | | | |
|---|---|---|---|
| 長良・大宮陸閘<br>洪水警戒体制水位 | 18.54m | 計　画　高　水　位 | 21.79m |
| 長良・大宮陸閘<br>全　閉　水　位 | 19.88m | 特　殊　堤　高 | 23.79m |

(5)　洪水予報の通知及び周知

国土交通大臣が指定した木曽川中流については、木曽川上流河川事務所と岐阜地方気象台・名古屋地方気象台、長良川中流・揖斐川中流については、木曽川上流河川事務所

と岐阜地方気象台が、県知事が指定した長良川上流については、岐阜県岐阜土木事務所・美濃土木事務所と岐阜地方気象台がそれぞれの河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表及び解除する。警戒レベル２～５に相当する。

市は、洪水予報が発表された場合は、災害情報配信システムによるメール配信により、浸水想定区域内への周知を図る。

(6)　指定河川洪水予報の種類と内容

| 種類 | 標題 | 概要 |
|---|---|---|
| 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。<br>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。<br>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。 |
| | 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。<br>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 |
| | 氾濫警戒情報 | 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。<br>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |
| 洪水注意報 | 氾濫注意情報 | 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 |
| | 氾濫注意情報解除 | 洪水注意報の必要がなくなったと認められたとき。 |

(7)　水位情報の通知及び周知

水防法第 13 条に基づき、国土交通省が指定した河川については、木曽川上流河川事務所が、県が指定した河川については県が、氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報、氾濫警戒（避難判断水位到達）情報を発表し、情報の通知及び周知を行う。

ア　水位の名称及び内容

| 名称 | 内容 |
|---|---|
| 氾濫危険水位<br>（洪水特別警戒水位） | 避難指示発表の目安となる水位 |

イ　水位到達情報発表基準地点

本節**３　水防警報、洪水警報の発表と解除(3)量水標設置場所及び水位基準　参照**

(8)　洪水予報河川及び水位周知河川以外の水位情報

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川について、県は、避難の目安となる水位の設定、危機管理型水位計の設置に努める。

## ４　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛けられる情報で、岐阜県と岐阜地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

また、土砂災害警戒情報における表示等は、3 章 10 節 2 項（3）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。なお、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、次の点に留意する。

(1)　個別の災害発生場所、時間、規模等を特定するものではない。

(2)　対象とする土砂災害は、技術的に予知、予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としない。

(3)　地震等によって土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて発表基準の引き下げが実施される場合がある。

## ５　火災警報

火災気象通報は消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岐阜地方気象台が岐阜県知事に対して通報し、岐阜県を通じて岐阜市や岐阜市消防本部に伝達される。

市は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認める場合は、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとる。

## ６　警報等の伝達体制

(1)　伝達系統図

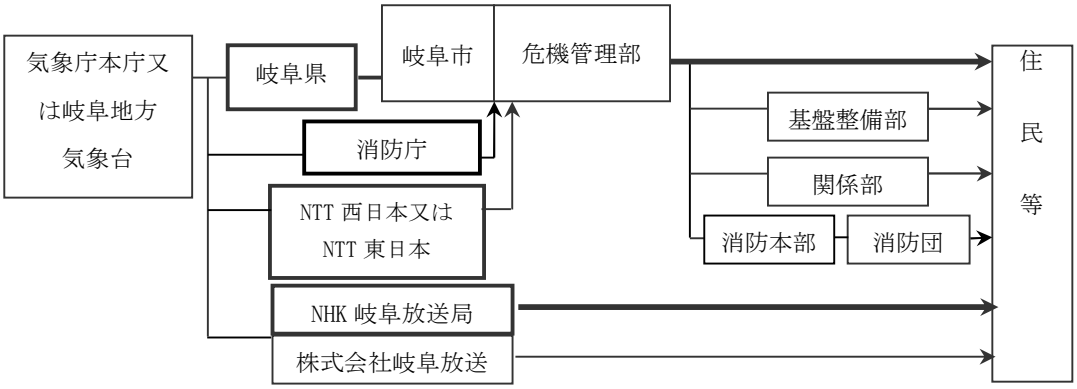


※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、市は携帯電話事業者を通じて配信する。

注）太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 3 号の規定に基づく法定伝達先

注）太線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2)　市本部組織内の伝達方法

ア　勤務時間内

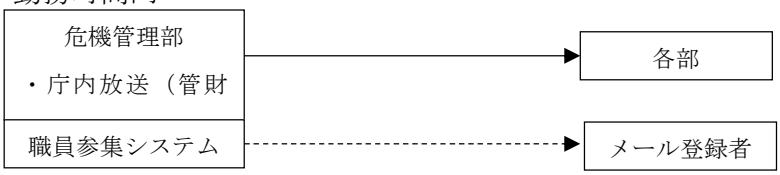


イ　勤務時間外

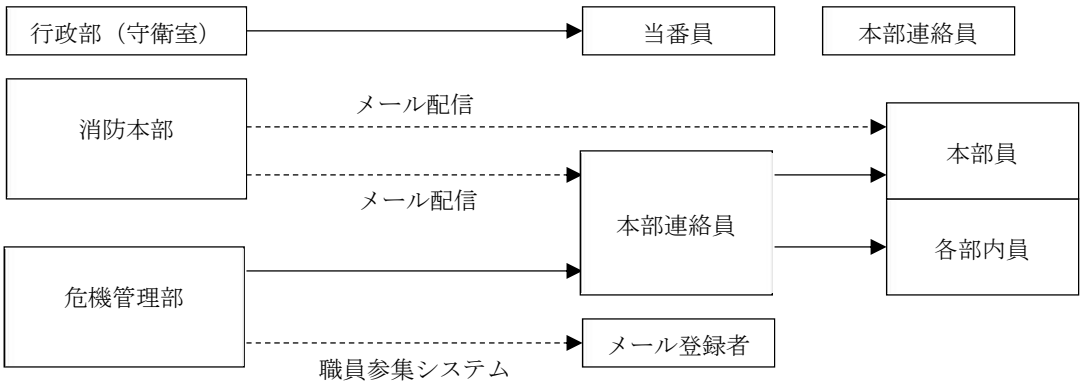


(3)　住民への周知徹底

特別警報及び土砂災害警戒情報の伝達を受けた場合は、これを直ちに防災行政無線、災害情報配信システムによるメール配信等により住民へ伝達する。その際、市民がとるべき行動を分かりやすい表現で併せて伝達するものとする。

なお、特別警報は、気象庁により、携帯電話事業者を通じて、関係するエリアへの緊急速報メールの配信も実施される。

その他の情報については、住民等に周知徹底の必要があると認めるときは、同報系防災行政無線子局、広報車、自主防災組織の伝達組織により伝達する。報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行う。

(4)　地下街等の所有者等への周知徹底

都市建設部は、長良川に洪水警報が発表されたとき、又は岐阜県に記録的短時間大雨情報が発表され岐阜市で短時間に記録的な大雨が降った（解析した）場合及び短時間に記録的な大雨が降るおそれがあるとき、**第２章第２４節 地下街等保安対策（**に定める地下街等の所有者等に伝達する。

**参照　洪水時に避難等の連絡を要する地下街等（巻末資料）**

## ７　異常現象発見時の対策

(1)　発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は基盤整備部に、火災に関する場合は消防本部に、その他に関する場合は危機管理部又は警察官に通報する。

(2)　異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに市に通報する。

(3)　市長の通報

上記(1)及び(2)によって異常現象を承知した市は、直ちに県、岐阜地方気象台及びその異常現象によって災害の予想される隣接市町村に通報又は連絡する。

(4)　市は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって災害の発生が予想される地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

# 第 11 節　災害情報等の収集・伝達・報告

**【実施担当部】**

１　関係各部

**〈方針〉**

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関との連携や情報収集、さらには報道機関への情報提供は不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策実施状況等の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

**〈実施内容〉**

**１　被害状況等調査、報告等**

市は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害等の発生状況等の情報を収集するとともに、「災害対策基本法」第53条、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）」及び「火災・災害等即報要領（平成24年5月31日消防応第111号）」に基づき、県にその状況を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県に報告する。

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場などにおいて情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進しているが、被害が甚大で、被害の調査が市において不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため市単独では調査できないときは、県支部等に応援を求めて行う。

**２　調査報告を要する災害の規模**

本計画に基づく調査報告は、概ね次の各号の基準のいずれかに該当したときに、被害のあった事項について行う。

(1)　**本章第１節第１項及び第２項**により準備体制、警戒体制をとったとき。
(2)　**本章第１節第３項**により非常体制をとり災害対策本部を設置したとき、又は県が、災害対策本部を設置したとき。
(3)　市内において、自然災害により住家の被害が発生したとき。
(4)　災害の発生が、県下広域及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
(5)　災害復旧費が、国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
(6)　小規模な災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるとき。

**３　被害情報の収集**

市は、災害による被害規模の早期把握のため、次により情報収集を行う。

(1)　本部事務室収集グループは、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

(2)　被害が広範囲にわたる場合は、県防災航空隊に航空偵察を要請する。なお、県防災航空隊が対応できない場合は、県を通じて他県の防災航空隊又は自衛隊に対し航空偵察を要請する。また、必要に応じ、関係団体に対し、小型無人機（ドローン）による情報収集を依頼する。

(3)　地域派遣職員は、自主防災組織等の地域住民から情報を収集し、岐阜市総合防災情報システムに入力する。

(4)　本部事務室指令グループは、必要に応じて岐阜市ボランティアハム協議会等から無線通信による情報を収集する。

(5)　**本節５**における調査実施担当部で調査班を編成し、現地で情報の収集に当たる。

(6)　参集職員は、途上における被害状況等の情報収集を行い、本部事務室に報告する。

(7)　甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

**協定：災害時における支援協力に関する協定（岐阜市内郵便局）**
**災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）**
**災害時における小型無人機による情報取集に関する協定**
**（（一社）災害対策建設協会JAPAN47）**
**災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書**
**（（一社）DPCA、（一社）地域再生・防災ドローン利活用推進協会）**

## ４　被害調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定ではないが、人的被害（行方不明者の数を含む）と直接つながる被害（住家等一般被害状況）の調査、報告を、他の被害調査に優先して行う。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市への住民登録への有無にかかわらず、市の区域内で行方不明になった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

## ５　被害状況の調査責任者

被害状況の調査は、次に掲げる部において関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施する。

ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で市単独では調査が困難な場合は、（社）岐阜県測量設計業協会や（公社）岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等に協力を求めるとともに、県支部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行う。

| 調　査　事　項 | 調 査 実 施<br>担　当　部 | 協力応援機関 | 県報告事項等 |
|---|---|---|---|
| 住家等一般被害 | 福　　祉　　部<br>財　　政　　部<br>（まちづくり推進部）<br>（行　　政　　部） | 自治会 | 住家等の一般被害状況の調査、報告 |
| 社会福祉施設被害 | 福　　祉　　部 | | 社会福祉施設被害状況の調査、報告 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 医療衛生施設被害 | 保健衛生部<br>（経済部）<br>(ぎふ魅力づくり推進部)<br>（環境部） | 市医師会<br>市歯科医師会<br>市薬剤師会 | 医療衛生施設被害状況の調査、報告 |
| 水道施設被害 | 上下水道事業部 | | 水道施設被害状況の調査、報告 |
| 商工業関係被害 | 経済部 | 商工会議所<br>商工会 | 商工業関係被害状況の調査、報告 |
| 観光施設被害 | ぎふ魅力づくり推進部 | 〃 | 観光施設被害状況の調査、報告 |
| 農業関係被害<br>(水産関係を含む) | 経済部 | 県支部地域農業改良普及班<br>県支部農林班<br>農業委員会<br>農政推進委員会<br>土地改良区<br>農業協同組合<br>漁業協同組合<br>畜産振興会 | 農業関係被害状況の調査、報告 |
| 林業関係被害 | 経済部 | 農業委員会<br>森林組合 | 林業関係被害状況の調査、報告 |
| 土木施設被害<br>都市施設被害 | 基盤整備部<br>都市建設部<br>まちづくり推進部<br>（上下水道事業部） | 県支部土木班 | 土木施設被害状況の調査、報告<br>都市施設被害状況の調査、報告 |
| 教育・文化関係被害 | 教育部<br>市民協働生活部<br>ぎふ魅力づくり推進部 | 私立学校も含む | 教育関係被害状況の調査、報告 |
| 市有財産被害 | 行政部<br>（各部） | | 市有財産被害状況の調査、報告 |
| 火災の情報 | 消防本部 | | 消防職団員の活動状況<br>火災等情報被害状況等の収集、報告 |
| 水防の情報 | 基盤整備部 | | 水防の情報状況の調査、報告 |
| 総合被害状況 | 本部事務室 | 各部からの報告を取りまとめる | 総合被害状況の調査、報告 |

**協定：災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定**

**（（一社）岐阜県測量設計業協会）**

**災害時における橋梁に係る被害状況調査に関する協定（岐阜県橋梁会）**

**災害時における応急対策活動に関する協定（岐阜県瓦葺組合岐阜支部　岐東支部）**

**災害時における家屋被害認定調査等に関する協力協定**

**（（公社）岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）**

## ６　報告事項及び報告様式

| 報　告　事　項 | 報　告　様　式 |
|---|---|
| 住家等の一般被害状況の調査、報告 | ・住家等一般被害状況等報告書**（様式20号）**<br>・住家等一般被害調査表**（様式21号）** |
| 社会福祉施設被害状況の調査、報告 | ・社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書**（様式22号）**<br>・社会福祉施設等被害調査表**（様式23号）** |
| 医療、衛生施設被害状況の調査、報告 | ・医療衛生施設被害状況等報告書**（様式24号）**<br>・医療、衛生施設被害状況報告書**（様式25号）** |
| 水道施設被害状況の調査、報告 | ・医療、衛生施設被害状況報告書（水道施設）**（様式26号）** |
| 商工業関係被害状況の調査、報告 | ・商工業関係被害状況等報告書**（様式27号）** |
| 観光施設被害状況の調査、報告 | ・観光施設被害状況等報告書**（様式28号）** |
| 農業関係被害状況の調査、報告 | ・農業関係被害状況報告（概況、中間、確定）**（様式29号）**<br>・農作物（農産）被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式30号）**<br>・樹体被害報告書（概況、中間、確定）**（様式31号）**<br>・畜産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式32号）**<br>・蚕糸関係被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式33号）**<br>・水産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式34号）**<br>・漁船被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式35号）**<br>・漁具被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式36号）**<br>・水産業関係共同利用施設被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式37号）**<br>・養殖施設被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式38号）**<br>・養殖物被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式39号）**<br>・農地（耕地）関係被害状況等報告書**（様式40号）** |
| 林業関係被害状況の調査、報告 | ・林業関係被害状況等報告書**（様式41号）**<br>・林地被害箇所表（概況、中間、確定）**（様式42号）**<br>・林地荒廃防止施設災害箇所表（概況、中間、確定）**（様式43号）**<br>・林道施設被害報告書（概況、中間、確定）**（様式44号）**<br>・林地災害等報告書（速報）**（様式45号）**<br>・造林地等被害（即報、概況、確定報告）**（様式46号）**<br>・苗木被害報告書（概況、中間、確定）**（様式47号）**<br>・苗ほ施設被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式48号）**<br>・林産物被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式49号）**<br>・林産物等被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式50号）**<br>・林野火災被害状況報告書（概況、中間、確定）**（様式51号）** |

| 報　告　事　項 | 報　告　様　式 |
|---|---|
| 土木施設被害状況の調査、報告<br>都市施設被害状況の調査、報告 | ・土木施設被害状況報告書**（様式52号）**<br>・都市施設被害状況報告書**（様式53号）** |
| 教育関係被害状況の調査、報告 | ・教育・文化関係被害状況等報告書**（様式54号）** |
| 市有財産被害状況の調査、報告 | ・市有財産被害状況等報告書**（様式55号）**<br>・市有財産被害調査表**（様式56号）** |
| 消防職団員の活動状況<br>火災等の情報被害状況等の収集、報告 | ・消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定）**（様式57号）**<br>「火災報告取扱要領」による。 |
| 水防の情報状況の調査、報告 | 「水防計画」による。 |
| 総合被害状況の調査、報告 | ・総合被害状況調**（様式58号）**<br>・法定被害状況報告書**（様式59号）**<br>・災害総合被害状況調**（様式60号）** |

## ７　報告区分

| 種　別　区　分 | 調　査　報　告　事　項 | 報告時限・報告様式 |
|---|---|---|
| 災害概況即報 | 災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する | 発生の都度即時<br>**（様式61号）** |
| 災害状況即報 | 災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。 | 発生後毎日提示<br>**（様式62）** |
| 中間調査即報 | 概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。 | 被害の状況が概ね確定したとき<br>**（様式62号）** |
| 確定（詳細）調査報告 | 災害が終了し、その被害が確定したときに全調事項を詳細に調査し、報告する。 | 応急対策を終了した後20日以内**（様式62号）** |

（注）毎日定時に報告を必要とする場合は、県からその時刻、回数、期間の指示がある。

## ８　報告の留意事項

被害状況の報告については、次の事項に留意すること。

(1)　即時報告(災害即報)

「火災・災害等即報要領」第３　直接即報基準に該当する火災、災害等を覚知したときは、県への第一報に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引続き、消防庁に対して行う。また、119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により、県に報告するとともに直接消防庁に報告する。

(2)　概況報告

本調査報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるため、速やかにそ

の概要を的確に調査し報告する。

(3)　中間(変動)報告

本調査報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるため、変動あるいは判明の都度速やかに調査し報告する。

(4)　確定(詳細)報告

本調査報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担を決定する場合もあるので正確な被害調査、報告を要する。

なお、本調査に当たって、応急対策の計画で定める調査報告事項と併せて行う等、できる限り正確を期す。

(5)　電話報告と文書報告との関係

本計画による報告は、通常、電話報告することになるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告する。

(6)　情報発受記録の整備

情報の発受信に当たっては、発受信両機関とも記録を整備し保管する。

なお、電話、口頭等による発受信は、様式によって記録する。

(7)　被害情報集約システムの活用

本部事務室又は危機管理部は、被害状況を県被害情報集約システムに入力する。

## ９　被害状況の報告

(1)　各班は、被害状況等の取りまとめを行い、本部事務室情報提供グループに提出する。

(2)　本部事務室情報提供グループは、各班等から提出された被害状況等を集計し県本部又は県支部各班へ報告する。なお、県本部又は県支部に報告できない場合にあっては、直接消防庁その他報告の必要がある行政機関に報告する。

その際、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報について国及び県等との共有を図るものとする。また、画像情報については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ提供に努めるものとする。

(3)　災害救助法が適用された場合は、**本節10**により報告する。

(4)　本部事務室長は、情報提供グループによる県等へ報告が困難な場合は、調査を実施した部の副本部員に、県等への報告を当該部で実施するよう依頼する。

(5)　準備体制、警戒体制時には、本部事務室が設置されていないため、危機管理部が、各班の取りまとめた被害状況等を集計し、県支部に報告する。

## 10　部門別被害状況の調査、報告

各部門別の被害その他の情報と、実施又は実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の区分に従って行う。

(1)　住家等一般被害状況の調査、報告

人的被害及びこれにつながる被害状況を掌握し、災害救助法その他の応急救助等実施の基礎資料とするための必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

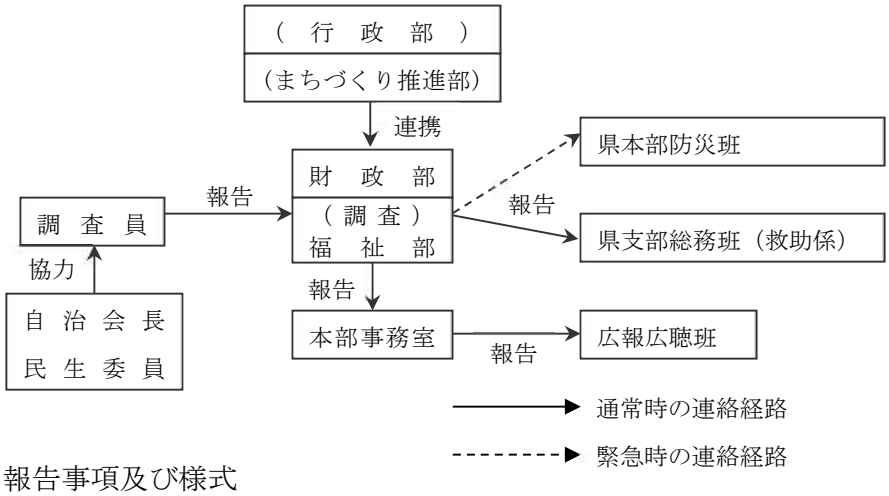


イ　調査、報告事項及び様式

「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**に定める各事項については、「住家等一般被害調査表」**（様式21号）**によって調査、報告する。

(ｱ)　概況調査のうち水害による浸水の調査等において、個々についての調査が不可能な場合は、浸水地域(地区等)の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、被災人員についても当該地域の平均世帯人員等により計算する方法もやむを得ない。

(ｲ)　詳細(確定)調査に当たっては、「住家等一般被害調査表」**（様式21号）**によって各地域別に調査員を派遣し、世帯別に調査し、これを福祉部において集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては現地調査のみによることなく、住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し正確を期す。

(ｳ)　人的被害のある場合に福祉部は、保健衛生部、市民協働生活部、消防本部等との協力により死者、行方不明者、負傷者の住所、氏名、人数の確認に当たる。

(ｴ)　福祉部、財政部で調査が困難な場合又は公営住宅及び市有建物の被害調査については、まちづくり推進部、行政部等と連携して行う。

ウ　被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、おおむね次の基準による。

■　災害救助法による被害状況認定基準

| 被害等区分 | 判　定　基　準 |
|---|---|
| 死　者 | 遺体が確認できた者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者 |
| 行方不明 | 1　所在が不明となり、かつ、死亡の疑いのある者<br>2　家屋倒壊のため生埋め、下敷きとなった者等生死不明の者 |
| 重　症 | 1か月以上の治療を要する見込みの者 |
| 軽　症 | 1か月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者 |
| 全　失 | 1　損失部分の床面積が、その建物の延面積の70%以上に達した程度のもの<br>2　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、そ |

| | |
|---|---|
| （全壊・全焼・全流出） | の住家の損失割合が50%以上に達した程度のもの<br>３　被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの |
| 半　失（半壊・半焼・半流出） | １　損失部分の床面積が、その建物の延面積の20%以上70%未満のもの<br>２　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの<br>３　被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの |
| 床上浸水 | 住家の浸水が床上以上に達した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物 |
| 床下浸水 | 住家の浸水が床上に達しない建物 |
| 一部破損 | 建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物(窓硝子を数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。) |
| 住　家 | 現実にその建物を直接居住の用に供している建物 |
| 非住家 | 非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。 |
| 一　棟 | 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母家に付属している風呂、便所等は母家に含めて１棟とするが、２以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は２棟とする。 |
| 一　戸 | 住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離座敷等を含めた一群の建物単位をいう。 |
| 世　帯 | 生計を一にしている実際の生活単位(寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎等を一世帯とする。) |

(注) １　同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位を被害として扱う。
①全失　②半失　③床上浸水　④床下浸水　⑤一部破損

２　破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

３　住家の附属建物(便所、浴場等)の被害のみであるときは、その附属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。(比率が小さければ住宅の一部破損とする。)

４　遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で、被災地が明確でない場合にあっては、その者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存(処置)市町村の被害として計上する。

５　行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市地域で行方不明になった者について、県警察との協力により、正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。

６　非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。

なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調べにおい

て調査計上される、公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上する。

■　被災者生活再建支援法による被害状況認定基準

被害状況の認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年６月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月付内閣府（防災担当））」により行う。

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない」の６区分とする。

| 被害の程度 | | 認　定　基　準 |
|---|---|---|
| 全壊 | | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊<br>（半焼） | | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 |
| | 大規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。 |
| | 中規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。 |
| | 半壊 | 住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。 |

| | |
|---|---|
| 準半壊 | 住宅が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。 |

(注) 1「住家被害戸数」については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

2「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4「構造耐力上主要な部分」とは、住家の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（はり、けた、その他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

(2)　社会福祉施設被害状況の調査、報告

社会福祉施設の災害による被害状況を把握し、利用者の保護と施設応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

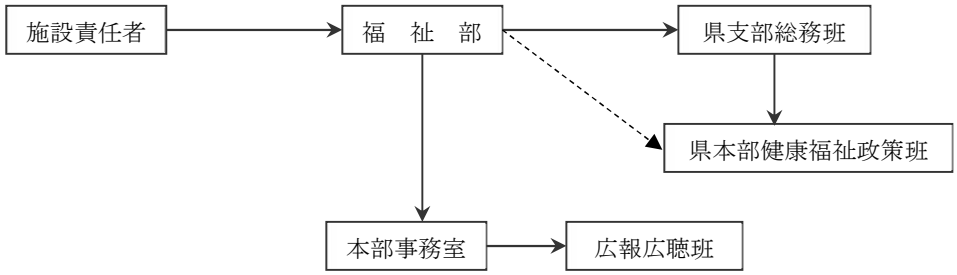


イ　調査、報告事項及び様式

「社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書」**（様式22号）**に定める事項について調査、報告する。

ウ　被害程度の判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、**本節10(1)ウ「被害状況判定の基準等」**の例による。

エ　調査、報告の方法

(ｱ)　建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**と重複計上されるため、調査、報告、集計に当たっては留意して取り扱う。

(ｲ)　確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設等被害調査表」**（様式23号）**を添えて提出する。

オ　報告書記載作成の方法

(ｱ)　各施設責任者は報告書を作成し、福祉部に報告する。福祉部は、これらを集計して本報告を作成する。（文書による提出に当たっては、各施設別報告書を添えて報告する。）

(ｲ)　報告に当たっては、施設名称、被害室名及び利用者の措置並びに今後の対策等を備考欄に記載する。

(3)　医療、衛生施設被害状況等の調査、報告

医療、衛生施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

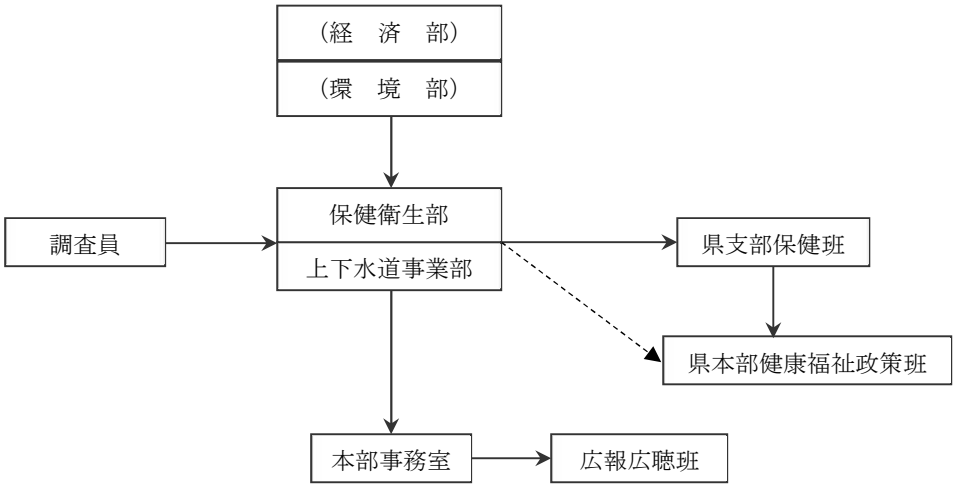


イ　調査、報告事項様式

「医療衛生施設被害状況等報告書」**（様式24号）**に定める事項について調査、報告する。

なお、水道施設については、「医療、衛生施設被害状況報告書（水道施設）」**（様式26号）**に定める事項について、調査、報告する。

ウ　医療、衛生施設の範囲

調査は、公営、民間経営すべてについて計上する。

エ　調査、報告の方法

(ｱ)　施設の調査に当たっては「医療、衛生施設被害状況報告書（概要・中間・確定）」**（様式25号）**によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(ｲ)　被害状況

被害状況のうち、建物については「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**と重複計上されるので、調査、報告、集計に当たっては留意して取扱う。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみ計上する。

(4)　商工業及び観光施設被害状況の調査、報告

商工業及び観光施設の災害による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

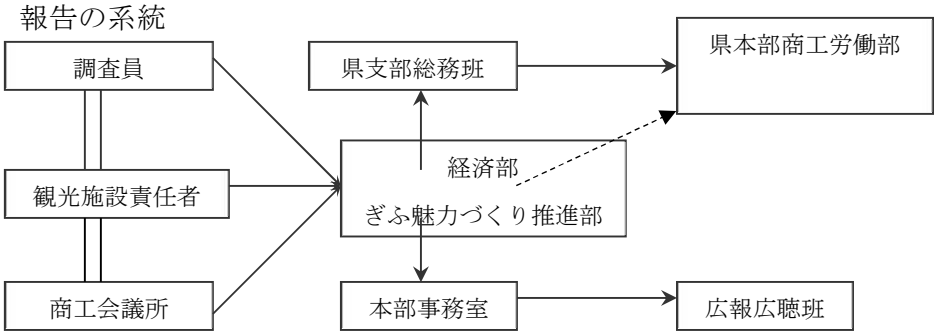


イ　調査、報告事項及び様式

「商工業関係被害状況等報告書」**（様式27号）**及び「観光施設被害状況等報告書」**（様式28号）**に定める各事項について調査、報告するほか、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

ウ　調査の基準（商工業関係）

(ｱ)　建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。

なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数を計上せず件数と被害額のみを計上とする。

(ｲ)　建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、（　）外書として計上する。

(ｳ)　建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

(ｴ)　共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、協同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

(ｵ)　間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価格の減少額等を計上する。

(ｶ)　被害形状に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めること。（例：材木、農産加工品製造品等）

エ　調査の基準（観光施設関係）

(ｱ)　区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、ロープウェイ、観光ヤナ（漁具としてのヤナを除く）、遊船、桟橋、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。

(ｲ)　建物、施設欄のうち、建物被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。

(ｳ)　浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分し調査する。

(ｴ)　本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**の非住家と重複計上される。

(5)　農林関係被害状況等の調査、報告

農林業関係（水産業含む。）の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

被害状況の調査は、経済部において行う。ただし、実際の調査に当たっては、県支部農林班、農業委員会、農政推進委員会、土地改良区、農業協同組合、森林組合、畜産振興会、漁業協同組合と協力し、又は協力を得て行う。

なお、特に農作物の被害調査は、県支部農林班員の立合応援を求めて、統一した的確な被害の把握に努める。

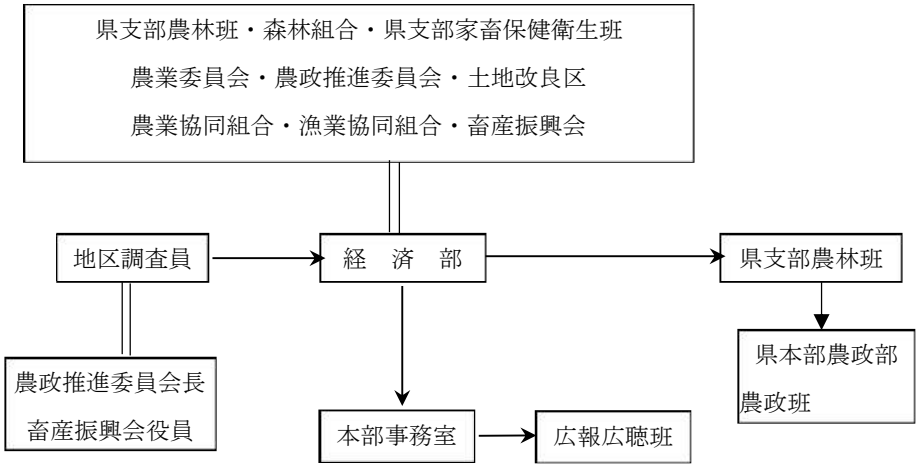


イ　調査、報告事項及び様式

農改、農産、畜産、水産、耕地関係に区分し、農業関係については**（様式29号～40号）**、林業関係については**（様式41号～51号）**の定める事項を調査、報告する。

ウ　報告期限

(ｱ)　概要報告については、災害発生　３日以内

(ｲ)　中間報告については、災害発生　９日以内

(ｳ)　確定報告については、災害終息後　15日以内

エ　調査の基準等

被害状況調査に当たっての判定の基準は、概ね次による。

(ｱ)　農地等の被害区分

流失　その筆の耕地の厚さの１割以上が流失した状態のものをいう。

埋没　土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

(ｲ)　農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。

(ｳ)　冠水　作物の先端が見えなくなる程度に水がつかったものをいう。

(6)　土木施設及び都市施設被害状況等調査、報告

土木施設及び都市施設の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

調査は、基盤整備部、都市建設部及びまちづくり推進部が県本部建設班又は県支部土木班の協力を得て行い、報告は次の系統により行う。

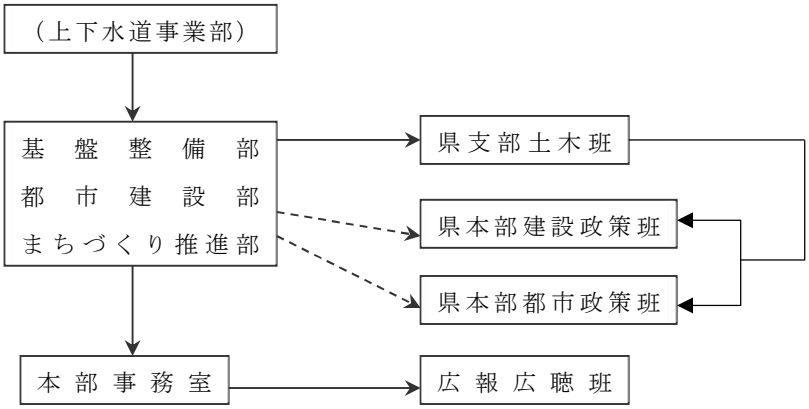


イ　調査、報告の範囲

土木、都市施設全般について行う。ただし、土木施設のうち国の直轄施設の被害は参考的に調査、報告する。

ウ　調査、報告事項及び様式

土木施設被害状況報告書**（様式52号）**・都市施設被害状況報告書**（様式53号）**に定める事項について調査報告する。国の直轄施設については該当欄に(　)外書する。

(7)　教育・文化関係被害状況の調査、報告

教育関係(私立を含む。)、文化関係の被害状況を掌握し、施設の応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

(ｱ)　市町村施設等

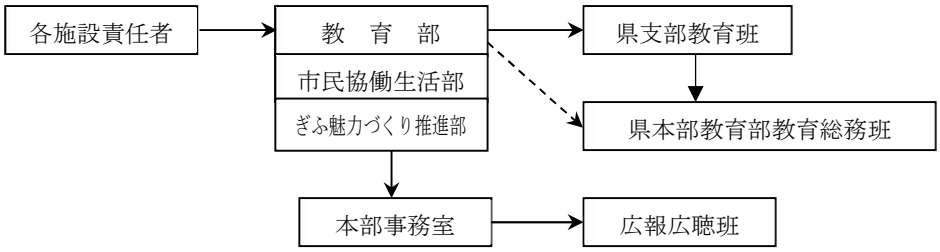


(ｲ)　県施設

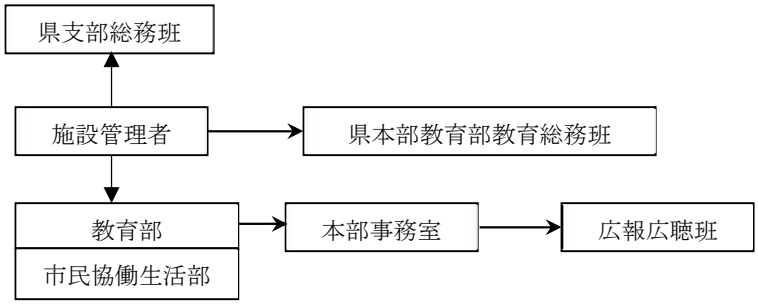


(ｳ)　私立施設

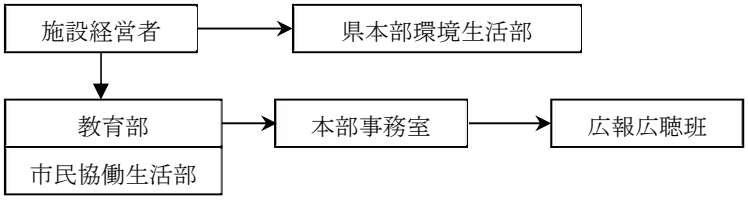


イ　調査、報告事項及び様式

「教育・文化関係被害状況等報告書」**（様式54号）**に定める各事項について、調査、報告する。

ウ　被害程度判定の基準

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準による。

(ｱ)　全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

(ｲ)　半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。なお、当該建物が復旧してもその安全度保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

(ｳ)　一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害をうけた建物の状態をいう。

エ　用途別区分基準

施設の用途別区分は、概ね次の基準による。

(ｱ)　当該学校の使用に供されている建物

教員住宅を除き、それ以外の建物に付属する建築設備及び付帯設備をいう。

(ｲ)　建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物、例えば、自転車置場、相撲場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

(ｳ)　土地

学校敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設をいう(校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物(樹木は除く。)等)をいう。

(ｴ)　設備

校具、教材、教具、机いす等の物品、例えば、生徒用及び教師用の机、いす、書棚、楽器、図書、視聴覚教具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

オ　報告書記載作成の方法

(ｱ)　区分欄は、次のように区分する。

a　市立施設

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校・短期大学・大学・図書館・公民館・体育施設・青少年の家等

b　私立施設

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学等

(ｲ)　文化財に被害があったときは、「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し報告する。

(ｳ)　建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上する。したがって、要補修以上の被害がある建物は、重複して計上される。

(8)　市有財産被害状況等の調査、報告

市有財産等の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

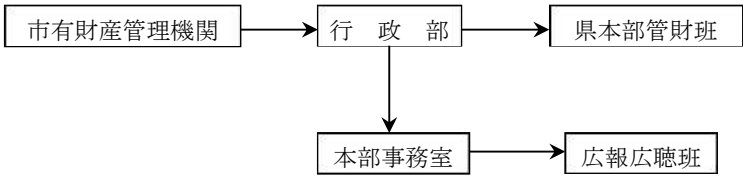


イ　調査施設の範囲

市有財産(物品を含む)のほか借用財産(無籍建物等を含む)にあっても、その復旧等が市の責任において実施しなければならないものを含める。なお、次の施設についての調査報告は、それぞれの施設被害状況調査によるが市本部各班の市有財産被害の集計に当たっては(　)外書きする。

(ｱ)　市営社会福祉施設
(ｲ)　市立病院　保健所
(ｳ)　市教育委員会施設

ウ　調査、報告事項及び様式

「市有財産被害状況等報告書」**（様式55号）**に定める各事項について、調査、報告する。

エ　調査、報告の基準

被害状況の調査計上に当たっての基準は、次による。

(ｱ)　建物の被害区分は、「住家等一般被害状況等報告書」**（様式20号）**の判定基準による。

(ｲ)　その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上する。

a　給食施設と給水施設の被害があったときは２件

b　自転車２台と更紙2,000枚の被害は３件(備品については１点１件とし、消耗品については１品種１件とする。)

オ　調査、報告の方法

調査、報告に当たっては、次の点を留意して扱う。

(ｱ)　調査に当たっては、「市有財産被害調査表」**（様式56号）**により施設別に調査作成し、これを集計する。なお、上記調査表は、「市有財産被害状況等報告書」**（様式55号）**において被害確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(ｲ)　本被害のうち、建物については「住家等一般被害」の住家(公舎等)及び非住家その他と重複計上される。

(9)　消防被害状況の調査、報告

火災による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア　調査、報告の系統

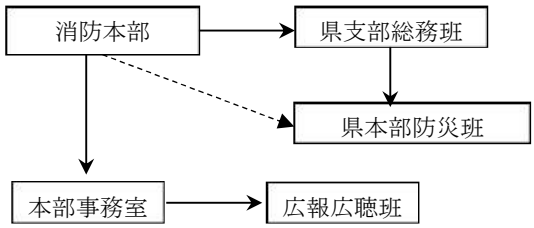


イ　火災、爆発等による災害が発生した場合、あるいは風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、「火災･災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準、社会的影響基準に該当する場合に報告する。

ウ　調査、報告の基準

「火災・災害等即報要領」に定めるところにより「火災詳報」の様式事項について調査、報告する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に従事させたときは、「消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定）」**（様式57号）**に定める事項について調査、報告する。ただし、市長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、次の(10)水防活動状況等の調査、報告による。

(10)　水防活動状況等の調査報告

洪水に当たって堤防等の危険な状態を把握し、水防活動その他応急対策等の資料とするため、必要な事項を調査報告する。内容については、「岐阜市水防計画」に定める。

(11)　総合被害状況等の収集、報告

被害情報等は、本部事務室において次の方法によって集計する。

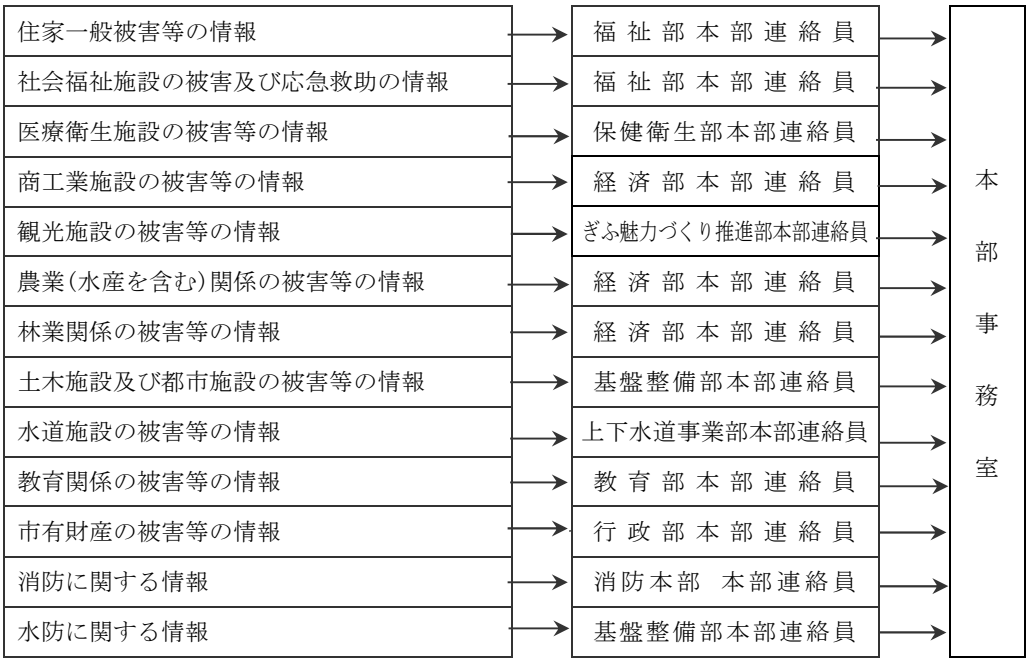


情報の集計、報告及び通報

本部事務室は、「総合被害状況調」**（様式58号）**及び「法定被害状況報告書」**（様式59号）**に定める事項について集計を行う。広報班は、集計した被害状況のうち、「法定被害状況報告書」**（様式59号）**については、報道機関(記者クラブ)及び県警察に通報する。なお、「総合被害状況調」**（様式58号）**に災害総合被害状況調**（様式60号）**を添付し、市本部における対策資料にするほか、必要に応じて報道機関(記者クラブ)その他関係機関に通報する。

# 第 12 節　災害広報

**【実施担当部】**

１　市長公室部　　２　都市建設部　　３　まちづくり推進部　　４　危機管理部
５　市民協働生活部

**〈方針〉**

住民の安全確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等のあらゆる広報手段を活用して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

**〈実施内容〉**

**１　災害情報の収集**

**本章第１１節災害情報等の収集、伝達、報告**に定める事項以外の災害情報収集は、次の要領により収集する。

(1)　広報広聴班職員を現場に派遣して災害現場写真を撮影する。

なお、広報広聴班職員で対応できない場合は、当該職員以外の職員を現場に派遣して災害現場写真を撮影させる。

(2)　広域的に情報収集する場合は、県防災航空隊に、市地域内の災害現場の写真撮影を要請する。

(3)　一般市民等から寄せられた写真、資料を本部事務室において収集する。なお、県本部広報班の要望があれば、これらの写真を提供する。

**２　広報手段別の広報活動**

広報は、情報の混乱を避けるため関係機関と十分に連携を保ち、時機を逸せず行う。

(1)　報道機関による広報

ア　情報提供

報道機関に対する情報提供は、本部事務室広報グループが、庁舎内に設置した「災害時プレスセンター」又は記者クラブで行い、報道機関への情報提供の一元化を図る。

なお、報道機関への情報提供は、次による。（発表時判明している事項について行う。）

(ｱ)　災害の種別(名称)及び発生年月日
(ｲ)　災害発生の場所
(ｳ)　被害調査及び発表の時限
(ｴ)　被害状況「法定被害状況報告書」**（様式59号）**
(ｵ)　災害救助法適用の有無

(ｶ)　市本部等における応急対策の状況
(ｷ)　災害窓口設置の状況

イ　報道機関との連携

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、広報広聴班は「災害時の放送に関する協定」に基づく、あらかじめ定められた手続きにより、岐阜放送㈱等に対し、テレビ等による広報事項の放送を依頼する。特に避難を促す場合には、住民の避難行動につながるよう、現地の状況や避難指示の発令状況、避難所の開設状況など、きめ細かな放送を要請する。

**協定：災害時の放送に関する協定（岐阜放送）**
**災害時の放送に関する協定（シーシーエヌ㈱）**

各避難所での情報不足による混乱発生を避けるため、新聞販売店と「災害時の情報提供に関する協定」を締結しており、必要な場合は協定に基づき避難所へ新聞を配布する。

**協定：災害時の情報提供に関する協定（ＡＳＡ岐阜販売、岐阜新聞城南会、岐阜新聞城北会、中日新聞岐阜支部販売店会、毎日新聞岐阜専売会、岐阜西読売会岐阜支部）**

(2)　防災行政無線による広報

同報系防災行政無線による広報は、本部事務室指令グループが行うものとし、市内一斉、地域別又はグループ別での放送により、効果的に広報を実施する。

(3)　コミュニティＦＭによる広報

株式会社シティエフエムぎふ緊急割込み放送による広報は、危機管理部が行うものとし、外国人（観光客含む）への広報は、ぎふ魅力づくり推進部の協力により行う。

**確認書：災害時等における緊急放送に関する確認書（㈱シティエフエムぎふ）**

(4)　インターネットによる広報

岐阜市公式ホームページ・ＳＮＳの広報は、本部事務室情報提供グループが行うものとし、市域全体の被害概要、開設中の避難施設一覧、各種支援に関する情報などについて、最新の情報を掲載する。

(5)　緊急速報メールによる広報

緊急速報メールによる広報は、本部事務室情報提供グループが行う。

(6)　アマチュア無線による広報

アマチュア無線による広報は、アマチュア無線団体の協力により本部事務室情報提供グループが行う。

(7)　写真速報

写真による速報は、市役所（市本部）や市内主要箇所(岐阜駅前等)に掲示する。

(8)　「広報ぎふ」による広報

「広報ぎふ」の特集号発行により市内各世帯に災害情報を広報する。

(9)　広報車による広報

都市建設部等は、広報車により災害情報を広報する。

### ３　デマの発生防止対策

本部事務室は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力により正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実を入手したときは、その解消のため適切な措置をする。

### ４　住民の安否情報

本部事務室情報処理グループが、防災情報システムにより安否情報を収集し、本部事務室収集グループにより一般住民からの安否照会に対応する。

その際、被災者等の権利利益を不当に侵害することや、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集を行うなど、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

### ５　総合的な情報提供・災害窓口の開設

本部事務室は、住民からの意見、要望、問合せ、罹災証明の発行等に対応するため、「災害窓口」を開設する。その際の設置場所は、市役所庁舎１階エントランスモール等とする。

# 第 13 節　消防活動

**【実施担当部】**

１　消防本部

**〈方針〉**

災害発生に伴う火災から市民の生命、身体及び財産を保護するために、出火、延焼の防止、迅速な救出、救助活動を行う。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

**〈実施内容〉**

消防活動に対しての消防機関の災害応急対策は、「市計画」に定めるほか「岐阜市消防計画」の定めるところによる。

岐阜市消防計画は、別冊のとおりとする。

# 第 14 節　水防活動

**【実施担当部】**

１　関係各部

**〈方針〉**

洪水等による水災を警戒、防ぎょし、及びこれらによる被害を軽減するため、水防体制に万全を期す。

**〈実施内容〉**

水害に対しての水防機関の災害応急対策は、「市計画」に定めるほか「岐阜市水防計画」の定めるところによる。

岐阜市水防計画は、別冊のとおりとする。

# 第 15 節　災害救助法の適用

**【実施担当部】**

１　全ての部

**〈方針〉**

市本部長は、災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合は、「災害救助法」（昭和22年法律118号）の適用を要請する。同法が適用され、県本部長から災害救助活動について委任を受けた場合又は災害が切迫し、県本部長による災害救助活動を待ついとまがない場合は、市本部長がこれを実施し、被災者の保護と秩序の安定を図る。

**〈実施内容〉**

**１　災害救助法の概要**

(1)　災害が発生した場合

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合は、被害を受けた者の保護と社会秩序の保全を図るために「災害救助法」が適用される。この制度は、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、「災害救助法」第 13 条第 1 項の規定により知事がその権限に属する事務を市長が行うよう通知した場合、救助の一部を市長が行うことができる。救助の種類、程度、方法及び期間については、知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、災害発生直後は、市が一時繰替支弁することがある。また、県及び市は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる 。

(2)　災害が発生するおそれがある場合

災害発生前であっても住民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生する恐れがある段階から関係機関との総合調整等を行う国の災害対策本部が設置されることとなり、併せて、当該本部が設置されたときは、都道府県知事等は、本部の所管区域とされた市町村の区域内において、「災害救助法」が適用される。

**２　災害救助法の適用基準**

(1)　適用の基準

本市において「災害救助法」が適用されるのは、次の場合である。

ア　本市において150世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

イ　県内において2,000世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本市において75世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

ウ　県内において9,000世帯以上の住家が滅失したとき又は災害が隔絶した地域に発生し

たものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする**内閣府令で定める特別の事情**※1がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、**内閣府令で定める基準**※2に該当したとき。

オ　災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

※１　内閣府令で定める特別の事情

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※２　内閣府令で定める基準

(1)　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(2)　災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2)　被害計算の方法等

ア　住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

イ　被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。

ウ　飯場、下宿等の一時的寄宿世帯等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

エ　災害の種別は限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

## ３　災害救助法との関係

(1)　市域に「災害救助法」が適用された場合、市本部長が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法により救助業務に移行される。

(2)　市域に「災害救助法」が適用された場合、市本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、その職権の一部が委任された場合は、委任事項についてこれを実施する。

(3)　実施した応急救助については、「災害救助法」が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあっては、市単独の救助で処理する。

## ４　救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次表のとおりとする。

| 救　助　の　種　類 | 実施期間 | 実施者区分 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|
| 避難所の設置及び受入れ | 7日以内 | 各班 | 避難所へ派遣された市職員 |
| 炊出し及び食品の給与 | 7日以内 | 生活福祉一班<br>生活福祉二班 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 生活福祉三班 | |
| 飲料水の供給・運搬 | 7日以内 | 営業班 | |
| 被服寝具及び生活必需品の給貸与 | 10日以内 | 経済政策班 | 確保及び輸送は県本部が行う |
| 医　　療 | 14日以内 | 地域保健班<br>各保健センター班<br>医療救護班 | 医療班派遣については、県本部、日赤支部においても実施する |
| 助　　産 | 分娩した日から<br>7日以内 | | |
| 仮設住宅の建設 | 災害発生日から<br>20日以内 | 住宅班 | |
| 住宅応急修理 | 3ヵ月以内 | 公共建築整備班<br>公共建築保全班 | |
| 障害物の除去 | 10日以内 | 道路建設班 | |
| 学用品の給与 | 教科書 1ヵ月<br>文房具・通学用品<br>15日以内 | 学校指導班 | 確保及び輸送は県本部が行う |
| 災害にかかった者の救出 | 3日以内 | 各消防署班 | |
| 遺体の捜索 | 10日以内 | 各消防署班 | |
| 遺体の処置 | 10日以内 | 保健衛生政策班 | |
| 遺体の埋葬 | 10日以内 | 市民協働生活政策班 | |
| 応急救助のための賃金職員 | 各救助の<br>実施期間 | 各班 | 県本部 |
| 応急救助のための輸送 | | | |

注　実施期間は、助産を除き災害発生の日からの期間である。

## ５　災害救助実施状況の報告

市本部事務室は、それぞれの担当班からの報告に基づき、救助日報**(様式５号)**を作成し、毎日午前8時30分までにその状況を県本部防災班に報告する。

救助日報に関し、各班から本部事務室に対する報告は、報告事由の発生の日の翌朝までに文書(出先機関については、電話)により行う。

■救助種類別業務報告一覧

| 報告事項 | | 報告様式 | | その都度報告 | 日報 | 期間指定報告 | 担当班 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 様式 NO | 様式名称 | | | | |
| 被害 | 概況報告 | 20 | 住家等一般被害状況報告書 | ○ | | | 福祉政策班<br>本部事務室総務班 |
| | 中間報告 | | | ○ | | | |
| | 確定報告 | | | | | ○2 日以内 | |
| 避難所設置 | 開設報告 | － | － | ○ | | | 各班<br>(地域派遣職員) |
| | 受入れ状況報告 | 5 | 救助日報 | | ○ | | |
| | 閉鎖報告 | － | － | ○ | | | |
| 炊出し状況報告 | | 5 | 救助日報 | | ○ | | 生活福祉一、二、三班 |
| 飲料水供給・運搬状況報告 | | 5 | 救助日報 | | ○ | | 営業班 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 必需品給与被服寝具生活 | 世帯構成員別被害報告 | 63 | 世帯構成員別被害状況 | | | ○2 日以内 | 経済政策班 |
| | 支給状況報告 | 5 | 救助日報 | | ○ | | |
| | 支給完了報告 | － | － | ○ | | | |
| 仮設住宅設置 | 住宅対策報告 | 66 | 住宅総合災害対策報告書 | | | ○5 日以内 | 住　宅　班 |
| | 入居該当世帯報告 | 67 | 応急仮設住宅入居該当調 | | | ○5 日以内 | |
| | 着工報告 | 5 | 救助日報 | | ○ | | |
| 仮設住宅設置 | 竣工報告 | 5 | 救助日報 | | ○ | | 住　宅　班 |
| | 入居報告 | － | － | ○ | | | |
| 住宅応急修理 | 住宅対策報告 | 66 | 住宅総合災害対策報告書 | | | ○5 日以内 | 公共建築整備班<br>公共建築保全班 |
| | 住宅応急修理該当世帯報告 | 68 | 住宅応急修理該当世帯調 | | | ○5 日以内 | |
| | 着工報告 | 5 | 救助日報 | | ○ | | |
| | 竣工報告 | 5 | 救助日報 | | ○ | | |
| 障害物除去 | 住宅対策報告 | 66 | 住宅総合災害対策報告書 | | | ○5 日以内 | 道路建設班 |
| | 障害物除去該当世帯報告 | 69 | 障害物除去該当世帯調 | | | ○5 日以内 | |
| | 障害物除去状況報告 | 5 | 救助日報 | | ○ | | |
| | 障害物除去完了報告 | － | － | ○ | | | |
| 医療・助産 | 医療班出動要請 | － | － | ○ | | | 保健衛生政策班<br>(医療救護班) |
| | 医療班出動報告 | 71 | 医療班出動編成表 | ○ | | | |
| | 医療・助産実施状況報告 | 5 | 救助日報 | | ○ | | |
| 罹災者救出状況報告 | | 5 | 救助日報 | | ○ | | 消　防　班 |
| 学用品支給 | 被災教科書報告 | 72 | 被災教科書報告書 | | | ○5 日以内 | 学校指導班 |
| | 学用品給与状況報告 | 5 | 救助日報 | | ○ | | |
| | 学用品給与完了報告 | － | － | ○ | | | |
| 遺体捜索状況報告 | | 5 | 救助日報 | | ○ | | 消　防　班 |
| 遺体処理状況報告 | | 5 | 救助日報 | | ○ | | 保健衛生政策班 |
| 埋葬救助状況報告 | | 5 | 救助日報 | | ○ | | 市民協働生活政策班 |
| 輸送賃金職員雇上げ状況報告 | | 5 | 救助日報 | | ○ | | 各　　班 |
| 救助期間、程度、方法の特別申請 | | － | － | － | － | 各救助実施期間中 | |

※　各節に共通する様式

1　救助実施記録日計票（**様式 73 号**）

2　救助の種目別物資受払状況（**様式 74 号**）

## ６　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

| 救助の種類 | 対　象 | 費用の限度額 | 期　間 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 避難所の設置 | 現に被害を受け、又は受けるおそれがある者 | ① 基本額<br>避難所設置費<br>1 人 1 日につき<br>360 円<br>② 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から 7 日以内<br>※協議の上期間延長あり | ① 費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材、建物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費を含む<br>②避難にあたっての輸送費は別途計上<br>③避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能 |
| 避難所の設置 | 災害が発生する恐れのある場合において、被害を受ける恐れがあり、現に救助を要する者 | ① 基本額<br>避難所設置費<br>1 人 1 日につき<br>360 円<br>② 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害救助法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 | ① 費用は災害が発生する恐れがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備のための賃金職員等借上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。<br>② 避難に当たっての輸送費は別途計上 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自己の資力により住宅を得ることができない者 | ○建設型応急住宅<br>① 規模<br>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>② 基本額<br>1 戸当たり平均<br>7,089,000 円以内<br>③ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 | ① 着工期間<br>災害発生の日から 20 日以内<br>② 供与期間<br>2 年以内 | ① 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。<br>② 同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会に利用する施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)<br>③ 高齢者等を数人以上受け入れる「福祉仮設住宅」を設置することができる。 |
| | | ○賃貸型応急住宅<br>① 規模<br>建設型応急住宅に準じる<br>② 基本額<br>地域の実情に応じた額 | ① 災害発生の日から速やかに借上げ、提供<br>② 供与期間は建設型応急住宅に準じる | ① 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする |
| 炊き出しその他による食品の給与 | ① 避難所に受け入れられた者<br>② 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等で炊事ができない者 | 1 人 1 日につき<br>1,390 円以内 | 災害発生の日から 7 日以内 | ① 支出範囲<br>主食費、副食費、燃料費等<br>② 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食は 1/3 日) |

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th colspan="2">費用の限度額</th><th>期　間</th><th colspan="3">備　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>災害のため飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td colspan="2">地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 7 日以内※厚生労働省と協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">① 支出範囲<br>水の購入費、給水・浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費、資材費<br>② 輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な家財を亡失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="2">世帯人員別基本額（下記表による金額（単位 円）以内）<br><br>夏季（4 月～9 月）<br>冬季（10 月～3 月）<br>（夏季・冬季の季別は災害発生日をもって決定）</td><td>災害発生の日から 10 日以内<br>※協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">① 給与、貸与範囲<br>・被服、寝具、身のまわり品<br>・日用品<br>・炊事用具、食器<br>・光熱材料<br>② 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>③ 現物給付に限る</td></tr>
<tr><td>世帯区分<br>被害程度等</td><td>1 人</td><td>2 人</td><td>3 人</td><td>4 人</td><td>5 人</td><td>6 人以上 1 人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊・全焼流出</td><td>夏</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊・半焼床上浸水</td><td>夏</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr>
<tr><td>医療の給付</td><td>災害のため医療の途を失った者（応急的処置）</td><td colspan="2">① 救護班が使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費は実費<br>② 一般の病院等による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内<br>③ 施術者による場合は、協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内<br>※協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">給付範囲<br>・診察<br>・薬剤、治療材の給与<br>・処置、手術その他治療及び施術<br>・病院又は診療所への受入れ<br>・看護<br>※患者等の輸送費は、別途</td></tr>
<tr><td>助　産</td><td>災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者で、災害により助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="2">① 救護班が使用した衛生材料は、実費<br>② 助産師による場合は、慣行料金の 8 割以内の額</td><td>分娩した日から 7 日以内<br>※協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">給付範囲<br>・分娩の介助<br>・分娩前、分娩後の処置<br>・脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与<br>※妊婦等の移送費は、別途</td></tr>
<tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にあるもの</td><td colspan="2">地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 3 日以内<br>※協議の上期間延長あり</td><td colspan="3">① 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>② 輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
</table>

| 救助の種類 | 対　象 | 費用の限度額 | 期　間 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】<br>① 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者<br>② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者<br><br>【準半壊】<br>災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者 | 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し<br>【大規模半壊・中規模半壊・半壊】<br>１世帯あたり<br>739,000 円以内<br><br>【準半壊】<br>１世帯あたり<br>358,000 円以内 | 災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第23条の3第1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内） | 応急修理の範囲<br>居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分 |
| 学用品の給与 | 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水により学用品を亡失し、又は毀損したため就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校児童生徒、高等学校等生徒 | ① 教科書<br>教科書等の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>② 文房具・通学用品<br>1 人につき<br>・小学校及び義務教育学校前期課程児童 5,500 円以内<br>・中学校及び義務教育学校後期課程生徒 5,800 円以内<br>・高等学校等生徒 6,300 円以内 | ① 教科書<br>災害発生日から 1 月以内に完了<br>② その他学用品<br>災害発生日から 15 日以内に完了 | ① 備蓄物資は評価額<br>② 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 |
| 埋葬 | 災害の際死亡した者 | 1 体につき<br>・12 歳以上<br>232,200 円以内<br>・12 歳未満<br>185,700 円以内 | 災害発生の日から 10 日以内に完了<br>※協議の上期間延長あり | 災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる |
| 死体の捜索 | 災害により現に行方不明であり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者 | 地域における通常の実費 | 災害発生の日から 10 日以内に完了 | ① 支出範囲<br>・舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費、購入費<br>・修繕費・燃料費等<br>② 輸送費、人件費は別途計上<br>③ 災害発生後 3 日を経過した者は一応死亡したものと推定している。 |

| 救助の種類 | 対　象 | 費用の限度額 | 期　間 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 死体の処置（埋葬は除く） | 災害の際死亡した者 | ① 死体の洗浄、縫合、消毒:1 体につき 3,700 円以内<br>② 死体の一時保存<br>・死体一時収容施設利用時：通常の実費<br>・上記が利用出来ない場合:1 体につき 5,900 円以内<br>・救護班以外の検案:当該地域の慣行料金 | 災害発生の日から 10 日以内に完了 | ① 検索は原則として救護班<br>② 輸送費、人件費は別途計上<br>③ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合で、自己資力では除去することができない者 | 市内において障害物の除去を行った一世帯あたりの平均<br><br>1 世帯あたり<br>143,900 円以内 | 災害発生の日から 10 日以内に完了 | ① 除去範囲<br>・居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分<br>② 支出範囲<br>・スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、購入費<br>・輸送費<br>・賃金職員等の雇上費 |
| 輸送費、賃金職員雇上費の支出範囲 | ① 被災者の避難<br>② 医療、助産<br>③ 被災者の救出<br>④ 飲料水の供給<br>⑤ 死体の捜索<br>⑥ 死体の処置（埋葬除く）<br>⑦ 救済用物資の整理配分<br>⑧ 避難者の避難に係る支援 | 地域における通常の実費 | 救助の実施期間 | 対象⑧について、災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。<br>・避難所へ輸送するためのバスの借上げ等に係る費用<br>・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員借上費 |

※　上表は災害救助事務取扱要領（令和 7 年 10 月）を参考に作成

※　その他詳細については、岐阜県災害救助法施行細則（昭和 35 年 8 月 1 日規則第 67 号、令和 2 年 1 月 10 日、令和 5 年 5 月 19 日改正）による。

# 第 16 節　避難対策

**【実施担当部】**

１　危機管理部　　２　基盤整備部　　３　都市建設部　　４　まちづくり推進部
５　福祉部　　６　保健衛生部　　７　消防本部　　８　市民協働生活部
９　避難所施設を管理する部

**〈方針〉**

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市民の生命及び身体の安全確保等が必要と認められるとき、防災関係機関が相互に連携をとり、市民に対し避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令し、危険な場所から避難させる。

**〈実施内容〉**

**１　応急措置概要**

市は、避難指示等を発令し、市民を危険な場所から避難させる。避難とは「難」を「避」けることであり、いずれの情報を発令する段階であっても、屋外を移動して避難所へ避難することにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、上階への移動（垂直避難）を含む「屋内安全確保」等、「命を守る最善の行動」について最も適した行動をするよう求める。

(1)　高齢者等避難

洪水、土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある場合は、危険区域の住民に高齢者等避難を伝達し、避難行動要支援者等、避難行動に時間を要し緊急避難の対応が困難な者を予め指定した避難所への避難を開始させるとともに、高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける（警戒レベル３）。

(2)　避難指示

避難していない住民に対して、危険な場所から全員避難するよう避難行動に移らせる（警戒レベル４）。

(3)　緊急安全確保

災害が実際に発生していることを把握した場合又は災害が切迫している場合に、可能な範囲で発令し、命を守る行動及び直ちに安全確保を求める（警戒レベル５）

**２　避難指示等の実施者**

(1)　市長の措置（災害対策基本法第 60 条第 1 項）
(2)　水防管理者（市長）の措置（水防法第 29 条）
(3)　県知事の代行措置（災害対策基本法第 60 条第 5 項）
(4)　県知事等の措置（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
(5)　警察官の措置（災害対策基本法第 61 条第 1 項、警察官職務執行法第 4 条第 1 項）
(6)　自衛官の措置（自衛隊法第 94 条第 1 項）

### ３　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施

(1)　実施責任者

ア　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者は、市長とする。

イ　市長が不在又は事故ある場合の実施責任者順位を次のように定める。

第一順位　副市長　　第二順位　危機管理部長　　第三順位　理事の職にある者

(2)　実施基準等

避難指示等の実施基準等は下記のとおりとする。なお、避難対象地域の設定に関する内容等詳細な事項は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定める。

| 名称 | ﾚﾍﾞﾙ | 基　準 | 伝達内容 | 伝達手段 | 担当部長（部） |
|---|---|---|---|---|---|
| 高齢者等避難 | 警戒レベル３（赤色） | ①河川水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇のおそれがあるとき<br>②堤防の軽微な漏水、浸食等が発生したとき<br>③大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」し、土砂災害警戒情報の基準に達する恐れがあるとき<br>④大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき<br>⑤その他の災害において、避難行動要支援者等避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性があるとき | ①警戒レベル（レベル３）<br>②避難対象地域<br>③避難先<br>④事前避難すべき理由<br>⑤その他必要事項 | ①広報車<br>②防災行政無線<br>③岐阜市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ<br>④岐阜市公式ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ<br>⑤岐阜市公式X(旧ツイッター)<br>⑥岐阜市公式ＬＩＮＥ<br>⑦緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動）<br>⑧緊急速報メール<br>⑨自主防災隊長へ電話連絡<br>⑩総合防災情報システムメール<br>⑪民間事業者ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ<br>⑫スマートフォンアプリ | ①風水害・土砂災害基盤整備部<br>②火災消防本部<br>③その他関係各部<br>・担当部長（部）は、危機管理部長と協議する。 |
| 避難指示 | 警戒レベル４（紫色） | ①河川水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇のおそれがあるとき<br>②堤防の異常な漏水・浸食等が発生したとき<br>③土砂災害警戒情報が発表されたとき<br>④土砂災害危険度分布で「危険(紫)」となったとき<br>⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、渓流の水量変化等）など、土砂災害の危険性が著しく高くなったとき<br>⑥その他の災害において、人的被害の発生する可能性が高くなったとき | ①警戒レベル（レベル４）<br>②避難対象地域<br>③避難先<br>④避難路<br>⑤避難指示の理由<br>⑥その他必要事項 | ①広報車<br>②防災行政無線（サイレン吹鳴）<br>③岐阜市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ<br>④岐阜市公式ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ<br>⑤岐阜市公式X(旧ツイッター)<br>⑥岐阜市公式ＬＩＮＥ<br>⑦緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動）<br>⑧緊急速報メール<br>⑨自主防災隊長へ電話連絡<br>⑩総合防災情報システムメール<br>⑪民間事業者ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ<br>⑫スマートフォンアプリ<br>⑬岐阜放送、ｴﾌｴﾑ岐阜等報道機関への情報提供 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 緊急安全確保 | 警戒レベル５（黒色） | ①河川水位が堤防高を越えるおそれが高いとき<br>②各水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達する恐れが高いとき<br>③漏水・浸食の進行や亀裂等により堤防の決壊の恐れが高まったとき、決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき<br>④土砂災害に関するメッシュ情報で、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したとき<br>⑤土砂災害が発生したとき<br>⑥大雨特別警報（浸水害、土砂災害）が発表されたとき<br>⑦その他の災害において、人的被害の発生する可能性が著しく高くなったとき | ①警戒レベル（レベル５）<br>②避難対象地域<br>③避難先<br>④避難路<br>⑤緊急安全確保の理由<br>⑥その他必要事項 | ①広報車<br>②防災行政無線（サイレン吹鳴）<br>③岐阜市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ<br>④岐阜市公式ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ<br>⑤岐阜市公式Ｘ(旧ツイッター)<br>⑥岐阜市公式ＬＩＮＥ<br>⑦緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動）<br>⑧緊急速報メール<br>⑨自主防災隊長へ電話連絡<br>⑩総合防災情報システムメール<br>⑪民間事業者ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ<br>⑫スマートフォンアプリ<br>⑬岐阜放送、ｴﾌｴﾑ岐阜等報道機関への情報提供 | |

注：表中の河川水位は、**第３章第１節第２項警戒体制２第二警戒体制　参考（河川水位）**による。詳細は、**本章第１０節３水防警報、洪水警報の発表と解除(3)量水標設置所及び水位基準参照**

表中の伝達手段のうち防災行政無線について、特に緊急性の高い情報である避難指示、緊急安全確保の伝達を行う場合は、切迫した状況であることを確実に伝達するため、放送時にサイレンを吹鳴する（60秒吹鳴→5秒休止→60秒吹鳴 の後に音声放送）。

(3)　実施にあたっての留意点

市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、次の点に留意するものとする。

ア　県の水害危険情報図等を参考に、対象地域を適切に設定のうえ、具体的な地域名又は町丁名を表記する。

イ　危険の切迫性に応じて内容を工夫しつつ、警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかりやすい表現により伝達する。

ウ　緊急性の高い場合は複数回伝達を実施するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

エ　勢力の強い台風の接近が予測される場合や、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

オ　避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、線状降水帯が急に発生した場合など、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、基準にとらわれず、躊躇なく避難指示等を発令する。

(4)　指定地方行政機関及び県による助言

市は、必要に応じ、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求める。

(5)　住民に対する関係機関の連絡フロー

（洪水の場合）

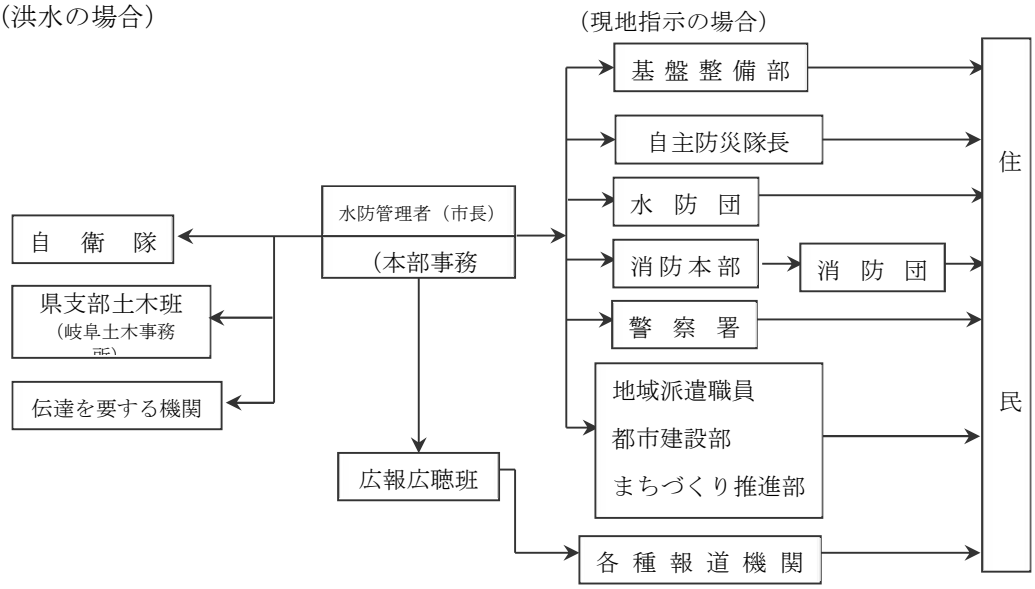


（水害以外の災害の場合）

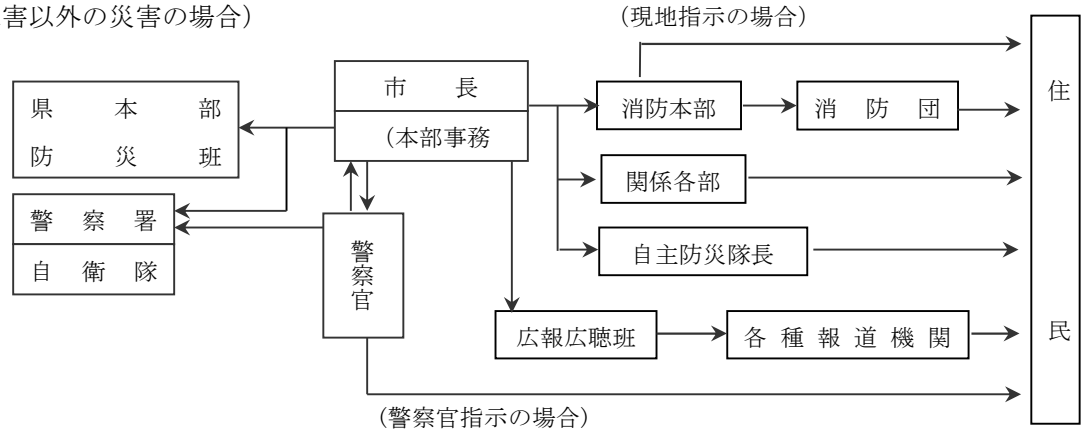


(6)　伝達を要する機関

ア　病　院　　保健衛生政策班

イ　保育所　　子ども保育班

ウ　小中高等学校及び幼稚園　　教育政策班

エ　要配慮者が入所している施設

介護保険班、障がい福祉班、高齢福祉班、子ども支援班

**参照：要配慮者利用施設一覧（巻末資料）**

オ　地下街等の施設　　都市建設政策班

**参照：洪水時に避難等の連絡を要する地下等の施設（巻末資料）**

カ　大規模工場等　　水防対策班

## ４　緊急安全確保等の伝達の実施

(1)　緊急安全確保の発令

市は、河川の氾濫など、災害が実際に発生していることを把握した場合又は切迫している場合は、緊急安全確保（警戒レベル５）を発令し、市民に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。

なお、伝達方法については、避難指示に準じ行うものとする。

(2)　実施済の措置の確認及び追加措置の検討

岐阜市に特別警報が発表されたとき又は岐阜市において特別警報に準ずる気象現象が発生したことを覚知したときまたは連絡を受けたときは、市は、住民に警戒を呼び掛けるとともに、避難指示等の種類及び範囲が適切であるかなど、実施済の措置内容が十分であるか確認するとともに、必要に応じ追加措置の検討を行う。

ア　特別警報に準ずる気象現象が発生したことを覚知したときまたは連絡を受けたときに検討する追加措置

土壌雨量指数として定める特別警報の基準値以上となる1㎞格子が出現した場合に緊急安全確保の発令を検討する。

イ　岐阜市に大雨特別警報が発表されたときに検討する追加措置

上記アで緊急安全確保発令を検討した以外のすべての市域を対象に、高齢者等避難または避難指示の発令を検討する。

## ５　避難場所及び避難所の開設

(1)　避難場所及び避難所の開設

ア　開設の流れ

危機管理部は、災害により住民を避難させる必要が生じたときは、災害の種別や状況に応じ、高齢者等避難の発令をするとともに適切な指定緊急避難場所及び指定一般避難所を開設した場合は、同報系防災行政無線による放送、自主防災隊長への電話連絡、メール配信、被害情報集約システムへの入力等により、開設状況を伝達するとともに岐阜県へ報告すること。

イ　開設する施設の優先順位

避難施設の開設を検討する際は、以下の順位を原則とする

第一順位　地区公民館（地域災害対策本部を兼ねる）及び指定拠点避難所

第二順位　その他の指定緊急避難場所、指定一般避難所

第三順位　その他避難可能施設

ウ　開設にあたっての留意点

指定一般避難所の開設を検討するにあたり、施設の安全性を確認するとともに、当該避難所においてライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合などにおいては、あらかじめ指定避難所として指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。

学校施設を開放する場合、災害の危険区域に立地する場合等を除き、原則体育館を利用するものとし、要配慮者が、より安心、安全に避難所生活を送るため、空調設備や個室の確保が必要であると自主防災隊(団)長が判断し、災害対策本部に要請した場合に、災害対策本部の指示により教室を開放する。

なお、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、多様な避難所を確保する。

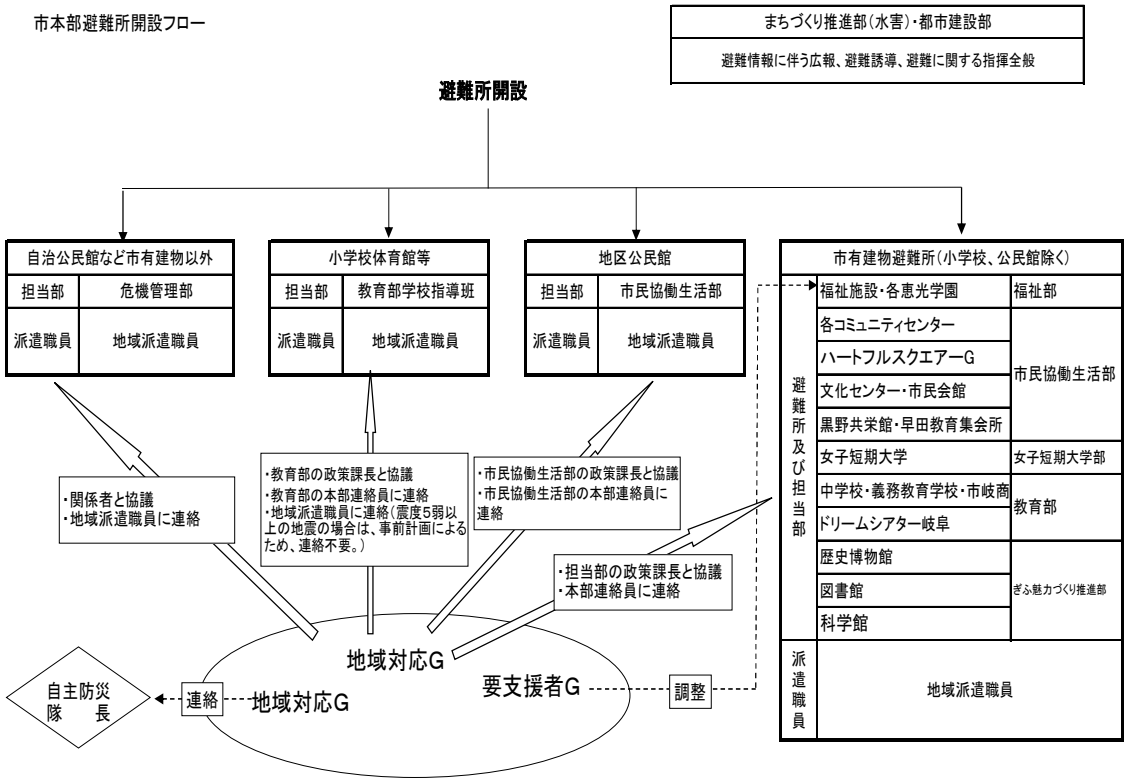


**参照：指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧　（巻末資料）**
**指定一般避難所一覧　（巻末資料）**
**その他災害時に被災者の受け入れが可能な施設一覧（巻末資料）**

(2)　避難所における措置

ア　避難者の受入れ

イ　避難者に対する給水、給食措置

ウ　負傷者に対する医療救護措置

エ　被災者に対する生活必需品の供給措置

オ　その他被災状況に応じた応急救護措置

(3)　指定福祉避難所の開設

避難所で避難生活が困難な要配慮者に対しては、福祉部が指定福祉避難所への受入れ調整を行う。

なお、福祉部は、必要に応じ市社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人等に要請してヘルパーの派遣に努める。

**参照：指定福祉避難所一覧　（巻末資料）**

(4)　避難所開設状況の報告

地域派遣職員は、受入れ状況を確実に把握し、岐阜市総合防災情報システムに入力する。なお、市本部総務班情報処理グループは、システム情報等を活用し、次の記録を作成する。

ア　救助実施記録日計票**（様式 73 号）**

イ　救助日報**（様式 5 号）**

ウ　救助の種目別物資受払状況**（様式 74 号）**
エ　避難所設置及び受入れ状況**（様式 75 号）**
オ　避難所用施設及び器物借用整理簿**（様式 76 号）**

## ６　避難誘導

(1)　実施責任

避難誘導は、都市建設部及びまちづくり推進部を中心とし、消防団員、警察官との連携を図りつつ、自主防災組織の協力も得て実施する。

(2)　地域別避難誘導順位

避難情報の判断・伝達マニュアル等によりあらかじめ定める避難指示等の対象区域を参考にしつつ、緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

(3)　避難者別避難誘導順位

第一順位　傷病者、心身障がい者、高齢者等の避難行動要支援者
第二順位　防災活動従事者以外の者
第三順位　防災活動従事者

(4)　避難誘導実施者の留意事項

ア　台風等の大雨など、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれが無くなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ　小学校等就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と市、施設間の連絡、連携に努める。

(5)　避難行動をとる者の留意事項

ア　できる限り、自治会ごとに集団で避難を実施する。

なお、集団避難においては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、必要に応じ、脱落等を防ぐためロープ等により確保に努める。また、集団の配列においては、避難行動要支援者を中央の安全な場所に位置させる。

イ　避難時の服装は、夏期等でも身体の露出を避け、できる限り厚着をするとともに、災害の状況に応じ座布団等で頭部保護する。

ウ　夜間は、懐中電灯を活用し安全を図る。

エ　避難は、徒歩を原則とするが、身体の障がい等により徒歩での避難が困難な場合は、車両等により避難する。

**協定：災害時における要援護者の輸送協力に関する協定**

**（岐阜県タクシー協会岐阜支部）**

オ　屋外を移動して避難することにより避難中に被災する可能性があり、屋内に留まっていた方が安全と認められる場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、建物の２階以上や屋上などへ移動する（垂直避難）等の「屋内安全確保」を行う。

## ７　避難所の運営

避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」、「避難所運営マニュアル（指定管理者編）」、「避難所運営マニュアル(感染症対策編)」により運営する。(在宅被災者への対応を含む。)

(1)　避難所における生活環境維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものとするため、避難所開設当初からパーテーションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況、避難者の健康状態及び避難所の衛生状態等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるものとする。

また、被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、避難所の運営における女性の参画を推進し、様々な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営管理に努める。なお、長期避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアにも努める。また、避難所環境の維持、向上のための物資については、市の備蓄品を活用するほか、必要な応じ、関係団体との協定を活用し確保する。

**協定：災害時における物資の供給に関する協定（大丸板紙加工株式会社）**
**災害時における畳の提供に関する協定（5 日で 5000 枚の約束。実行委員会）**
**災害時等における避難所生活環境向上に係る資材等の提供に関する協定**
**（（一社）日本カーペットタイルリセット協会）**
**災害時における物資調達に関する協定書（岐阜県テント・シート工業組合）**

(2)　指定避難所に滞在することができない被災者の生活環境確保

市は、在宅での避難者や、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、**本章第１７節食糧供給活動、第１８節給水活動、第１９節生活必需品供給活動**に基づく必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。さらに、市、福祉関係、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するように努めるものとする。

・在宅避難者等

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

・車中泊避難者等

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避

難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(3)　エコノミークラス症候群対策

市は、指定拠点避難所に備蓄しているエコノミー症候群への注意や予防法を記載したリーフレットを配布、掲示し、注意喚起を行う。指定避難所の避難者、車中避難者、在宅の避難者等へ広く注意喚起するにあたり、必要に応じ消防団車両による広報を実施する。また、保健活動チームの巡回時等に、予防効果のある弾性ストッキングを、必要性の高い避難者に配布する。

(4)　ボランティア等の活用

市本部は、自主防災組織や岐阜市災害ボランティアセンターと連携を図り、被災者のニーズを的確に把握し、岐阜市赤十字奉仕団等のボランティア団体の協力を得て、避難所の生活環境の保持に努める。また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の自治体等に対し協力を求めるものとする。

(5)　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

まちづくり推進部は、避難者の健全な住生活の早期確保や、学校が指定避難所として使用される場合における学校教育の早期再開のため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努める。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

## ８　自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、次により避難活動を実施する。

(1)　避難指示等の地域内居住者への伝達の徹底
(2)　避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
(3)　高齢者、傷病者、身体障がい者等の支援を要する者の介護及び搬送
(4)　防火、防犯措置の徹底
(5)　組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
(6)　地域内居住者の避難の把握

## ９　避難対策に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、避難状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における受入れ期間の延長

市本部は、災害発生の日から７日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から５日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域
ウ　延長を要する理由又はその状況（具体的に）
エ　その他（期間延長を要する避難所名及び受入れ人員）

## 10　避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努め、必要に応じ、国、県に助言を求める。なお、解除に関する情報伝達は、発令時と同じ手段により実施することを原則とする。

# 第 17 節　食料供給活動

**【実施担当部】**

１　福祉部　　２　保健衛生部　　３　経済部

**〈方針〉**

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するため、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

**〈実施内容〉**

**１　実施体制**

(1)　実施主体

炊出し及び食品給与の実施は、生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班員が、健康づくり班の協力を得て行う。

小学校、中学校等、共同給食施設を利用して炊出しを行う場合は、各保健センター班の協力を得て行う。

**参照：共同給食施設一覧（巻末資料）**

(2)　供給活動における配慮

被災者への食料等を供給する際には、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても食料等が供給されるよう努める。

食事制限やアレルギー対応等食事に対する配慮が必要な被災者にも安全な食料等が供給されるよう、管理栄養士等と連携する。

また、市は在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

さらに、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

**２　実施場所**

炊出しの実施は、中学校、小学校等の調理、給食施設等を利用して行う。

なお、当該炊出し実施場所以外に避難所を開設している場合は、各避難所に運搬する。

**参照：炊出し施設場所等一覧（巻末資料）**

**３　炊出しの方法**

炊出しは、自主防災組織、女性の会連絡協議会、ボランティア等の協力者又は炊き出しを受ける者の協力を得て、供給可能な対象数とその内容などを把握したうえで実施する。

炊出しには、備蓄食料や支援食料を活用するほか、弁当等による実施も検討する。

(1)　主食

主食は、通常135,000食備蓄しているアルファー化米とするが、食料提供期間及び避難者数等から、備蓄のアルファー化米の不足が予測される場合は、早急に協定等により米、パンを供給する。

なお、主食の確保が困難な場合は、確保条件を示して県支部総務班を経由し県本部農政班に要請する。

(2)　副食

食料の提供が長期に及ぶと予想される場合は、協定等により副食を供給する。

なお、副食は、缶詰、びん詰、梅干し、つけ物等輸送配分に便利なものとする。

(3)　湯茶

防疫上、生水の飲用を避けるため、炊出しに併せ必ず湯茶の供給を行う。

(4)　献立

炊出しの献立は、被災状況や確保できる食料によっても異なるが、できるだけ栄養価等を考慮する。

(5)　責任者の立会い

炊出しの場所には、生活福祉一班員、生活福祉二班員及び生活福祉三班員が赴く。避難所の開設数が多く、すべての炊き出し場所に赴くことが出来ない場合は、地域派遣職員の協力、本部事務室への応援要請により対応する。

(6)　業者委託

市本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し配給する。

**参照：製パン製造業者・主食米卸売業者・米飯委託加工業者（巻末資料）**
**災害用備蓄食料等（巻末資料）**

## ４　食料の運搬

生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班員は、市所有車両あるいは共同給食施設所有車両等を使用し、食料の運搬を行う。

## ５　食料、燃料の確保

炊出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等は、生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班からの情報を基に、商工班及び経済政策班において調達確保する。

なお、炊出しに必要な米穀等は、市内の米穀業者等から購入する。市は、都市ガスの供給停止に備え、指定拠点避難所にプロパンガスボンベを設置している。燃料が不足する場合は、岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部との協定により、プロパンガスの提供を受ける。

【食料】

**協定：災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書（ぎふ農業協同組合）**
**緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（生活協同組合コープぎふ）**

**災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書**
**（イオン㈱中部カンパニー）**
**災害時における生活必需物資の調達に関する協定（㈱バロー）**
**災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定**
**（岐阜流通センター協同組合連合会）**
**災害時における食糧供給に関する協定書（㈱コガネパン）**

【燃料】

**覚書：災害時の熱源確保に関する覚書（岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部）**
**災害時における燃料確保に関する覚書（岐阜県石油商業組合岐阜支部）**

## ６　応援等の手続

市本部において炊出し等食品の給与及び物資の調達ができないときは、「災害救助食料（米穀）緊急引渡申請書」**（様式第77号）**により、県農政部農産園芸課に要請する。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明示し、直接隣接市町村に応援等を要請する。

(1)　炊出しの実施
ア　所要食数(人数)
イ　炊出し期間
ウ　炊出し食品送付先
(2)　物資の確保
ア　所有物資の種別数量
イ　物資の送付先及び期日

## ７　食品衛生

炊出しにおいては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

(1)　炊出しの施設には、飲料適水を十分供給する。
(2)　供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
(3)　炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
(4)　供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意する。
(5)　使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管に注意する。
(6)　炊出し施設は、学校の調理、給食施設等を利用し、湿地、ほこりが多い場所等、衛生上、炊出しに不適切な場所は避ける。
(7)　腹痛、下痢、嘔吐等の発症者があった場合は、直ちに本部事務室に連絡するとともに、医師の手配を行う。
(8)　食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を把握するとともに、食品品質の低下を防ぐため、できる限り涼しい場所に保管する。

## ８　食料供給に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１５節６災害救助法による**

**救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、食料供給状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における炊出し期間の延長

市本部は、災害発生の日から７日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から７日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域及び対象人員

ウ　延長を要する理由又はその状況

## ９　その他事務手続き

生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班員は、各炊出し場所に責任者を派遣し、次の諸記録を作成し、整備保管させるとともに炊出しの状況を報告させる。各班は、報告を受けた内容をとりまとめ、市本部へ報告する。市本部は救助日報**（様式5号）**により県本部に報告する。

(1)　救助実施記録日計表**（様式73号）**

(2)　救助の種目別物資受払簿**（様式74号）**

(3)　炊出し給与状況**（様式78号）**

(4)　炊出し協力者、奉仕者名簿**（様式79号）**

# 第 18 節　給水活動

**【実施担当部】**

１　上下水道事業部　　２　消防本部　　３　福祉部　　４　保健衛生部

**〈方針〉**

災害により飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、飲料水の供給を迅速かつ的確に行う。

**〈実施内容〉**

**１　実施体制**

(1)　実施主体

飲料水供給の直接の実施は、上下水道事業部が担当し、消防本部、生活福祉一班、生活福祉二班、生活福祉三班、生活衛生班の協力を得て、次の担当区分により実施する。

ア　飲料水の確保(上水道施設班、営業班、上水道事業班)

イ　飲料水の運搬(消防署班、営業班、上水道事業班、維持管理班)

(2)　給水活動における配慮

炊き出し場所での給水にあたっては、炊き出しの担当班と協力し、円滑に実施するよう努める。

被災者への給水等を実施する際には、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても給水等が実施されるよう努める。

(3)　備蓄品の活用による給水活動の補完

発災直後においては、**第２章第７節必需物資の確保対策**により備蓄している飲料水を被災者に提供し、飲料水を確保する。

また、市は、拠点となる避難所に浄水器を備蓄しており、給水活動により十分な給水が得られない場合には、自主防災組織の協力を得て、耐震性貯水槽の水を浄水器によって浄化し、被災者に提供する。

**２　給水方法**

飲料水は、概ね次の方法により確保し、供給する。

(1)　被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車(タンク車を含む)に積載し又は容器により給水拠点等に運搬供給する。

(2)　水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、充分な清掃及び消毒を行い、水質検査(通常の理化学検査)を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(3)　水道以外の水源を使用する場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(4)　給水順序

飲料水の供給に当たって順位を設けて配分する必要があるときは、概ね次の順序で行う。

ア　避難所及び炊出し場所
イ　病院(基幹病院及び人工透析病院を優先する)
ウ　断水地域の住民、施設

(5)　給水用機械器具保有の状況は、次のとおり。

| 保管場所／種類 | 鏡岩水源地 | 雄総水源地 | 本荘水源地 | 下川手水源地 | 市橋水源地 | 西郷水源地 | 黒野第2水源地 | 三輪第2水源地 | 木田水源地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給水タンク | (1000ℓ)2<br>(2000ℓ)1<br>(600ℓ)5 | (1000ℓ)2 | (1000ℓ)7 | (1000ℓ)3 | | | (1000ℓ)2 | (1000ℓ)2 | (1000ℓ)1<br>(600ℓ)2 |
| 非常用給水袋背負い式(6ℓ) | (6ℓ)600 | (6ℓ)300 | (6ℓ)200 | (6ℓ)200 | (6ℓ)300 | (6ℓ)100 | (6ℓ)100 | (6ℓ)100 | |

| 保管場所／種類 | 則武倉庫 | 芥見野村水源地 | 日野第2水源地 | 一日市場水源地 | 柳津水源地 | 佐波水源地 | 上下水道事業部本庁舎 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給水タンク | (1000ℓ)2<br>給水車(2000ℓ)1 | (1000ℓ)1 | | (1000ℓ)1 | (1000ℓ)1 | (1000ℓ)1 | 給水車(1700ℓ)1<br>給水車(3800ℓ)1 | (1000ℓ) 25<br>(2000ℓ) 1<br>(600ℓ) 7<br>給水車(1700ℓ) 1<br>給水車(2000ℓ) 1<br>給水車(3800ℓ) 1 |
| 非常用給水袋背負い式(6ℓ) | (6ℓ)1400 | (6ℓ)200 | (6ℓ)100 | (6ℓ)100 | | | (6ℓ)7,250 | (6ℓ)10,500 |

## ３　応援等の手続き

市本部において飲料水の供給のできない時の応援等の手続きは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規定の定めるところによる。上水道事業班及び維持管理班は、災害の発生したときは災害時における応急復旧に関する協定に基づき岐阜市指定管工事協同組合に協力を求め、その損傷箇所の発見及び復旧に努める。

また、広報活動、電話対応及び給水活動について応援が必要と認められるときは、水道施設の災害に伴う応援協定に基づき、応援を要請する。

**協定：災害時における応急復旧に関する協定書（岐阜市指定管工事協同組合）**
**岐阜県水道災害相互応援協定**
**水道施設の災害に伴う応援協定書**
**（株式会社ジェネッツ（現・ヴェオリア・ジェネッツ株式会社））**

## ４　給水供給に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１５節６災害救助法による**

**救助の程度、方法及び期間**に準ずる。

ただし、給水状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における給水期間の延長

市本部は、災害発生の日から７日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から７日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域及び対象人員

ウ　延長を要する理由

## ５　水道施設の応急復旧

上下水道事業部は、災害による水道事故に対処するため、次の事項を参考にし、緊急時の対応方針をあらかじめ災害応急マニュアル等により定めておく。

(1)　災害時の連絡体制

(2)　被災状況の把握、応急給水、応急復旧等に係る関係職員の対応、役割分担等

(3)　応急給水の方法

(4)　必要な応急復旧用及び給水用資機材の備蓄、手配等の方法

(5)　水道等の衛生確保の方法

## ６　その他事務手続き

水道施設に被害があったとき本部事務室は、次の諸記録を作成し県支部総務班に報告する。ただし、水道事業者は、「岐阜県水道災害対策実施要領」に基づき県薬務水道課に報告する。

(1)　救助実施記録日計票**（様式73号）**

(2)　飲料水の供給簿**（様式80号）**

(3)　救助の種目別物資受払簿**（様式74号）**

# 第 19 節　生活必需品供給活動

**【実施担当部】**

１　経済部

**〈方針〉**

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することが出来ない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速かつ適切な措置を行う。

**〈実施内容〉**

**１　実施体制**

物資の確保は、商工班がこれに当たり、被災世帯に対する割当及び支給計画は、経済政策班において行う。

**２　生活必需品供給対象者**

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことができない生活必需品を喪失又は毀損し、かつ、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者。なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

**３　生活必需品の支給品目**

生活必需品は、現物をもって行う。

| 供給品目 | 品　名 |
|---|---|
| 寝具 | 布団、毛布、タオルケット、枕等 |
| 外衣 | 洋服、作業着、子供服等 |
| 肌着 | シャツ、パンツ、靴下等 |
| 身の回り品 | タオル、靴、傘等 |
| 炊事用具 | 鍋、ヤカン、包丁、まな板、炊飯器等 |
| 食器 | 箸、茶碗、皿、哺乳ビン等 |
| 日用品 | ちり紙、洗面用具、石鹸等 |
| 光熱材料 | マッチ、ろうそく、ライター、固形燃料、懐中電灯等 |
| 衛生用品 | 紙おむつ、生理用品等 |

**協定：災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書（ぎふ農業協同組合）**

**緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（生活協同組合コープぎふ）**

**災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書**

**（イオン㈱中部カンパニー）**

**災害時における生活必需物資の調達に関する協定（㈱バロー）**

**災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定**

**（岐阜流通センター協同組合連合会）**

**災害時における物資の輸送等に関する協定（赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合）**

**災害時における物資の輸送及び保管等に関する協定**

**（岐阜県トラック協会岐阜支部）**

## ４　物資の輸送・調達

被災者に対する物資の輸送は、経済政策班が地域ごとに配分計画を作成し行う。なお、輸送に当たっては、次の点を留意する。

(1)　物資の荷造りは、地域ごとに行う。

(2)　輸送は、原則として自動車輸送とする。

(3)　自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し輸送の的確を期す。

(4)　引継に当たっては「救助用物資引継書」**（様式 81 号）**に記載し、授受を明確にする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

## ５　物資の割当

物資の割当ては、次の方法で行なう。

(1)　割当台帳の作成

救助用物資割当台帳**（様式82号）**を全失世帯と半失世帯(床上浸水世帯を含む。)に区分して作成する。

(2)　割当の基準

市本部長が指示した基準による。

(3)　注意事項

物資の割当てに当たっては、次の事項を留意する。

ア　割当ての基準(市本部長が指示したときは、その指示)を変更してはならない。

イ　世帯人員は、罹災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定する者は除く。

ウ　世帯の全員が、「災害救助法」適用外市町村に転出したときは除く。

エ　災害発生後出生した者があるときは、本部事務室に連絡した上で割当てる。

オ　性別、年齢等により区分のある物資は、実情にあわせて割り当てる。

## ６　物資の支給方法

物資の支給場所は、避難所、事務所等とし、物資の支給は、地域派遣職員が自主防災組織隊（団）の協力により行う。

## ７　物資の保管

経済政策班及び地域派遣職員は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの保管場所を

選定するとともに、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については、市本部長の指示のあるまで経済政策班が責任を持って保管する。

なお、市本部長は、当該物資保管場所の警備について警察機関に要請する。

## ８　生活必需品供給に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、生活必需品供給状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における生活必需品供給期間の延長

市本部は、災害発生の日から10日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域

ウ　延長を要する理由

エ　延長を要する地域ごとの世帯数等

## ９　その他事務手続き

(1)　救助用物資引継書**（様式81号）**

(2)　救助用物資割当台帳**（様式82号）**

(3)　救助実施記録日計票**（様式73号）**

(4)　物資の給与状況**（様式83号）**

(5)　救助の種目別物資受払簿**（様式74号）**

## 10　生活保護法による被服等の支給

「災害救助法」が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、福祉事務所がその必要を認めた場合、「生活保護法」により次の物資を支給する。

(1)　被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

(2)　家具、什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

# 第 20 節　応急住宅対策

**【実施担当部】**

１　まちづくり推進部　　２　福祉部　　３　上下水道事業部　　４　環境部
５　保健衛生部　　６　市民協働生活部　　７　都市建設部　　８　基盤整備部
９　経済部　　10　子ども未来部

**〈方針〉**

災害により住宅が全失（全壊、全焼、全流失）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れするために住宅を仮設し、また住宅の毀損等に対し、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

なお、被災直後における住宅の対策については、**本章第１６節避難対策**に定める避難所の開設及び受入れによる。

**〈実施内容〉**

**１　住宅確保等の種別**

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね次の種類及び順位による。

| 対策種別 | | | 内容 |
|---|---|---|---|
| 住宅の確保 | 1 自力確保 | (1)自費建設 | 被災世帯が自力(自費)で建設する。 |
| | | (2)既存建物の改造 | 被災を免れた非住家を自力で改造模様替をして住居とする。 |
| | | (3)借　用 | 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。 |
| | 2 既存公営施設受入れ | (1)市営住宅入居 | 既存市営住宅への特定入居、又は目的外使用 |
| | | (2)社会福祉施設への入所 | 老人ホーム、児童福祉施設等、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所 |
| | 3 国庫資金融資 | (1)災害復興住宅融資 | 自費で建設するには資金が不足する者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。 |
| | | (2)地滑り等関連住宅融資 | |
| | 4 災害救助法による応急仮設住宅供与 | | 自らの資力では住宅を得ることができない世帯のために応急仮設住宅を供与する。 |
| | 5 公営住宅建設 | (1)災害公営住宅の建設 | 大災害時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 |
| | | (2)一般公営住宅の建設 | 一般の公営住宅を建設する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住宅の修繕 | 1 自　費　修　繕 | | 被災者が自力(自費)で修繕をする。 |
| | 2 資金融資 | (1)国庫資金融資 | 自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 |
| | | (2)その他公費融資 | 生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。 |
| | 3 災害救助法による応急修理 | | 自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者に対して市が応急的に修繕する。 |
| | 4 生活保護法による家屋修理 | | 保護世帯に対し、生活保護法で修理する。 |
| 障害物の除去等 | 1 自　費　除　去 | | 被災者が自分(自費)で除去する。 |
| | 2 除去費等の融資 | | 自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。 |
| | 3 災害救助法による除去 | | 生活能力の低い世帯のために市が除去する。 |
| | 4 生活保護法による除去 | | 保護世帯に対し土砂石等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。 |

(注)１　対策順位は、その種別によって対象者が異り、また、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

２　「住宅の確保」のうち、４及び５の建設は、住家の全壊、全焼及び全流失（以下「全壊等」という。）した世帯を対象としたものである。

３　「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

## ２　住家等の被害状況調査

応急仮設住宅の建設、応急修理、障害物の除去は、住家被害の調査結果に基づき実施するため、福祉部等は、全壊等被害規模の大きな住宅等についての調査報告は、迅速に実施する。

## ３　応急仮設住宅の建設及び入居

災害のため住家が全壊等し、又は被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。なお、仮設にあたっては、国有財産や民間賃貸住宅の借り上げ、空き家等の利用についても考慮する。

(1)　実施体制

応急仮設住宅の建設は、福祉部の調査に基づき、まちづくり推進部において建設業者に請負わせて建設に当たる。

ただし、市本部において実施できないときは、県支部総務班(救助係)に応援を要請するものとし、特に民間賃貸住宅の借り上げを行う場合には、岐阜県と不動産団体との協定を活用し迅速な確保に努める。

(2)　建設予定場所

応急仮設住宅建設の予定場所は、原則として被災現地周辺とし、できる限り集団的に建築できる公共地等から優先的に選定する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として

定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。

**参照：応急仮設住宅建設予定場所一覧（巻末資料）**

(3)　建築の基準

ア　建築の基準、期間等については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。

ただし、着工状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における着工期間の延長

市本部は、災害発生の日から20日以内に着工できない場合は、災害発生の日から20日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　期間の延長を要する地域

(ｳ)　期間の延長を要する理由(具体的に)

(ｴ)　その他(期間の延長を要する地域ごとの設置戸数等)

(4)　建設資材及び用地の確保

ア　建設資材

建設のための資材は、原則として受注業者が確保する。

ただし、災害時における混乱等により確保することが困難な場合、まちづくり推進部は県本部（林政班又は産業政策班等）に斡旋を申請する。

イ　用地

まちづくり推進部は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮するとともに、あらかじめ必要戸数分の建設可能な用地を把握しておく。

(5)　応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の入居手続は、**第４章第５節２罹災証明書の交付、同節３被災者台帳の作成**に基づき関係各部が連携して行うものとする。入居者の管理は、入居者台帳により、福祉部が、まちづくり推進部、上下水道事業部、環境部、保健衛生部、子ども未来部、市民協働生活部等と連携のもとに行う。入居後は、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物等の受入れに配慮する。

ア　家賃及び維持管理

(ｱ)　家賃は、無料とする。

(ｲ)　維持補修は、入居者の負担とする。

(ｳ)　地料を必要とするときは、入居者の負担とする。

(ｴ)　維持補修に当たって原形が変更されるときは、市長に届け出て承認を受け実施する。

イ　入居者台帳の作成

応急仮設住宅入居者台帳**(様式84号)**を作成し、「災害救助法」による応急仮設住宅入居誓約書**（様式85号）**とともに整備保管しておく。

ウ　貸与期間等

被災者を応急仮設住宅へ入居させる場合は、その趣旨や貸与期間が２ヵ年であること等を説明し、「応急仮設住宅入居誓約書」**（様式85号）**を徴してから入居させる。

(6)　要配慮者等への配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、応急仮設住宅への入居は、優先的に行う。なお、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

(7)　応急仮設住宅建設の着工及び竣工

まちづくり推進部は、着工報告及び竣工報告(写真添付)を、県本部防災班に提出する。

(8)　備付け帳簿等

福祉政策班は次のアからエに関して、入居者の管理を行う班は次のオ及びカについて、まちづくり推進政策班は次のキに関して諸記録を作成し、整備保管しておくとともに、救助日報の作成に必要な事項を市本部に報告する。

市本部は、救助日報**（様式5号）**により、県本部に報告する。

ア　救助実施記録日計票**(様式73号)**

イ　救助の種目別物資受払状況**(様式74号)**

ウ　住宅総合災害対策報告書**(様式66号)**

エ　応急仮設住宅入居該当世帯調**(様式67号)**

オ　応急仮設住宅入居者台帳**(様式84号)**

カ　災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書**(様式85号)**

キ　敷地貸借契約、建設請負契約等関係書類

**協定：災害時における建築物に係る応急対策に関する協定（岐阜県建築工業会）**
**災害時における建築物に係る応急対策に関する協定（岐阜市建築技術協会）**

## ４　住宅の応急修理

災害のため住家が半壊（焼）もしくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者に対し、住宅の応急修理を行う。

(1)　修理対象世帯の報告

福祉政策班は、次の各条件に適合する対象者の申請に基づき、修理予定者の被害程度及び資力を確認し、「住宅応急修理該当世帯調」**(様式68号)**により遅滞なく県本部防災班に報告する。

ア　災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（大規模半壊世帯）

イ　災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊・半壊世帯）

ウ　災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理を

することができない者（準半壊世帯）

(2)　実施体制

住宅の応急修理は、福祉政策班による前記(1)「修理対象世帯の報告」に基づき、まちづくり推進部が、対象工事の区別・審査を行う。なお、応急修理は、居室、便所、炊事場等、日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(3)　修理の基準、期間等

ア　修理の基準、期間等については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、修理状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における修理期間の延長

市本部は、災害発生の日から１か月以内に修理することができない場合は、災害発生の日から１か月以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　期間の延長を要する地域

(ｳ)　期間の延長を要する理由(具体的に)

(ｴ)　その他(期間の延長を要する地域ごとの修理戸数等)

(4)　修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として請負業者が確保する。ただし、災害時における混乱等により確保することが困難なときは、まちづくり推進部は、県本部（林政班又は産業政策班等）に斡旋を申請する。

(5)　修理の着工及び竣工

まちづくり推進部は、着工報告及び竣工報告を、県本部防災班に提出する。

(6)　備付帳簿等

福祉政策班は次のア及びイに関して、まちづくり推進政策班は次のウ及びエ関して諸記録を作成し、整備保管しておくとともに、救助日報の作成に必要な事項を市本部に報告する。市本部は、救助日報**（様式5号）**により、県本部に報告する。

ア　住宅総合災害対策報告書**(様式66号)**

イ　住宅応急修理該当世帯調**(様式68号)**

ウ　住宅応急修理記録簿**(様式86号)**

エ　修理請負契約関係書類等

## ５　障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等で、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して、障害物の除去を行う。

(1)　除去対象世帯の選定

福祉政策班は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し「障害物除去該当世帯調」**(様式69号)**により、災害発生後５日以内に県本部防災班に報告する。

ア　住宅が半壊又は床上浸水の被害を受け、土砂石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯であること。

イ　自己の資力では、障害物を除去することができない世帯であること。

ウ　高齢者世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等において、自力で除去することができない世帯であること。対象世帯の選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、除去すべき障害の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定する。

なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておく。

(2)　実施体制

障害物の除去は、福祉政策班による前記(1)「除去対象世帯の選定」に基づき、基盤整備部及び経済部が、奉仕労力又は賃金職員を雇い上げ、若しくは機械器具を借り上げて、直接又は土木業者に請け負わせて実施する。

ただし、市本部において実施不可能なときは、次の事項を明示して県本部防災班に応援の要請をする。

ア　応援を要する地域(作業場所)

イ　障害物の除去を要する戸数及び状況

ウ　応援を求める内訳(人員、機械、器具等)

エ　応援を求める期間

オ　その他

(3)　除去の基準、期間等

ア　除去の基準、期間等については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。

ただし、除去状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における除去期間の延長

市本部は、災害発生の日から10日以内に障害物を除去できない場合は、災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　期間の延長を要する地域

(ｳ)　期間の延長を要する理由(具体的に)

(ｴ)　その他(期間の延長を要する地域ごとの戸数等)

(4)　報告事務手続

福祉政策班は次のア、エに関して、基盤整備部及び経済部（除去を実施した部）は、次のイ、ウに関して諸記録を作成し、整備保管しておくとともに、救助日報の作成に必要な事項を市本部に報告する。市本部は、救助日報**（様式5号）**により、県本部に報告する。

ア　障害物除去該当世帯調**(様式69号)**

イ　障害物除去記録簿**(様式87号)**

ウ　除去工事その他関係書類

エ　障害物除去対象者選考関係書類

**覚書：災害時の応急対策に関する覚書（岐阜土木工業会）**

## ６　住宅対策等の調査報告

福祉政策班は、災害が終了し住宅の被害が確定したときは、その他関係各班と協力して、被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の種類により希望者を調査する。

(1)　希望調査

被災者に対し住宅に関する諸制度及びその内容を徹底するため説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するなどして、次の希望者を調査し取りまとめる。

ア　公営住宅入居希望者
イ　公庫資金借入希望者
ウ　生活融資資金借入希望者
エ　母子福祉資金借入希望者
オ　父子福祉資金借入希望者
カ　寡婦福祉資金借入希望者
キ　社会福祉施設入居希望者
ク　応急仮設住宅入居希望者
ケ　住宅応急修理対象者
コ　障害物除去対象者

(2)　調査の注意事項

調査に当たっては、次の点に留意して行う。

ア　制度種別が極めて多く、かつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。

イ　建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが、直ちに着手する「災害救助法」による制度については、特に正確を期すよう努めること。

ウ　各制度別重複計上を避けるため、本人の第１希望のみにより計上するのではなく、その世帯条件等も十分考慮して、適切な種別が希望できるよう指導すること。

エ　各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えない。

(ｱ)　応急仮設住宅と各種公営住宅
(ｲ)　応急仮設住宅と各種資金融資
(ｳ)　住宅の応急修理と各種資金融資
(ｴ)　障害物等の除去と各種資金融資

(3)　報告

福祉政策班は、調査が完了し、その対策を取りまとめたときは、「住宅総合災害対策報告書」**（様式66号）**により県本部防災班に報告する。

## ７　低所得世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯、父子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修し、又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

(1)　母子福祉資金の住宅資金
(2)　父子福祉資金の住宅資金
(3)　寡婦福祉資金の住宅資金
(4)　災害援護資金の貸付（岐阜県社会福祉協議会）

### ８　生活保護法による家屋修理

生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班は、「災害救助法」が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、「生活保護法」により、次の方法で家屋の修理をする。（福祉部）

(1)　家屋修理費等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2)　土砂等の除去費

家屋修理費の一環として前記(1)による基準の範囲内において、土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び賃金職員借上費等

### ９　社会福祉施設への入所

福祉部は、災害により住宅を失い、又は破損等によって居住することができなくなった要介護者等の入所は、年齢、障がい等の程度により必要性の高い者を優先する。

また、施設の被害状況、避難者数等の状況等から、市区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

### 10　公営住宅法による災害公営住宅の建設

公営住宅は、大規模災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一つに該当する場合に、低所得被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し入居させる。

(1)　地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合
ア　被災地域全域の滅失戸数が500戸以上のとき
イ　市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
ウ　滅失戸数が市の区域内の受託戸数の10％以上のとき
(2)　火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
ア　被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
イ　滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10％以上のとき
(3)　建築戸数

被災滅失住家戸数の３割以内、激甚災害は５割以内とする。

(4)　建築費の国庫補助

建築時に要する費用（標準建築費まで）の３分の２

# 第 21 節　要配慮者・避難行動要支援者対策

**【実施担当部】**

１　福祉部　　２　危機管理部　　３　　ぎふ魅力づくり推進部　　４　保健衛生部
５　子ども未来部　　６　まちづくり推進部

**〈方針〉**

災害時、要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救護体制を整備することが必要である。

そのため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な場面において、きめ細かな施策を行う。

**〈実施内容〉**

**１　要配慮者対策**

(1)　具体的な対策

市本部は、要配慮者を支援するため、できるだけきめ細かな対策を講ずる。

【対応策】

ア　要配慮者が必要な支援内容の把握(時系列で)

イ　要配慮者のニーズに応じた救護、援護

- 特別な食料(粉ミルク、液体ミルク、離乳食、形態調整食、かゆ食、アレルゲン除去食品、慢性疾患患者用特別用途食品)を必要とする者に対し、その確保、提供
- 要配慮者用資機材(車イス、要介護者・障がい者用トイレ、ベビーベッド、ダンボールベッド等)の提供
- ボランティア等の生活支援のための人材の確保及び派遣
- 情報提供
- 人工透析及び難病患者等への医療の確保等

ウ　指定避難所等での要配慮者への配慮

エ　要配慮者向け相談所の開設

オ　福祉避難所としての社会福祉施設の活用、ヘルパーの派遣

カ　寝たきりの高齢者や障がい者等の福祉避難所への搬送手段の確保
(岐阜県タクシー協会岐阜支部との協定による輸送協力、地域住民による搬送等)

キ　要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

**協定：災害時における生活必需物資の調達に関する協定（株式会社トーカイ）**
**災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定**
**（日本福祉用具供給協会）**
**災害時における物資の供給に関する協定（大丸板紙加工株式会社）**
**災害時における要援護者の輸送協力に関する協定書**
**（岐阜県タクシー協会岐阜支部）**

(2)　情報把握

市本部は、関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿、個別避難計画や地図等を利用するなどして、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

なお、避難行動要支援者を発見した場合は、次の情報を把握する。

ア　指定避難所等への移動の可否

イ　施設緊急入所等の緊急措置の有無

ウ　居宅での生活が可能な場合には、居宅保健福祉サービスの必要性

(3)　避難行動要支援者の避難誘導

住民は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織の避難行動要支援者支援班を中心に地域ぐるみで協力支援する。

(4)　避難所での要配慮者の把握

市本部は、避難所等における高齢者や障がい者等の要配慮者等の状況について、地域派遣職員を通じて把握する。

また、福祉的支援の必要がある要配慮者が福祉避難所を利用できるよう、保健師等を避難所に派遣し、要配慮者の振り分け（スクリーニング）を行う。

(5)　岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜ＤＷＡＴ）の派遣要請

市本部は、避難所等の高齢者や障がい者等の要配慮者に福祉的な支援を行う人材を必要とする場合には、本部事務室から県本部に、岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜ＤＷＡＴ）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するよう要請する。

また、福祉避難所において資器材等が不足した場合は、「福祉避難所向け資器材等の融通に係る手続について（平成29年4月1日付）」で県の定める様式により、必要物品名及びその数量を記載の上、県本部に資器材等の融通を依頼する。

(6)　日本栄養士会災害栄養チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）の派遣要請

市本部は、避難所等において要配慮者や避難者に対する栄養・食生活支援や緊急栄養補給物資の支援を行う日本栄養士会災害栄養チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）の派遣を岐阜県栄養士会へ要請する。

(7)　災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣要請

市本部は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

## ２　社会福祉施設等の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講ずる。

(1)　入所者の保護

ア　迅速な避難

あらかじめ定められた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。避難については、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ　臨時休園等の措置

保育所にあっては、保育を継続することにより、乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとる。ま

た、児童館、児童センター、知的障がい者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ　負傷者等の救出、応急手当

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防本部に応援を要請する。また、医療その他の救助を必要とする場合は、本部事務室、県支部総務班(救助係)に連絡又は要請する。

エ　施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、市、県などの協力を得ながら施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ　施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、本部事務室、県支部総務班(救助係)に連絡しその応援を要請する。

力　食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について、本部事務室、県支部総務班(救助係)に連絡しその支援を要請する。

キ　健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ、職員等の健康管理(特にメンタルケア)には、十分配意する。

(2)　被災者の受入れ(福祉避難所)

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後余裕スペース等を活用して、要配慮者等一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等のうち援護の必要性の高い者を優先する。

## ３　外国人（観光客含む）対策

ぎふ魅力づくり推進部は、公益財団法人岐阜市国際交流協会とともに「岐阜市災害時多言語支援センター」を設置し、シティエフエムぎふの緊急割込み放送や、インターネット等を利用して、多言語による正確な情報を伝達するとともに、避難所等の巡回や外国人（観光客含む）からの相談に対応するなど、避難所等に通訳ボランティアを派遣し、外国人（観光客含む）に対して、必要な情報の提供を行う。

# 第22節　医療・救護活動

**【実施担当部】**

１　保健衛生部（保健所）　２　市民病院部　３　福祉部
４　市民協働生活部　５　消防本部　６　教育部

**〈方針〉**

災害のため市内の医療機関の混乱、医療機能の低下により、住民が医療、救護を受けられなくなった場合、災害時医療救護計画により迅速に医療班を編成するとともに、被災地周辺の医療機関も含めた広域ネットワークを活用し、応急的な医療、救護活動を実施する。

**〈実施内容〉**

**１　医療班の編成**

被災地の現地において医療、助産救助を実施するため、市民病院医療救護班は、市民病院医療班を編成し、必要に応じ出動する。

市民病院医療班は、概ね次により編成するが、災害の種類、規模、状況に応じて適宜増員する。

| 班　名 | 班　編　成 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 医　師 | 看護師、助産師又は保健師 | 薬剤師 | 事務職員 | 計 |
| 第１班（医　療） | １名 | ２名 | １名 | １名 | ５名 |
| 第２班（助　産） | １名 | ２名 | １名 | １名 | ５名 |
| 計 | ２名 | ４名 | ２名 | ２名 | １０名 |

（注）運転士については必要に応じ編成に加える。

**２　救助対象者**

(1)　医療救助

ア　負傷又は疾病により医療を必要とするが、災害のため医療の途を失った者。

イ　災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2)　助産救助

災害時（災害発生前後７日以内）に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。（死産、流産を含む。）

**３　実施の方法**

医療の実施は、災害の規模等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

(1)　市民病院医療班派遣による方法

市民病院医療救護班は、被災現地において医療の必要があるときは、それぞれ必要な現地に市民病院医療班を派遣して医療を実施する。

なお、この場合において市民病院医療班は、被災現地に近い救護所又は救護病院を利用(使用)して診療に当たるものとするが、適当な施設がない場合にあっては、各保健センター班と協力して、テント等により野外に現地救護所を設置する。また、本部事務室は、医療状況の把握に努め、医療応援の要請等に備え、県支部及び隣接市町村と連携をとり、初期医療体制の充実を図る。

(2)　救護病院による方法

医療救護本部は、被災地の医療機関（医療施設）によって、医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の代表者と協議して救護病院を設置し、平常時の取扱いに準じて医療を実施する。救護病院で重症患者等を受け入れきれないとき、必要に応じ救護病院に臨時の被災負傷者を受け入れる施設を確保する。この場合、生活福祉一班、生活福祉二班及び生活福祉三班は、生活保護世帯に対し、生活保護法による医療券を患者に交付し、患者は、医療機関に医療券を提出して診療を受ける。

**参照：管内医療施設調（巻末資料）**

注１　医療機関中には、はり、あんま、きゅう師を含む。

注２　福祉事務所長は、市本部長の要請に基づき、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発行する。

なお、市本部は、福祉事務所長に「医療券」の発行を要請するいとまがないときには「診療依頼書」を発行し、「診療依頼書」に「災害」と朱書きして、直接救助対象者に交付するとともに、その旨を福祉事務所長に連絡する。

(3)　救護所による方法

被害が甚大な時は、市は原則小学校の保健室に救護所を設置し、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会及び岐阜市薬剤師会に要請して、医療活動を行う。

**参照：岐阜市医師会医療救護隊編成表（巻末資料）**
**岐阜市歯科医師会医療救護隊編成表（巻末資料）**
**岐阜市薬剤師会災害時派遣編成表（巻末資料）**

**協定：災害時における医療救護に関する協定（岐阜市医師会）**
**災害時における歯科医療救護に関する協定書（岐阜市歯科医師会）**
**災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書（岐阜市薬剤師会）**
**災害時における救護病院指定に関する協定**

(4)　移送、受入れ

各保健センター班は、医療を要する者の状態が重症で、施設(病院)への受入れを必要とするときは、保健衛生政策班に連絡し、保健衛生政策班は被災地に近い適切な医療施設に連絡し受入れ体制を確認した後、消防本部に当該病院への救急搬送を要請する。

なお、多数の重症者を搬送する必要があり、救急車が確保できない場合は、消防団又は自主防災隊等の協力により移送する。

(5)　応援等

市民病院医療救護班長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、次の方法によって他機関と共同して実施する。

ア　保健衛生政策班は、市民病院医療救護班の報告等により県支部総務班及び県本部防災班にその旨連絡し応援の要請をする。

イ　連絡、報告及び要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　医療、助産救助実施の場所

(ｲ)　対象者及び医療機構の状況

(ｳ)　実施の方法及び程度(医療班何箇班派遣、何科○○名入院等)

(ｴ)　その他必要な事項

(6)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請

消防本部救急班は、災害の状況から災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣が必要な場合は、本部事務室を通じ県支部に派遣要請をし、県支部から県本部に派遣要請をする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターの助言及び支援を適宜受けるものとする。

**参照：ＤＭＡＴ指定病院（巻末資料）**

《医療（助産）救護活動体制》

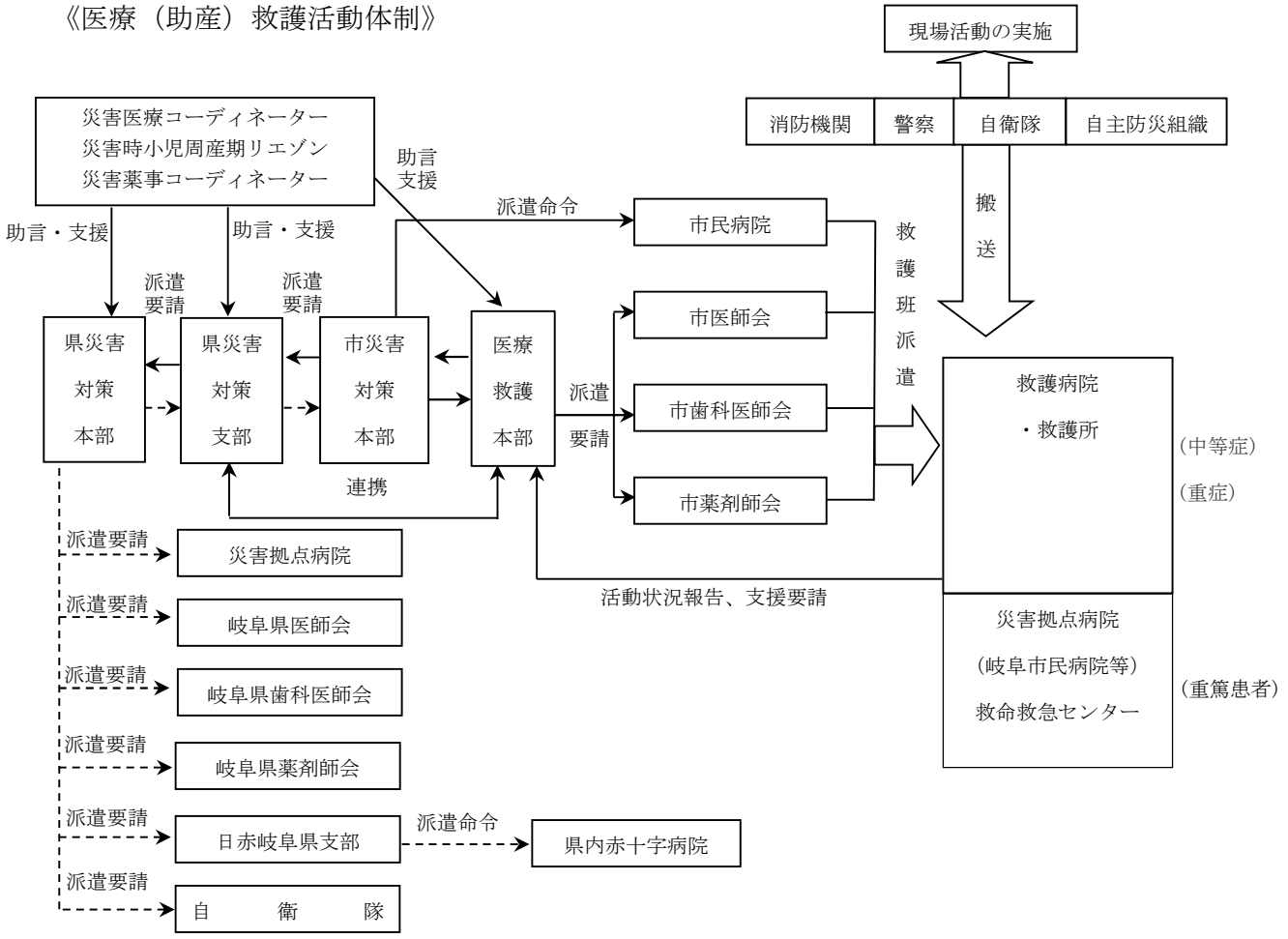


――― は、派遣要請、派遣命令等の情報伝達経路

------- は、県対策本部の派遣要請の情報伝達経路

(7)　後方医療活動の要請

市は、必要に応じて後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独

立行政法人地域医療機能推進機構）に、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、市は、県及び関係機関と連携し、市内の医療機関等から、岐阜県災害時広域受援計画に定める広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施する。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターの助言及び支援を適宜受けるものとする。

### ４　医薬品等の確保

(1)　医薬品等（血液を除く。）の確保

医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、市民病院医療救護班の所持品を使用するとともに、各部の調達計画に基づき調達する。

ただし、不足が生じる場合は、「医薬品等調達要請書」**（様式第70号）**により県支部総務及び関係機関に調達を依頼する。なお、地域内輸送拠点に緊急物資として医薬品の提供があった場合には、保健衛生部は医薬品の分別のため、協定に基づき地域内輸送拠点への薬剤師の派遣を薬剤師会に要請するとともに、必要な医薬品を救護所等に輸送する。

(2)　血液の確保

血液については、岐阜県赤十字血液センターに要請する。

《医薬品等確保系統図》

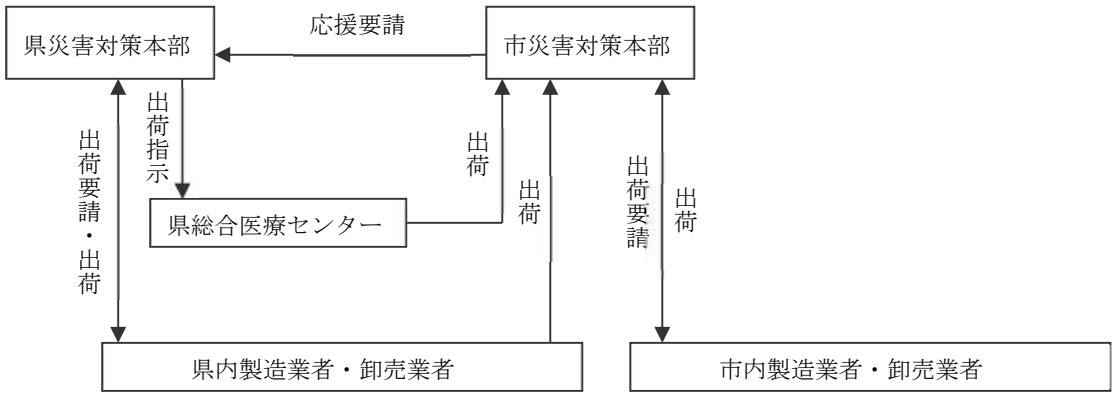


### ５　医療、助産に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間及び経費については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、医療、助産状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における医療、助産の期間延長

市本部は、医療救助については災害発生の日から14日以内、助産については災害発生の日から７日以内に打ち切ることができない場合は、医療救助については災害発生の日から14日以内、助産については災害発生の日から７日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域
ウ　延長を要する理由
エ　救助を要する患者数、病状等

## ６　保険制度等への切替え

医療及び助産の救助は、原則的には14日以内で打ち切られ、平常時の医療機構にもどるため、市民協働生活部、福祉部等は、下記保険制度等を所管する関係機関と緊密な連絡をとり、継続診療を要するものについて、速やかにそれらの制度の医療給付に切り替えるよう、適用の決定、資格確認書等の再交付等に努める。

(1)　国民健康保険　　市国保・年金課
(2)　健康保険　　日本年金機構　年金事務所
(3)　労働者災害保険　　労働基準局
(4)　生活保護　　福祉事務所
(5)　児童福祉　　施設経営者
(6)　身体障がい害者福祉　　福祉事務所
(7)　戦傷者戦没者遺族援護　　〃
(8)　未帰還者留守家族援護　県地域福祉国保班
(9)　結核予防　　市保健所
(10)　精神保健　　〃
(11)　医療費融資　　市社会福祉協議会

## ７　その他事務手続き

市民病院部は、「救助日報」**（様式5号）**により県本部防災班に報告するとともに、次の諸記録を作成し整備保管する。

(1)　医療班出動編成表**（様式71号）**
(2)　医療救護活動報告書**（様式95号）**
(3)　医療班医薬品衛生材料使用記録**（様式88号）**
(4)　病院診療所医療実施状況**（様式89号）**
(5)　助産台帳**（様式90号）**
(6)　救助実施記録日計票**（様式73号）**
(7)　救助の種目別物資受払状況**（様式74号）**

# 第 23 節　救助活動

**【実施担当部】**

１　消防本部　　２　基盤整備部

**〈方針〉**

災害により生命、身体が危険となった者を迅速に救出し、負傷者については医療機関に受け入れるものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

**〈実施内容〉**

**１　対象者**

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

(1)　災害のため生命、身体が危険な状態にある者。

(2)　災害のため行方不明の状態にあって、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者。

**２　救助活動**

被災者の救出は、時間の経過とともに救命率が低下するため、迅速な対応を行う。

(1)　被災直後においては、各消防署班及び消防団、警察等が救助救出を行い、この場合において、指揮は消防が執る。

なお、指揮隊長等は、必要に応じ自主防災隊に協力を求める。

(2)　市本部長は、市の消防力等では救出が困難な場合には、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材についての応援を要請する。また、状況により「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」に基づき防災ヘリコプターの出動を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市本部長は、「岐阜県広域消防相互応援協定」及び「岐阜県広域消防応援基本計画」の定めるところにより応援を要請する。

(3)　緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市本部長（市本部長から委任を受けた場合は消防長）がこれを指揮し、迅速に部隊の配置を行う。

(4)　市は、「災害対策基本法第63条」、「消防法第23条の2・第28条・第36条」、「水防法第21条」により警戒区域を設定する。

なお、災害活動実施者の二次災害防止を図るため、災害活動時における退避について、避難計画に定めている。

(5)　市は、重機等災害救助活動に必要な機械器具が必要な場合は、覚書に基づき岐阜土木工業会に必要な機械器具及びその操作員を要請する。また、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要救助者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合、電気通信事業者に対して位置情報の取得を要請し、救出救助に活用するものとする。

**覚書：災害時の応急対策に関する覚書（岐阜土木工業会）**

### ３　救出に関する基準

(1)　この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。

ただし、救出の状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2)　災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から３日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から３日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間
イ　延長を要する地域
ウ　延長を要する理由又はその状況
エ　救出を要する人数

### ４　その他事務手続き

消防本部は、次の諸記録を作成し整備保管する。また、被災者の救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」**(様式５号)**により、本部事務室及び県支部総務班(救助係)経由県本部防災班に電話等にて報告する。

(1)　救助実施記録日計票**（様式73号）**
(2)　被災者救出状況記録簿**（様式91号）**
(3)　救助の種目別物資受払状況**（様式74号）**

**協定：災害時における救助作業等応急措置用資機材の提供に関する協定**
**（（一社）岐阜県自動車整備振興会岐阜北支部）**
**災害時における救助作業等応急措置用資機材の提供に関する協定**
**（（一社）岐阜県自動車整備振興会岐阜南支部）**
**災害時における被災車両の撤去に関する協定**
**（（一社）日本自動車連盟中部本部岐阜支部）**

# 第 24 節　遺体の捜索・取扱い・埋葬

**【実施担当部】**

１　市民協働生活部　　２　保健衛生部（保健所）　　３　消防本部　　４　市民病院部

**〈方針〉**

災害時に死亡した者の捜索、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制を確立し、遺体安置場所を確保するとともに、火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。

**〈実施内容〉**

**１　遺体の捜索**

(1)　捜索の方法

消防本部は、警察、消防団及び自主防災組織の協力により遺体の捜索を実施する。

ただし、消防本部は、生命がある者又は生命がある可能性がある者の救出に必要な人員以外の者を遺体の捜索に当たらせる。

なお、必要に応じ、市民協働生活政策班及び保健衛生政策班は、これに協力する。

(2)　応援の要請

ア　市本部は、災害の状況又は遺体が流失したこと等により他市町村にあると認められるときは、県支部総務班に応援の要請をする。ただし、緊急を要する場合等にあっては、隣接市町村本部又は下流の市町村本部に捜索応援を要請する。

イ　応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　遺体が埋没し、又は漂着していると予想される場所

(ｲ)　遺体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、持物等

(ｳ)　応援を求めたい人数又は舟艇、器具

(ｴ)　その他必要な事項

(3)　県防災ヘリコプターの出場要請

消防本部は、災害の状況により上空からの捜索が必要な場合は、県防災ヘリコプターの出場要請により捜索を依頼する。

(4)　遺体の捜索の基準

ア　遺体の捜索に関する対象者、期間、経費については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、捜索状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から10日以内に捜索を打ち切ることができない場合は、災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　延長を要する地域

(ｳ)　延長を要する理由

(ｴ)　延長することによって捜索されるべき遺体件数

(5)　報告及び事務手続

消防本部は、本救助を実施したときは、ア記録の各項目について整備保管するとともに、イ報告の各項目について毎日市本部へ報告する。市本部は、報告を受けた内容を、他の救助に係る報告とともにとりまとめ、県支部総務班(救助係)を経由して、県本部に「救助日報」**（様式５号）**により報告する。

ア　記録

(ｱ)　遺体捜索状況記録簿**（様式92号）**

(ｲ)　救助実施記録日計票**（様式73号）**

(ｳ)　救助の種目別物資受払状況**（様式74号）**

(ｴ)　遺体捜索用機械器具修繕簿**（様式93号）**

イ　報告

(ｱ)　実施月日

(ｲ)　実施の地域

(ｳ)　実施の状況及び方法

(ｴ)　捜索対象遺体数

## ２　遺体の取扱い

(1)　遺体の取扱い体制

ア　身元が判明しており、遺族に引き渡せる場合

遺体を発見した場合に市民協働生活政策班及び保健衛生政策班は、警察に連絡し、警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族に引き渡す。

イ　身元が判明していない場合又は遺族に引き渡しが困難な場合

遺体識別のため、保健衛生政策班は遺体を取扱う場所を借り上げ(仮設)、医療班又は医師が奉仕団体等の労力奉仕により、遺体の洗浄、縫合、消毒等を行う。ただし、市本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める。

なお、遺体を取扱う場所の借り上げ（仮設）ができない場合は、市民総合体育館、南部スポーツセンター又は北部体育館等を遺体の取扱い場所とする。

(2)　遺体の取扱いの基準

ア　遺体の取扱いに関する対象者、期間、経費については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、取扱いの状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から10日以内に取扱うことを打ち切ることができない場合は、災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　延長を要する地域

(ｳ)　延長を要する理由

(ｴ)　延長することによって捜索されるべき遺体件数

(3)　報告及び事務手続

本部事務室は、遺体の取扱い台帳**（様式94号）**を作成し、整備保管するとともに、毎日その状況を、県支部総務班(救助係)を経由して県本部防災班に救助日報**（様式５号）**により報告する。なお、遺体の取扱いを医療班が実施したときは、医療救護活動報告書**（様式95号）**により、その実施状況を報告する。

## ３　遺体の収容、安置等

(1)　市民協働生活政策班は、市民総合体育館、南部スポーツセンター又は北部体育館等を遺体の一時安置場所とする。なお、遺体数などに応じて、寺院及び葬儀式場等の施設に依頼し、遺体の一時安置を行う。

(2)　市本部長は、遺体搬送について警察に協力要請するとともに、車両を借上げ、遺体を安置場所まで搬送する。

(3)　市民協働生活政策班は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業指導のための要員を確保する。

(4)　医事班は、検視調書（写し）を引き継ぎ、「遺体取扱い票」**（様式96号）**並びに「遺体及び所持品引取書」**（様式97号）**を作成する。

(5)　市民協働生活政策班及び保健衛生政策班は、棺に氏名及び番号を記載した札を添付する。

(6)　遺族等から遺体引き受けの申出があった時は、「遺体取扱い票」**（様式96号）**により整理のうえ引き渡す。

(7)　遺体引受人が見つからない遺体については、市本部長を身元引受人として、遺体火（埋）葬許可証の発行手続きをとるよう本部事務室に要請する。

## ４　遺体の火（埋）葬等

(1)　遺体の火（埋）葬

火（埋）葬の実施は、市民協働生活政策班等において行うとともに、棺、骨つぼ等の遺族への支給については現物給付をもって行う。

なお、火（埋）葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後に火（埋）葬する。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ　被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の火（埋）葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(2)　広域調整

大規模な災害が発生し、火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、「岐阜県広域火葬計画」に基づき県本部生活衛生班に調整を依頼する。

なお、この際の費用負担は、「災害救助法」の定めるところにより行う。

(3)　遺体の埋葬の基準

ア　遺体の火（埋）葬に関する対象者、期間、経費については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。

ただし、火（埋）葬状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ　災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から10日以内に火（埋）葬を打ち切ることができない場合は、災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ｱ)　延長の見込期間

(ｲ)　延長を要する地域

(ｳ)　延長を要する理由

(ｴ)　火（埋）葬を要する遺体数

(4)　報告及び事務手続

市民協働生活政策班は、埋葬救助を実施したときは、「埋葬台帳」**（様式98号）**を作成し、整備保管するとともに、毎日その状況を県支部総務班(救助係)を経由して、県本部防災班に「救助日報」**（様式5号）**により報告する。

**参考：火葬場及び墓地施設**

| 種　別 | 所在地 | 名　称 | 経営者 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 火葬場 | 上加納山4717番地4 | 岐阜市斎苑 | 岐阜市 | 245-0228 |
| 〃 | 松山町13番地 | 黙山火葬場 | 民　間 | 263-4448 |
| 墓　地 | 上加納山4717番地4 | 上加納山墓地 | 岐阜市 | 245-0228 |
| 〃 | 加納堀田町2丁目11番地1 | 加納穴釜墓地 | 〃 | 214-2176 |
| 〃 | 大洞2丁目324番地 | 大洞墓地 | 〃 | 241-1159 |
| 〃 | 柳津町宮東2丁目90番地 | 柳津北宮浦墓地 | 岐阜市 | 214-2176 |
| 〃 | 柳津町宮東3丁目62番地 | 柳津宮東墓地 | 岐阜市 | 214-2176 |

**参考：葬具販売一覧表（岐阜県葬祭業協同組合員）**

| 業者名 | 営業場所 | 電話 | 業者名 | 営業場所 | 電話 |
|---|---|---|---|---|---|
| ㈱市川葬典 | 本町3丁目18 | 262-0042 | (合)合羽屋葬具店 | 本町5丁目36 | 262-0897 |
| ㈱鈴　木 | 加納本町4丁目27 | 272-1923 | ㈱戸羽新 | 美園町1丁目3 | 262-4445 |
| ㈱野々村葬儀社 | 忠節町3丁目12 | 262-9222 | (有)千手堂野々村葬祭 | 徹明通6丁目8 | 251-2058 |
| ㈱不　破 | 真砂町11丁目12 | 262-2355 | | | |

**協定：災害時における支援協力に関する協定書（(一社)全日本冠婚葬祭互助協会）**

# 第25節　防疫・食品衛生活動

**【実施担当部】**

１　保健衛生部（保健所）

**〈方針〉**

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所等において、的確かつ迅速に防疫措置を実施する。また、被災地における食品の安全性を確保するため、炊出し施設等に対して食中毒の防止の指導を行う。

**〈実施内容〉**

**１　防疫活動**

(1)　県への協力

県が行う被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送は、感染症・医務薬務班感染症対策班及び各保健センター班等が協力して行う。

なお、感染症患者の搬送で緊急を要する場合は、消防本部が救急車で搬送する。

(2)　市町村の防疫活動

防疫活動は、感染症・医務薬務班感染症対策班及び生活衛生班の統括のもと各保健センター班等が、次の事項を実施する。

ア　防疫資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒

イ　ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布

ウ　避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施、消毒剤等の配布

エ　臨時予防接種又は予防内服薬の投与

オ　感染症の発生状況及び防疫活動等の広報の実施（広報手段は、本章第１２節災害広報による。）

(3)　応援の要請

市本部は、被害が甚大で市単独で防疫活動の実施が不可能又は困難なときは、隣接市町、県及び（一社）岐阜県ペストコントロール協会から応援を得て実施する。

**協定：災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定**
**（(一社）岐阜県ペストコントロール協会）**

災害時における防疫に関する報告は、次による。

ア　被害状況の報告

感染症・医務薬務班及び生活衛生班は、防疫を必要とする災害が生じたときは、防疫に関する情報を「医療衛生施設被害状況等報告書」**（様式24号）**により、県支部保健班を経由して県支部健康部に毎日電話及び文書で報告する。

イ　災害防疫所要見込額の報告

感染症・医務薬務班及び生活衛生班は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経

費所要額調」**（様式99号）**により作成し、県本部保健班を経由して県本部保健医療班に提出する。

なお、その概要については、できる限り事前に電話等で報告する。

ウ　災害防疫完了報告

感染症・医務薬務班及び生活衛生班は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が完了した日から20日以内に「災害防疫業務完了報告書」**（様式100号）**を作成し、県本部保健班を経由して県本部保健医療班に提出する。

(4)　本部事務室で備付けを要する記録

ア　災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）

イ　防疫経費所要額調及び関係書類

ウ　清潔方法及び消毒方法に関する書類

エ　ねずみ、昆虫等の駆除に関する書類

オ　家庭用水の供給に関する書類

カ　患者台帳

キ　防疫作業日誌

## ２　食品衛生活動

(1)　避難所施設等の食中毒防止活動

地域派遣職員は、炊出しを開始した場合は、本部事務室に連絡するとともに、県から派遣される食品衛生監視員及び食品衛生班員と協力して、食中毒の防止を図る。

保健活動チームは避難所巡回時に、保健所及び各保健センターに備蓄している手指用消毒剤、使い捨て手袋等、マスク及びペーパータオル等を必要に応じ配布する。

(2)　食中毒発生時の対応

地域派遣職員は、避難者に食中毒症状を呈する者の発生を覚知した場合は、本部事務室に連絡する。本部事務室は、直ちに医療班を派遣し対応を図るとともに、食品衛生班及び感染症・医務薬務班に連絡する。

# 第 26 節　保健活動・精神保健

**【実施担当部】**

１　保健衛生部（保健所）　　２　消防本部

**〈方針〉**

災害時は、被災による外傷などの直接的な影響のほか、生活環境の悪化により、様々な健康への悪影響をもたらす可能性があり、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠である。また災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱える被災者の心のケア対策が必要となる。

そのため、心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、被災者の健康保持と生活環境の改善につながる必要な支援を行う。

**〈実施内容〉**

**１　保健活動**

(1)　保健活動

市は、県の協力を得て保健活動チーム及び栄養・食生活支援サポートチームを編成し被災者の健康管理活動を行う。

《保健活動チームの編成（例）》

| | |
|---|---|
| ア　避難所巡回保健チーム | （医師　1　保健師　2　薬剤師　1） |
| イ　精神科チーム | （医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師） |
| ウ　歯科チーム | （歯科医師、歯科衛生士） |
| エ　リハビリチーム | （医師、理学・作業療法士、保健師、看護師） |
| オ　栄養士チーム | （管理栄養士、栄養士　1～2） |
| カ　臨床心理チーム | （臨床心理士　1～2） |
| キ　家庭訪問チーム | （保健師　1～2） |
| ク　仮設住宅訪問チーム | （保健師　1～2） |
| ケ　避難所巡回検診チーム | （医師、保健師、栄養士、診療放射線技師臨床衛生検査技師） |

(2)　活動内容

市は、県と連携して、保健活動チーム及び栄養・食生活支援サポートチームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に共同して活動する。

ア　避難所、自宅及び仮設住宅等の被災者の生活状況の把握、生活環境の整備

イ　避難所における巡回健康相談等の実施

ウ　エコノミークラス症候群に対する注意喚起

エ　訪問指導の実施及び強化

結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導の強化及び一般家庭への健康調査と保健指導の実施

オ　避難所等の巡回栄養・食生活相談

慢性疾患患者、アレルギー患者、高齢者及び障がい者等へ配慮した食事内容の提案、配給食品の確認、栄養状態に応じた特定保健用食品やサプリメントの配布、食品衛生に関する指導の実施

カ　定例保健事業の実施

キ　仮設住宅における訪問指導とグループ指導の実施

ク　機能している医療機関等の情報収集

(3)　その他

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、国へ災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

## ２　精神保健

管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

(1)　精神障がい者の住居等、生活基盤の早期確保

ア　住居をなくした精神障がい者の被災地外の施設への入所等の促進

イ　精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

(2)　精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保

(3)　24時間精神科救急体制の確保

ア　被災地外の精神科チーム配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置

イ　夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

(4)　治療、通所を中断した通院・通所者の治療、通所機会の提供

閉所した診療所、通所施設の代替施設の設置(精神科救護所等)と早期再開

(5)　被災者の心のケア

ア　民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の普及、啓発

イ　心の健康に関しての相談体制の充実

ウ　精神科医、保健師等による常設の相談実施

エ　民間の諸機関の協力による24時間電話での相談を受ける体制整備

オ　避難所等への相談所開設

カ　在宅避難者、車中避難者、仮設住宅等への巡回相談

キ　医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整

(6)　被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア

民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施する。

(7)　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請

市本部は、被災者のストレスケア等のため、必要な場合は、県に対し災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

# 第 27 節　環境衛生・廃棄物処理

**【実施担当部】**

１　環境部　　２　基盤整備部　　３　まちづくり推進部　　４　都市建設部
５　上下水道事業部　　６　危機管理部　　７　ぎふ魅力づくり推進部

**〈方針〉**

大規模災害時には、大量のごみ、し尿等廃棄物や、がれき等が発生し、環境衛生の悪化、災害復旧の遅延が想定されるため、災害廃棄物処理計画によりこれらの迅速な収集、処理体制を確保する。

**〈実施内容〉**

**１　ごみ、し尿の処理活動**

環境部は、ごみ収集運搬とし尿収集運搬の編成をあらかじめ部の災害応急対策マニュアル等により定めておく。

**２　清掃の方法**

(1)　ごみ処理

ごみの収集及び処分は、環境事業班が次の方法により実施する。

ア　ごみの収集

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施する。

イ　収集方法

ごみの収集については、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災地域の住民及びごみ収集班に、災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

ウ　ごみの処分

(ｱ)　災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等については、十分検討し、計画的にごみの処分を行う。

(ｲ)　収集したごみについては、最終処分場の不足が予想されることから、可能な限り再利用・再資源化を図る。再利用・再資源化ができないものについては、木材系、可燃系、混合廃棄物は焼却処理、不燃物は破砕した後、焼却処理する。焼却処理した際に発生する残さは、最終処分場に埋め立てる。

また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。

(2)　災害廃棄物の処理

ア　発生への備え

災害廃棄物の広域処理を含めた処理・処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場の確保、計画的な収集、運搬及び処分について、災害廃棄物処理計画に具体的に定めることとし、その実効性を確保するために必要となる演習及び研修を実施し、災害廃

棄物処理体制の強化を図るものとする。

イ　災害廃棄物の処理

発生した災害の規模及び災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、災害廃棄物の発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画等に基づいて、円滑かつ適正に処理を行う。

また、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て産業廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどし、効率的に産業廃棄物等の搬出等を行う。

なお、まちづくり推進部及び環境部は、建物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき解体等を行うよう指導、助言する。

ウ　市民等への啓発・広報

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、粗大ごみ・生活ごみを含めた廃棄物処理に関する情報について、ホームページ等において公開するなど周知に努める。

**災害廃棄物処理スケジュール**

| 実施事項 | 1年目 | | | | | | 2年目 | | 3年目 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1～2ヵ月 | 3～4ヵ月 | 5～6ヵ月 | 7～8ヵ月 | 9～10ヵ月 | 11～12ヵ月 | 1～6ヵ月 | 7～12ヵ月 | 1～6ヵ月 | 7～12ヵ月 |
| 一次仮置場の指定・設置 | → | | | | | | | | | |
| 災害廃棄物の搬入 | → | → | → | | | | | | | |
| 粗選別 | → | → | → | → | → | | | | | |
| 災害廃棄物の収集・搬入 | → | → | → | → | → | → | | | | |
| 実行計画の策定 | → | | | | | | | | | |
| 二次仮置場の指定・設置 | → | → | → | → | | | | | | |
| 破砕・選別 | → | → | → | → | → | → | → | → | → | |
| 焼却 | → | → | → | → | → | → | → | → | → | |
| 最終処分 | → | → | → | → | → | → | → | → | → | → |
| 仮置場の閉鎖 | | | | | | | | | | → |
| 再資源化 | → | → | → | → | → | → | → | → | → | → |

(3)　し尿処理

し尿の汲取処分は、環境事業班が次の方法により実施する。

ア　し尿の収集

し尿の汲取収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲取りを要する地区から順次実施する。

イ　収集方法

し尿の汲取収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

ウ　し尿の処分

し尿の処分は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

## ３　その他の関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は次による。

(1)　便所の仮設

指定避難所開設に伴う仮設便所は、原則として、マンホールトイレ、災害救助用の組立式トイレ及び簡易トイレとする。

なお、閉鎖に当たっては、便器を消毒後処理する。また、指定避難所以外の場所にし尿貯留槽が装備された便所を設置する場合は、立地条件を考慮し、漏洩等により、汚染しない場所を選定し、避難人員100人に対して、大小便器をそれぞれ１個以上設置する。（「建築設計資料集成３」（昭和55年7月25日本建築学会）及び阪神・淡路大震災の実績）

## ４　事務処理

環境政策班は、被害の内容が国庫補助の対象に該当すると思料される事業について、次の報告書を県本部に提出する。

(1)　廃棄物処理施設被害状況の報告について**（様式101号）**

(2)　災害廃棄物処理事業の報告について**（様式102号）**

## ５　清掃能力の現況

(1)　ごみ処理施設

| 施設名称 | 所在地 | 型式 | 1日処理能力 |
|---|---|---|---|
| 東部クリーンセンター | 芥見6丁目368 | 旋回流型流動床焼却炉 | 450ｔ |
| | | ２軸せん断型破砕機及び回転型破砕機 | 36t/6h |
| 掛洞プラント | 奥字掛洞375 | 全連続燃焼式ストーカ炉 | 150ｔ |
| リサイクルセンター | 木田5丁目62-2 | カン、ビン類選別圧縮<br>ペットボトル、<br>プラスチック製容器<br>包装圧縮梱包 | カン　6.5t<br>ビン　16.8t<br>ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ　10.3t<br>プラスチック製容器<br>包装圧縮梱包　20.0t |

(2)　し尿処理施設

| 施設名称 | 所在地 | 型式 | 1日処理能力 |
|---|---|---|---|
| 寺田プラント | 寺田1丁目11 | スクリュープレス式脱水機 | 160Kℓ |
| 衛生センター | 境川5丁目147 | 改造型脱窒素処理方式 | 100Kℓ |

(3)　最終処理場

| 施設名称 | 所在地 | 埋立総容量 |
|---|---|---|
| 大杉一般廃棄物最終処分場 | 大字山県岩字大杉奥洞1045 | 270,000㎥ |

(4)　ごみ、し尿処理運搬車両

| 班　別 | | 大　型 | 中　型 | 小　型 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| ごみ処理 | 直営 | － | 10 | 26 | 36台 |
| | 委託 | － | － | 40 | 40台 |
| し尿処理 | 直営 | － | 1 | 3 | 4台 |
| | 委託 | － | 5 | 1 | 6台 |

## ６　応援等の手続き

市は、災害廃棄物処理体制の充実のため、関係団体と協定を締結しており、必要な場合は応援を要請する。

**協定：災害時における廃棄物の処理等に関する協定**

**（岐阜県清掃事業協同組合、岐阜再生資源事業協同組合）**

**災害時における廃棄物の処理等に関する協定**

**（（一社）岐阜県産業環境保全協会）**

**災害時における廃棄物の処理等に関する無償団体救援協定**

**（岐阜県環境整備事業協働組合）**

また、災害により市の行政機能が低下し、災害廃棄物の処理が困難となった場合、県に災害廃棄物の代行処理（地方自治法第252条の14）を要請できるほか、市が廃棄物処理特例地域に含まれ、一定の要件（処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等）を勘案して必要と認められる場合には、国も災害廃棄物の処理を代行できることとされているため、必要に応じ県又は国に対し代行処理を要請する。

# 第 28 節　文教災害対策

**【実施担当部】**

１　教育部　　２　ぎふ魅力づくり推進部　　３　女子短期大学部
４　市民協働生活部

**〈方針〉**

災害時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障をきたさないよう必要な措置を講ずる。

**〈実施内容〉**

## 第１項　学校施設の応急対策

### １　学校施設の災害防止対策

施設管理者は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、必要に応じ補修、補強その他の対策をとる。

### ２　気象予警報の把握、伝達

(1)　市立の小中学校、義務教育学校、特別支援学校（以下「市立の小中学校等」という。）関係

市教育委員会及び各施設管理者は、市立小中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努め、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

(2)　市立の小、中学校等を除く市立学校(市立女子短期大学、市立岐阜商業高等学校等、以下「市立の高校、大学等」という。)関係

各施設管理者は、災害対策実施のためラジオ、テレビ等の放送に留意して、気象予警報等の把握に努める。

(3)　私立学校関係

各施設管理者は、各関係機関との連絡を密にするとともに、災害対策実施のためラジオ、テレビ等の放送に留意して、気象予警報等の把握に努める。

### ３　防疫措置等

(1)　清掃の実施

施設管理者は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全に万全を期す。

(2)　防疫措置

施設管理者は、洪水等の災害時にあっては児童生徒の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。

なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、市、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期す。

(3)　心の健康管理

施設管理者は、被災した児童、生徒等及び救助活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

## ４　教育活動の早期再開

(1)　市立の小中学校等関係

市立の小中学校等に関する災害の応急対策は、別の計画で定めるほか、本計画の定めるところによる。

ア　学校施設の確保（被害程度別応急教育予定場所）

被害の程度による学校施設の使用は、次による。

なお、学校が避難所に使用される場合は、避難者及び児童、生徒に対し、それぞれ支障とならないよう徹底を図る。

(ｱ)　応急的な修理で使用ができる程度の場合は、応急修理により使用する。

(ｲ)　学校の一部校舎が使用できない程度の場合は、特別教室、屋内体育施設等を使用する。なお、施設が不足するときは、二部授業等の方法による。

(ｳ)　校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合は、隣接学校の校舎等又は公民館等公共施設を使用する。

なお、この場合において、教育部と当該公共施設管理者との協議で施設利用を決定

するものとし、その決定事項は、教職員及び市民に徹底する。また、地区が全体的に

被害を受け、利用すべき公共施設がないときは、応急仮設校舎を建設する。

(ｴ)　市の公共施設で対応できない場合は、教育長と市本部長との協議により他市町村の施設利用の応援（協力）要請を決定し、教育部は、県支部教育班に対して、次の事項を明示し施設利用の応援（協力）を要請する。

a　応援を求める学校名
b　予定施設名又は施設種別
c　授業予定人員及び室数
d　予定期間
e　その他の条件

イ　施設の応急復旧

学校指導班は、できる限り速やかに被災校舎等の応急復旧を行う。

なお、応急復旧を実施する場合、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため、写真の撮影保存等に留意する。

ウ　教育職員の対策

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法により補う。

(ｱ)　学校内調整

欠員が少数の場合には、学校内において調整する。

(ｲ)　市内調整

学校内で解決できないとき学校長は、教育部に教職員の派遣を要請する。教育部は、市内の学校間において調整する。

(ｳ)　他市町村調整

市内で解決できないときは、教育長と市本部長との協議により他市町村の教職員の応援要請を決定し、教育部は、県支部教育班に対して、次の事項を明示し、教職員の応援を要請する。

a　応援を求める学校名

b　授業予定場所

c　派遣要請をする人員(必要に応じその内訳)

d　派遣予定期間

e　派遣職員の宿舎、その他の条件(学校班と教育部と協議の上、処理する。)

(ｴ)　国との調整

国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST)の構築に向け、県及び市教育委員会が連携し速やかに支援を受けられる受援体制の確保に努めるものとする。

エ　応急教育の実施

災害に伴う被害程度によって授業が不可能と認めたときは、臨時に授業を行わないことができる。(岐阜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則第4条第3項、岐阜市特別支援学校管理規則第5条第3項)

ただし、学校指導班は、できる限り速やかに応急授業の実施に努めるとともに、応急教育の実施については、次の点に留意して行う。

(ｱ)　災害時の授業については、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失した児童、生徒の負担にならないように留意する。

(ｲ)　教育の場が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童、生徒の保健等に留意する。

(ｳ)　通学道路その他の被害状況に応じ、通学時等の危険防止を指導し徹底する。

オ　緊急連絡網の作成等

緊急休校その他の事態に備えて、学校関係者は、学校と児童、生徒との連絡の方法を定める。

カ　教育長への災害報告

学校長は、学校指導班に対して、次の場合に災害の報告をするとともに、教育長の指示を求める。

(ｱ)　教室の一部変更の場合(報告)

(ｲ)　二部授業の場合

(ｳ)　公民館等他の公共建物を使用する場合

(ｴ)　隣接学校等を使用する場合

(ｵ)　被災者の使用のため授業不能の場合

(ｶ)　その他被害激甚のため授業不能の場合

キ　被害児童、生徒の調査報告

教育部は、災害により被災した児童、生徒について調査し、「災害により被災した児

童生徒数調」**（様式103号）**により県本部に報告する。

(2)　市立の高校、大学等関係

市立の高校、大学等の災害応急対策は、別の計画で定めるほか、本計画の定めるところによる。

ア　学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、**前記４(1)市立の小中学校等関係**に定める計画による。ただし、他施設利用のための応援要請等の手続は、次の方法による。

なお、学校が避難所に使用される場合は、避難者又は児童、生徒に対し、それぞれ支障とならないよう徹底を図る。

(ｱ)　応援の要請

学長又は学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、本部事務室に他施設利用の応援を要請する。

(ｲ)　応援の指示等

要請を受けた本部事務室は、当該学校以外の市立の高校、大学等に対し、施設利用の応援（協力）を要請する。

なお、市立の高校、大学等施設が利用できないときは、教育施設として適切な公共施設等の管理者に対し、当該施設の使用について協力を要請する。

イ　応急教育の実施

学長又は学校長は、次の点に留意して応急教育を実施する。

(ｱ)　学生等の教科書その他の教材の損失状況等を考慮して行う。

(ｲ)　災害に伴う交通機関の状況又は他施設利用による通学の関係等を考慮して行う。

ウ　教材、学用品の確保

災害により教科書等を失った者に対し、その取得が困難なときは、学校において取りまとめて調達の斡旋をする。この場合において、被災学生の負担についての軽減に努める。

エ　授業料の減免その他

学長又は学校長は、災害により住家の被害を受けた学生等に対して、「市立学校学生等被災状況報告書」**（様式 104 号）**により、速やかに調査を行い、被災学生数が相当数に達し、授業料の減免、育英補助等の必要を認めるときは、その措置を講じる。

(3)　私立学校関係

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校経営者が計画を策定し、その実施にあたるものとするが、公費負担等に関係のある事項については、本計画の定めるところによる。

ア　被害状況の調査

学校施設に被害があったとき私立学校経営者は、「私立学校施設被害状況報告書」**（様式105号）**に定める事項について、速やかに調査し、教育政策班に報告する。

イ　被災児童、生徒及び教職員の調査報告

私立学校経営者は、私立学校の児童、生徒及び教職員等の属する世帯の住家の被害状況について、「被災児童生徒及び教職員数調」**（様式106号）**により速やかに調査し、

教育政策班に報告する。

## ５　学校給食関係

(1)　被災状況の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と、災害に伴う準要保護児童生徒の給食費補助に関する調査、報告は、次による。

ア　学校給食用物資の被害状況調

学校長又は学校給食パン指定加工業者若しくは学校給食米飯指定加工業者、学校給食小麦粉指定加工業者は、学校給食用物資の被害を「学校給食用物資被害状況報告書」**（様式107号）**により、速やかに調査し、教育部に報告する。

なお、教育部は、速やかに県支部教育班に報告する。

イ　児童、生徒被災状況調

学校長は、児童、生徒の属する世帯の被害状況を「児童生徒被災状況報告書」**（様式108号）**により、速やかに調査し教育部に報告する。

なお、教育部は、速やかに県支部教育班に報告する。

(2)　給食の実施

学校長は、次の事項に留意し、給食を実施する。

ア　給食用施設、設備が浸水した場合等にあっては、クレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄するなど衛生管理に配慮する。

イ　給食用施設、原料等が被災し、給食が実施できないときは、教育部に連絡し、速やかに応急措置を行う。

ウ　学校が避難所として使用され、給食施設が炊出し施設に利用された場合は、学校給食と、炊出しとの調整に留意する。

## ６　学用品等の支給

(1)　災害救助法適用時における学用品支給基準

この節における、対象者、期間、経費については、**本章第１５節６災害救助法による救助の程度、方法及び期間**に準ずる。ただし、給水状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

なお、期間内に学用品を支給することが困難なときは、教育部は、県支部教育班を経由して県本部防災班に期間の延長を要請する。なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア　延長の見込期間

イ　延長を要する地域

ウ　延長を要する理由

エ　延長を要する地域ごとの、児童、生徒数

(2)　災害救助法適用時の教材学用品の調達配給

教材学用品の調達配給は、次の区分に従って行う。なお、学校指導班において調達困難な場合は、「被災教科書報告書」**（様式72号）**を各小中学校班及び義務教育学校

班において５部作成、学校指導班に４部提出する。学校指導班は、速やかに（災害発生後５日以内）県支部教育班に３部を提出する。

ア　被災児童生徒の調査は、学校指導班と各小中学校班及び義務教育学校班で実施する。

イ　被災教科書の調査報告は、学校指導班、各小中学校班及び義務教育学校班で調査し県支部にて県本部へ報告する。

ウ　教科書及び文房具の調達は、県本部の指示により学校指導班が実施する。

エ　教科書及び文房具の配給は、学校指導班が実施する。

(3)　災害救助法適用外における教科書等の斡旋

「災害救助法」が岐阜市に適用されたが、教科書を失った児童、生徒の属する世帯の被害が、床上浸水又は半壊に達しない場合又は同一時の災害において近隣市町村に「災害救助法」が適用されたが、岐阜市には「災害救助法」の適用を受けなかった場合で、その災害により教科書を失った児童、生徒に対しては、学校指導班が**前記(1)**と同様に一括で調達、斡旋する。ただし、経費については、本人負担とする。

(4)　教科書及び文房具の輸送

教科書、文房具等学用品の輸送は、教育部と協議のうえ市本部事務室が調整する。なお、物資輸送の授受は、「学用品引継書」**（様式110号）**により記録を残す。また、教科書の輸送が販売取扱店から直接学校指導班及び学校班に送付されたときは、納品書を学校指導班において取りまとめ、県本部防災班に提出する。

(5)　被災児童生徒及び教科書被災状況の調査報告

ア　被災児童生徒の調査

学校指導班、各小中学校班及び義務教育学校班は、災害終了後速やかに児童、生徒又は父兄についての「被災児童生徒名簿」**（様式109号）**を作成する。また、本名簿には、住家の被害がない場合においても教科書を失った者については、調査作成する。

なお、本名簿作成に当たっての被災程度の区分は、福祉部で調査作成されている調査表又は罹災者台帳等による程度区分により行う。

イ　被災教科書等調査集計

学校指導班、各小中学校班及び義務教育学校班は、「被災児童生徒名簿」**（様式109号）**により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」**（様式72号）**を作成する。

ウ　被災教科書等の報告

(6)　学用品の割当及び配分

県本部の指示により、学校指導班において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当て支給する。

ア　割当て

学校指導班、各小中学校班及び義務教育学校班は、県本部からの学用品支給基準（１人当量）の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況」**（様式111号）**により割当てる。

なお、割当てに当たっては、児童、生徒の被害区分(程度)を罹災者台帳による程度

区分等と照合し、正確を期す。

イ　支 給

学校指導班及び学校班は、受領書と引換えに学用品を各児童、生徒に支給する。

なお、被災児童、生徒が縁故地への避難により支給できないときは、学校指導班又は学校班において保管し、本人の登校を待って支給する。

ウ　剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管する。

(7)　その他の事務手続

学校指導班及び学校班は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、学用品の保管、配給の状況を「救助日報」**（様式5号）**により各小中学校班及び義務教育学校班は学校指導班へ、学校指導班は市本部へ毎日報告する。また、市本部は救助日報**（様式5号）**により県本部に報告する。

ア　被災児童生徒名簿**（様式109号）**
イ　被災教科書報告書**（様式72号）**
ウ　学用品引継書**（様式110号）**
エ　学用品の給与状況**（様式111号）**
オ　救助実施記録日計票**（様式73号）**
カ　救助の種目別物資受払状況**（様式74号）**

## 第２項　文化財、その他の文教関係施設の応急対策

### １　災害の防止対策

文化財、その他の文教関係の管理者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、その被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、必要に応じ補修、補強その他の対策をとる。

### ２　応急復旧等の措置

文化財、その他の文教関係の管理者は、文教施設等に被害を受け業務の運営に支障が生じ、又はそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。

### ３　公民館その他社会教育施設の対策

ぎふ魅力づくり推進部、市民協働生活部及び教育部は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県本部に報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他の社会教育施設等は、災害応急対策で避難所、地域災害対策本部等に利用するため、施設を所管する部は、迅速に開放する。

### ４　文化財関係

ぎふ魅力づくり推進部は、被災文化財について、県文化財保護審査会委員等専門家の意

見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう、所有者又は管理者に被害文化財個々についての対策を指示し指導する。

岐阜市内に所在する文化財の内容は、市ホームページによる。

# 第 29 節　家庭動物の救援

**【実施担当部】**

１　保健衛生部（保健所）　　２　危機管理部

**〈方針〉**

災害時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）が多数発生すると同時に、多くの被災者が、家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

**〈実施内容〉**

**１　岐阜市被災動物救援計画**

市は、「岐阜市被災動物救援計画」に基づき、生活衛生班により被災動物救援体制の構築を図るとともに、岐阜県被災動物救援本部等と連携して、必要な対策を講ずる。

**２　被災地域における動物の保護**

市は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。

**３　動物の適正な飼育体制の確保**

(1)　家庭動物と同行可能な避難所の設置

市は、避難所を設置するにあたり、テント等を備蓄し、家庭動物と同行可能な避難所の設置に努める。

(2)　避難所での家庭動物の把握

市内各所の避難所において、飼い主とともに避難してきた家庭動物の受入状況を含む避難状況等を把握し、避難所において飼い主が適正に家庭動物の飼育ができるよう努める。

(3)　避難所等での飼育について

避難所において家庭動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。また、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応を講ずるものとする。

(4)　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）について

同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。

**４　特定動物の逸走対策**

特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

# 第 30 節　産業応急対策

**【実施担当部】**

1　経済部（商工業、農作物、畜産、林地、水産）
2　ぎふ魅力づくり推進部（観光客等）

**〈方針〉**

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、適切な措置をとる。

**〈実施内容〉**

## 1　商工業の応急対策

(1)　物価安定計画

経済政策班は、災害発生に伴って物価が高騰し、又は高騰が予想されるときは、速やかに県及び関係団体と物価安定について協議し、消費の物価安定を図るため自主規制及び県の方針に対する協力を徹底する。

(2)　災害融資計画

商工班は、被災中小企業者のための災害相談業務を行うとともに、必要に応じ、緊急融資制度の創設、市費預託、信用保証料の補てんを行う。

(3)　復旧資材の確保、斡旋について市本部から要請のあったときは、商工班は、業者(団体)等に協力を依頼する。なお、市内において確保が不可能なときは、県本部に対して確保、斡旋の要請をする。

県内の主な業者(団体)は、次のとおりである。

| 資　材　名 | 業者(団体)住所・氏名 | 連　絡　先 |
|---|---|---|
| トタン、釘、針金 | 岐阜亜鉛鉄板会<br>大垣市馬場34（東海商事内） | TEL 0584-89-3727<br>FAX 0584-89-5888 |
| ガラス | 岐阜県板硝子商協同組合<br>揖斐郡大野町黒野2350-2（小里硝子建材㈱内） | TEL 0585-32-0240 |
| セメント | 岐阜県セメント卸協同組合<br>岐阜市中鶉3-88 | TEL 277-1820<br>FAX 277-1822 |
| 畳・上敷き | 岐阜地区畳組合連合会<br>岐阜市藪田東2-3-7（篠田畳店内） | TEL 271-7429<br>FAX 271-7429 |
| 木材 | 岐阜県木材協同組合連合会<br>岐阜市六条江東2丁目5番6号<br>（ぎふ森林文化センター内） | TEL 271-9941<br>FAX 272-3858 |

## 2　観光客等の応急対策

(1)　体制の整備

観光施設や運動施設等には、不特定多数の人が集まるため、災害時パニック等の混乱が予想される。

そのため、観光施設の経営者又は管理者は、施設利用者の安全を図るため責任者を定めておくほか、平常時から救助その他の組織を整備するとともに、施設ごとに具体的な計画を策定しておく。

(2)　応急対策

観光施設の経営者又は管理者は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者に徹底するとともに、緊急時における避難予定先、経路誘導の方法を徹底しておく。

(3)　観光施設の経営者又は管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市本部又は警察官に応援の要請をする。この場合に要する経費は、観光施設経営者の負担とする。

## ３　農作物の応急対策

(1)　営農指導班の編成

災害時又は災害が発生するおそれがある場合における経済部内の連絡調整は、次による。

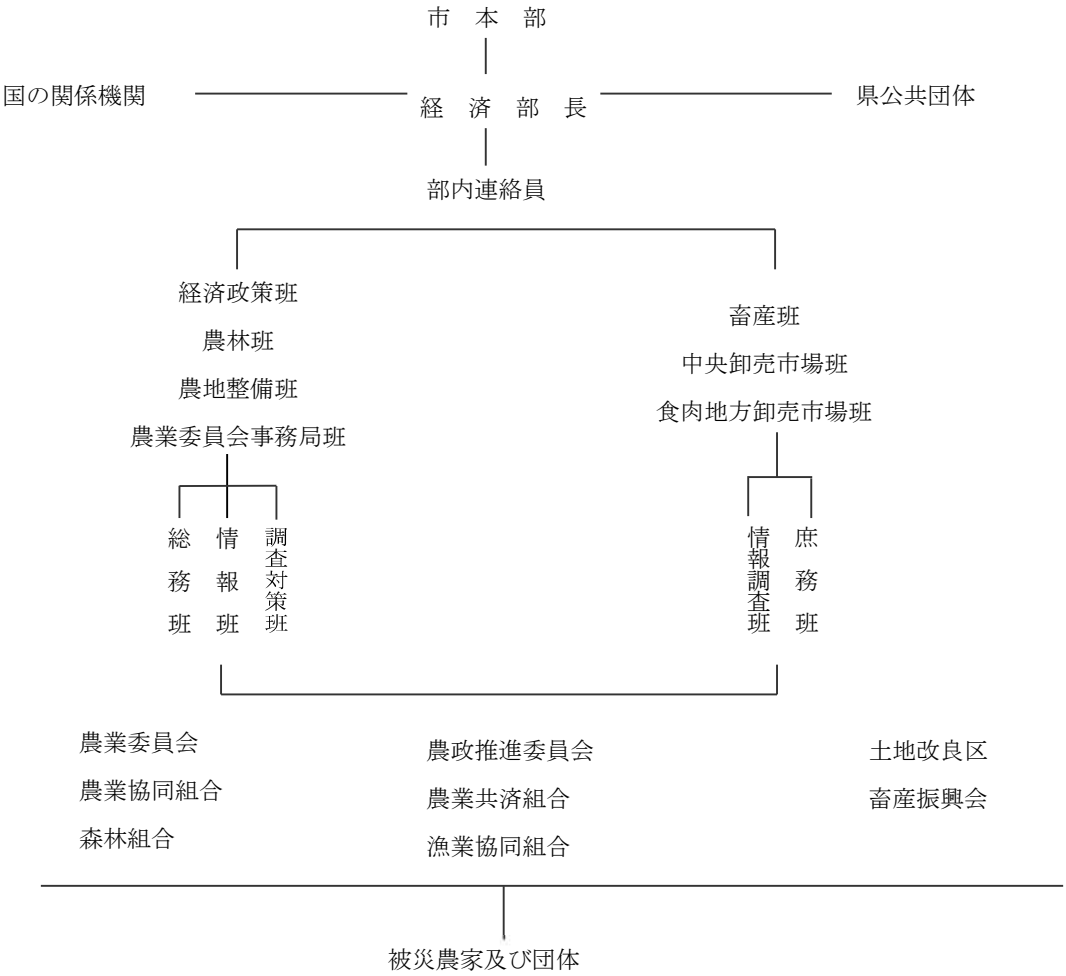


(2)　農作物に対する計画その１(風水害)

ア　水稲被害田の種子確保

災害(特に水害)によって、苗の流失、壊滅等が生じた場合の改補植用として種子の確保は、農業協同組合等の協力を得る。

イ　災害用そ菜種子の確保

災害時における畑作物の代用播種用種子については、その時期ごとに農林班において、農業協同組合及び種苗業者と連絡し必要数量を確保するよう努める。

ウ　生産資材、確保の計画

災害時における一般生産資材及び肥料については、農業協同組合等に依頼確保する。災害の規模によっては、本部事務室、県の指示により隣接市町及びJA全農岐阜(全国農業協同組合連合会岐阜県本部)等の協力を得る。

必要資材　農業用燃料、肥料、農薬、農機具等

エ　災害時における病害虫の発生及び防除

(ｱ)　病害虫防除指導の徹底

(ｲ)　農薬の確保

(ｳ)　防除器具対策

災害規模の大きい場合は、本部事務室、県の指示を受け無人ヘリコプターによる防除を実施する。

(3)　農作物に対する計画その２(凍霜害)

農作物等に凍霜害の発生のおそれのあるときは、気象台の警報、注意報等により予防的措置を講ずるよう関係生産団体等に指導する。

(ｱ)　果樹等の永年作物の被害の程度によって樹勢回復のための施肥管理を適切に行う。

(ｲ)　野菜類の被害の程度によって生産見込みのあるものについては適切な施肥管理を行い、回復見込みのないものについては、速やかに転作計画を策定する。

(4)　農作物に対する計画その３(干害)

ア　干ばつ被害の報告

水田及び一般畑については、連続干天日数(日雨量5ミリメートル未満を含む。)が20日以上又は30日間の総雨量が100㎜以下、果樹園については、連続干天日数が25日以上又は30日間の総雨量が60㎜以下、及び干ばつ被害が発生したときは、次の方法で速報する。

(ｱ)　経済部は、「干害被害報告書」**（様式117号）**により県に提出する。

(ｲ)　被害の状況をとりまとめ、応急対策の実施について万全を期すとともに、速やかにその概要を県に報告する。

イ　利水調整

干ばつに対する利水調整その他の応急対策等については、現地の条件によって一定ではないが、必要に応じて農地整備班において適宜調整あるいは指導の実施に当たりその対策に万全を期す。

ウ　応急対策用ポンプ

干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、農業用応急ポンプを利用しその対策に当たる。

## ４　畜産の応急対策

(1)　組織編制

畜産関係の災害応急対策の実施は、畜産班が行うほか、次の組織による。

ア　畜産班における協力組織

畜産班は、次の協力機関(以下「関係機関」という)の協力を得て災害応急対策に当たる。

畜産振興会、農業協同組合、県支部(家畜保健衛生班、農林班、地域農業改良普及班)、県獣医師会、県農業共済組合

イ　死亡家畜処理班の編成

災害時の死亡家畜の処理は、速やかに実施するよう、関係機関の協力を得て行う。

ウ　家畜診療及び防疫班の編成

災害時における家畜の診療及び畜舎の消毒、緊急予防注射等の家畜伝染病予防を実施するため、家畜診療班及び防疫班を編成する。

なお、必要により関係機関の協力を求める。

(2)　応急対策

家畜の応急対策は、次により実施する。

ア　家畜の避難

畜産班は、水害等による災害の発生が予想され、又は発生したときは、避難場所について県支部家畜保健衛生班と連絡をとり、家畜を避難させる必要があると認めたときは、家畜飼育者に避難させるよう指導するとともに、必要に応じ関係機関の協力を求める。

イ　死亡家畜の処理

畜産班は、関係機関の協力を得て処理する。

ウ　家畜の診療

畜産班は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、診療に当たる。

なお、市において実施ができないときは、県に要請する。

エ　家畜の防疫

畜舎等の消毒、緊急予防注射は、関係機関の協力を得て実施する。

オ　飼料等の確保

畜産班は、避難家畜に対する飼料、薬等が現地において確保できないときは、県に確保、斡旋の要請をする。

カ　青刈飼料等の対策

経済部は、飼料作物、牧草等が風水害により被害を受け全壊又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。一部の被害で回復の見込がある場合は、速効性の肥料を施用し、生育の促進を行うよう指導する。

なお、災害時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、県に確保、斡旋の要請をする。

キ　畜産生産物の流通対策

畜産班は、被災地域内において畜産農家の生産物が災害に伴う交通途絶などにより搬送ができないときは、関係の機関に対して搬送の協力を要請する。

## ５　林地等の応急対策

(1)　林地の対策

経済部は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいものについては、県支部農林班を経由し、県本部林政班にその緊急復旧を要請する。

(2)　造林木の対策

ア　倒木対策

経済部は、災害により倒木したもののうち、倒木起こしにより対応可能なものについては、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起こしを実施するよう指導する。

イ　資材の調達

経済部は、災害に備えて、倒木復旧に必要な木越し機、縄等を常備するよう努める。

なお、災害時にこれら資機材が不足するときは、県に確保、斡旋を要請する。

(3)　苗木等の対策

ア　苗木種子の確保

経済部は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保、斡旋を要請する。

イ　病害虫の防除

経済部は、森林組合等と協力して、長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を図る。

(4)　一般林産物及び施設の対策

ア　被害木の処理

経済部は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について指導するとともに、被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努める。

なお、県行造林の被害については、県がその早期処理に努める。

イ　流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による被害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所への貯木を避け、また、出水により流失の恐れがあるときは、木材を緊結する等貯木には十分配慮する。

ウ　浸水製材施設の処理

経済部は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るよう指導の徹底を図る。

(5)　特用林産物及び施設の対策

ア　経済部は、災害のため、特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗又は種菌等が不足し確保できないときは、県に確保について要請する。

イ　しいたけ等への雑菌対策

経済部は、農業協同組合等と協力して、災害時におけるしいたけ等の雑菌防止につ

いて、指導の徹底を図る。

(6)　災害時における緊急復旧事業

災害に際し緊急復旧を必要とする施設については、「山林施設災害関連事業」により復旧を図る。

# 第 31 節　公共施設の応急対策

**【実施担当部】**

１　基盤整備部　　２　経済部　　３　危機管理部　　４　公共施設を管理する部

**〈方針〉**

災害時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先とした施設復旧を行う。

**〈実施内容〉**

## １　道路施設の応急対策

(1)　応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、道路パトロール等により管理する道路の被害状況を調査し、緊急輸送道路など主要（幹線）道路を優先的に車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2)　応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するため路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。また、市は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

**協定：災害時における被災車両の撤去等に関する協定**

**（(一社)日本自動車連盟中部本部岐阜市部）**

## ２　河川施設の応急対策

河川等の管理者は、岐阜市水防計画に基づき、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

## ３　土砂災害防止施設の応急対策

(1)　土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

基盤整備部は、県と協力して、土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等が発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。また、危機管理部は基盤整備部と連携し、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

(2)　応急対策

基盤整備部は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。また、被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器の設置

に努める。なお、異常が発生した場合には、危機管理部は基盤整備部と連携し、避難指示が迅速に発令できるよう情報伝達を図る。

## ４　治山施設の応急対策

(1)　応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

(2)　応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため土木工業会、土木建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

(3)　応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材(木材等)の活用を考慮する。

## ５　公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の拠点施設や避難施設などとしての利用が想定されることから、各施設管理者は、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

**覚書：災害時の応急対策に関する覚書（岐阜土木工業会）**
**災害時における家屋被害認定調査等に関する協力協定**
**（岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）**
**災害時における橋梁に係る被害状況調査に関する協定（岐阜県橋梁会）**
**災害時における応急対策活動に関する協定（岐阜市土木企業共同体）**
**災害時における建築物にかかる応急対策に関する覚書（岐阜県建築工業会）**
**災害時における建築物に係る応急対策に関する覚書（岐阜県建築技術協会）**

# 第 32 節　ライフライン施設の応急対策

**【実施担当部】**

１　上下水道事業部　　２　経済部　　３　環境部　　４　市長公室部（広報に関すること）　　５　関係部（ライフラインに関係のある部）

**〈方針〉**

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、災害応急対策に支障をきたすとともに、市民生活に大きな混乱が生じる。そのため、事業者間の広域的な支援体制を整備し早期復旧を図る。

**〈実施内容〉**

**１　水道事業者の応急復旧対策**

(1)　緊急要員の確保

上下水道事業部は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。

(2)　被害状況調査及び復旧計画の策定

上下水道事業部は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送、配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3)　復旧資機材業者及び指定給水装置工事事業者への協力要請

上下水道事業部は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するとともに、協定に基づき、水道施設の応急復旧及び資材の提供を要請する。

**協定：災害時における応急復旧に関する協定書（岐阜市指定管工事協同組合）**
**災害時における水道資材の供給に関する協定書**
**（株式会社クボタ中部支社、株式会社クボタケミックス中日本支社）**

(4)　応急復旧の目標期間の設定

《目標期間》

ア　3日まで:給水拠点による給水（１人１日３ℓ）
イ　10日まで:幹線付近の仮設給水栓（１人１日20ℓ）
ウ　21日まで:支線上の仮設給水栓（１人１日100ℓ）
エ　28日まで:仮配管による各戸給水や共用栓（１人１日250ℓ）

(5)　県への応援要請

本部事務室は、上下水道事業部による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。

また、「上水道相互連絡管設置に関する協定書」に基づき他の水道事業者に対し応援要請を行う。

**協定：岐阜県水道災害相互応援協定**
**上水道相互連絡管設置に関する協定書（羽島市、岐南町、笠松町、関市）**

(6)　重要施設への優先的復旧

上下水道事業部は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

## ２　下水道管理者の応急復旧対策

(1)　緊急要員の確保

上下水道事業部は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

(2)　被災状況の把握及び応急対策

上下水道事業部は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ施設等について、被害の拡大防止及び二次災害発生防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施する。

(3)　下水道施設の応急措置に係る応援要請

上下水道事業部は、協定に基づき、下水道施設の応急措置について応援を要請する。

**協定：災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定書**
**（住友重機械エンバイロメント株式会社中部支店）**

## ３　電気施設

(1)　市の応急対策

ア　情報収集

経済部は、災害時には中部電力パワーグリッド㈱から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、本部事務室に報告する。市長公室部等は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ　応援要請

本部事務室は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を中部電力パワーグリッド㈱及び電気工事関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2)　電力会社の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ　情報収集、連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

エ　復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時から復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断、渋滞等を予想して、ヘリコプターによる空輸など多面的な輸送手段により実施する。

オ　災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

カ　高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

キ　災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧時期の目安などを報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク　重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

**協定：災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社）**

(3)　大規模災害時における計画停電対策

電気事業者により、特定の地域・時間において計画停電が実施された場合、市民生活への影響を最小限に抑える。

また、市民や事業者に対し、計画停電について理解し、備えを行うため、広報や情報発信など、事前対策を実施するよう努める。

## ４　都市ガス施設

(1)　市の応急対策

ア　情報収集

経済部は、災害時には都市ガス会社から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、本部事務室に報告する。市長公室部等は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ　応援要請

本部事務室は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2)　都市ガス会社の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

都市ガス会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

都市ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ　情報収集、連絡体制

都市ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ　復旧用資機材及び輸送手段

都市ガス会社は、通常時から復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。

オ　緊急措置

都市ガス会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの開閉措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図る。

カ　復旧支援要請

都市ガス会社は、被害状況に応じて復旧支援を㈳日本ガス協会に要請する。

キ　臨時供給

都市ガス会社は、緊急供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて、関係エルピーガス事業者等と協議し、早期に行うよう努める。

ク　災害時における広報活動

都市ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧時期の目安等を報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ケ　重要施設への優先的復旧

都市ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

## ５　鉄道施設

(1)　市の応急対策

ア　情報収集

本部事務室は、災害時には関係鉄道事業者から被災状況、列車の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集する。市長公室部等は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ　応援要請

本部事務室は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。また、バス輸送事業者、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、バス代行輸送等により生活交通を確保する。

(2)　鉄道事業者の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ　情報収集、連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報

の提供、市本部への情報提供を行う。

エ　駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、火災等に伴う混乱の防止、駅構内及び列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理、誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

オ　輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他車線との振替輸送等の措置を講ずる。

カ　資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図り、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保する。

キ　応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

ク　災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧時期の目安等を報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

## ６　通信施設

(1)　市の応急対策

ア　情報収集

本部事務室は、災害時には電気通信事業者から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集する。市長公室部等は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ　応援要請

本部事務室は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2)　電気通信事業者の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。

ウ　情報収集、連絡体制

電気通信事業者は、被害状況の早期収集に努める。

エ　通信の確保

電気通信事業者は、災害時に際し、次により臨機な措置をとり、重要通信の確保を図る。

(ｱ)　臨時回線を作成するほか、必要に応じ臨時公衆電話の設置等を図る。

(ｲ)　重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。

(ｳ)　非常、緊急の電話及び電報は、一般の手動電話又は電報に優先して取扱う。

(ｴ)　警察、消防、鉄道電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ　資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図り、不足すると予想される資機材については、関連会社等の在庫確認を行い緊急確保に努める。

カ　応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求めるなど必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。

キ　災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧時期の目安等を報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク　重要施設への優先的復旧

電気通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

## 7　放送施設

(1)　市の応急対策

本部事務室は、災害時には放送事業者から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集する。市長公室部は、関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

(2)　放送事業者の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ　緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ　情報収集、連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ　放送の継続確保

(ｱ)　放送事業者は、放送機器等の傷害により一部の送信系統による放送が不可能になっ

た場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。

(ｲ)　放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図る。

オ　応急復旧

傷害、損傷した機器、設備等について資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図る。

# 第 33 節　道路災害対策

**【実施担当部】**

１　基盤整備部　　２　消防本部　　３　市長公室部（広報に関すること）

**〈方針〉**

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災による多数の死傷者の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

**〈実施内容〉**

**１　災害情報の収集、連絡及び通信の確保**

(1)　災害時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の伝達系統は、次による。なお、本部事務室は、必要に応じ県に防災ヘリコプターによる被害情報の収集を要請するなど、機動的な情報収集に努める。

ア　国の管理する道路

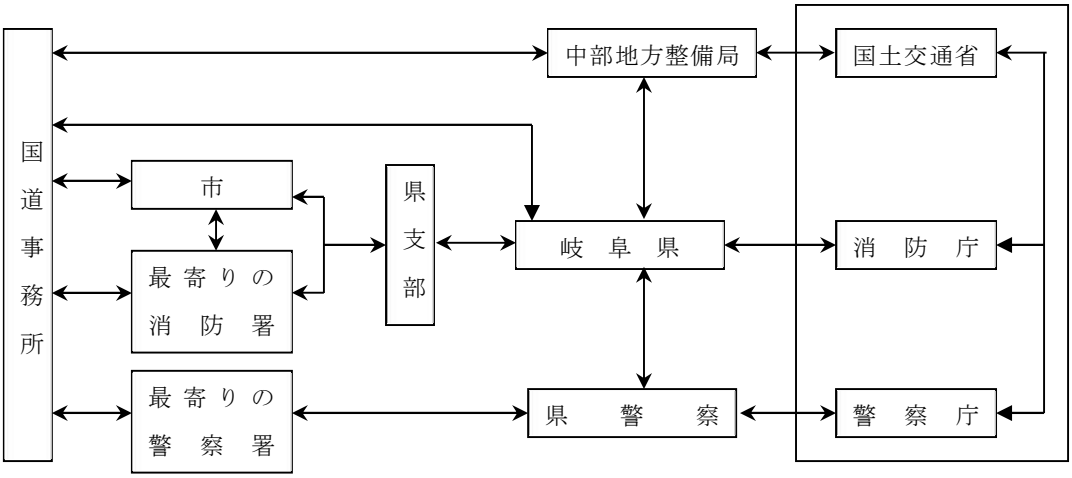


イ　県の管理する道路

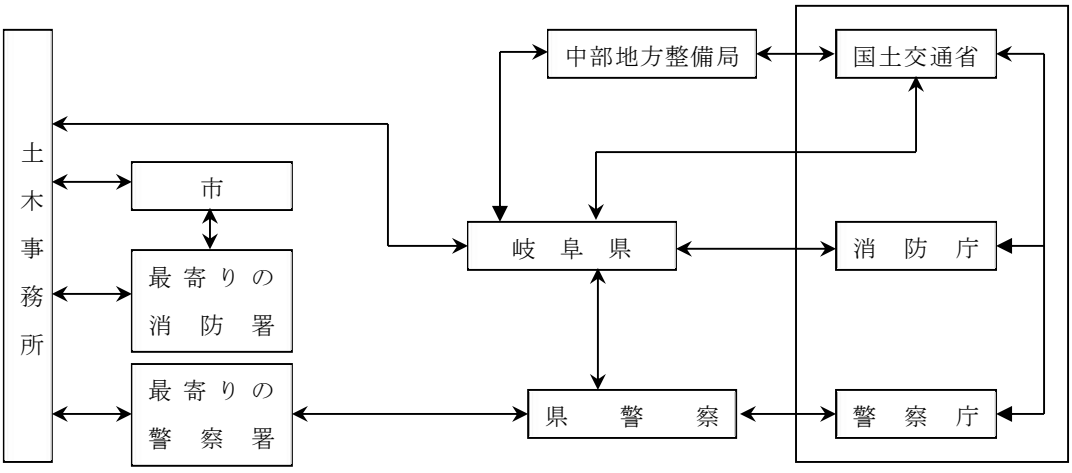

ウ　市の管理する道路

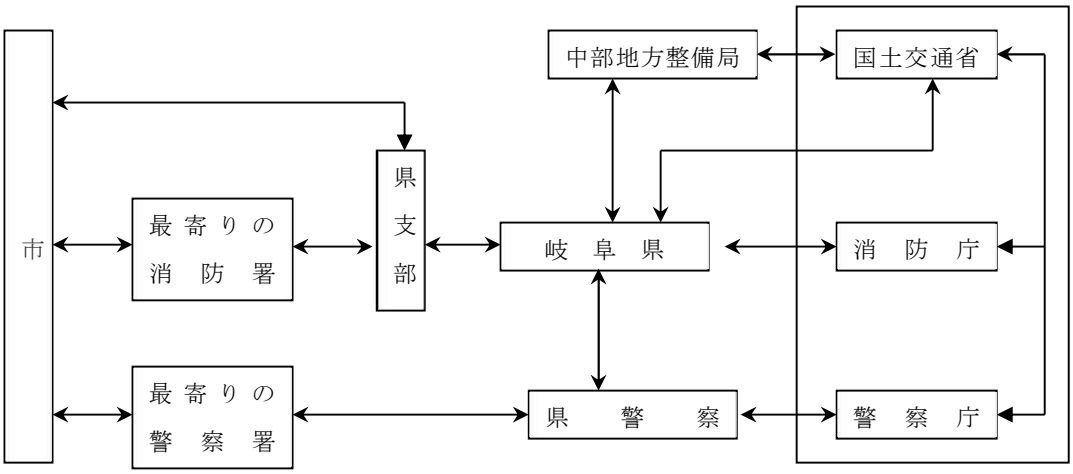


(2)　応急対策活動情報の連絡

ア　道路管理者は、市、国、県等に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

イ　市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡する。

ウ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3)　通信手段の確保

ア　道路管理者、市、県及び防災関係機関は、災害発生後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## ２　活動体制の確立

(1)　道路管理者の活動体制

道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、迅速に被害の拡大防止のための必要な措置を講ずる。

(2)　市の活動体制

市は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

(3)　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。また、市等関係機関との間において、緊密な連携の確保に努める。

(4)　広域的な応援体制

市本部長は、市単独では十分な応急対策が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援

を要請する。

(5)　自衛隊の災害派遣

市本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、要請の手続きは、**本章第４節自衛隊災害派遣要請**による。

### ３　救助、救急、医療及び消火活動

(1)　救助、救急活動

ア　道路管理者は、消防機関が到着するまでの間、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施するとともに、消防機関の要請により救助、救急活動等に協力する。

イ　消防本部は、救助、救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

(2)　医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

イ　本部事務室は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会、及び岐阜市薬剤師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

(3)　消火活動

ア　道路管理者は、消防機関が到着するまでの間、迅速かつ的確な初期消火活動を実施するとともに、消防機関の要請により消火活動等に協力する。

イ　消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

### ４　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、被害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要性を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

### ５　危険物の流出に対する応急対策

(1)　道路管理者は、危険物の流出が認められたときは関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物による二次災害の発生防止に努める。

(2)　消防本部及び警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導を行う。

### ６　道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去による道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

## ７　被災者等への的確な情報伝達活動

道路管理者、市及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、道路災害の状況、二次災害の危険に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等避災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各防災関係機関相互に連絡をとり情報の一元化を図る。

## ８　再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のため総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

## ９　交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動および日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

県は、市からの要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。検討会において協議・調整を図った交通マネジメント等施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

※交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※交通需要マネジメント

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

# 第 34 節　林野火災対策

**【実施担当部】**

１　消防本部　　２　経済部　　３　危機管理部（避難所に関すること）
４　まちづくり推進部（避難の広報・避難誘導に関すること）
５　都市建設部（避難の広報・避難誘導に関すること）
６　市長公室部（広報に関すること）

**〈方針〉**

広範囲にわたる林野火災に対して、各種応急対策を行い被害の軽減を図る。

**〈実施内容〉**

**１　災害情報の収集、連絡**

(1)　災害情報の収集

ア　消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。なお、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)」に基づく「即報基準」に該当する林野火災の場合には、直接消防庁にも連絡する。

イ　県は、市から情報を収集するとともに、県防災ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2)　災害時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報、被害情報等の伝達系統は、次による。

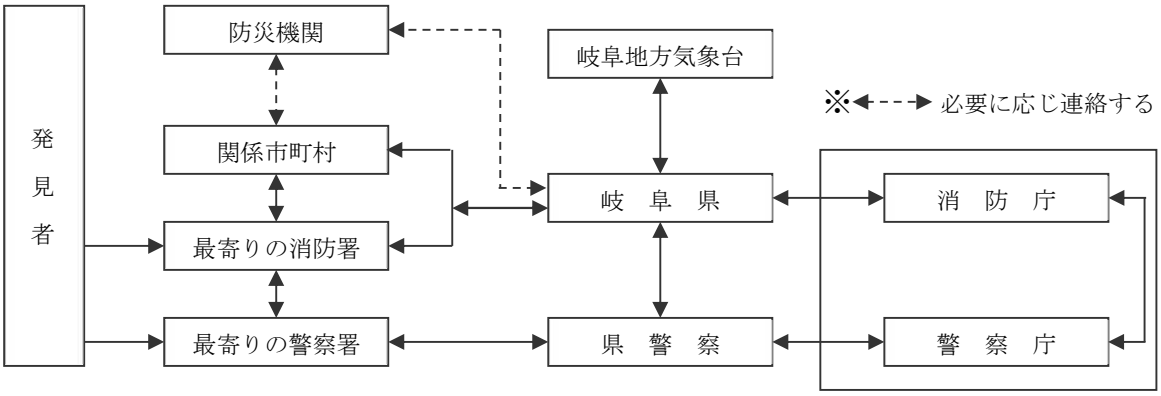


(3)　応急対策活動情報の連絡

ア　本部事務室は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ　県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

ウ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4)　通信手段の確保

ア　市及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡

のための通信手段を確保する。

イ　電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## ２　活動体制の確立

(1)　市の活動体制

市は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2)　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。また、市等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3)　広域的な応援体制

ア　市本部長は、市単独では十分な応急対策が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。

イ　消防本部は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は市からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。

ウ　本部事務室は、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

(4)　自衛隊の災害派遣

市本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。なお、要請の手続きは、**本章第４節自衛隊災害派遣要請**による。

## ３　消火、救助、救急及び医療活動

(1)　消火活動

ア　消防本部は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

イ　消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

ウ　消防本部は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

エ　自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(2)　救助･救急活動

消防本部は、林野火災又は住家への延焼拡大により被災した者の救助、救急活動を迅速に行う。

(3)　医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

イ　本部事務室は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会及び岐阜市薬剤師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

## ４　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

## ５　避難受入れ活動

(1)　避難誘導の実施

消防本部は、林野火災により人命に危険の及ぶおそれがある場合には、消防団の活用又はまちづくり推進部及び都市建設部との協力等により、地域住民の避難誘導を行う。

また、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

(2)　避難所の開設

危機管理部は、必要に応じて避難所を開設し、被災者の保護に努めるとともに、自主防災組織等に協力を要請する。

## ６　被災者等への的確な情報伝達活動

市及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等避災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各防災関係機関相互に連絡をとり情報の一元化を図る。

## ７　二次災害の防止活動

市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、迅速に砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

# 第 35 節　大規模な火事災害対策

**【実施担当部】**

１　消防本部
２　危機管理部（避難所に関すること）
３　まちづくり推進部（避難の広報・避難誘導に関すること）
４　都市建設部（避難の広報・避難誘導に関すること）
５　市長公室部（広報に関すること）

**〈方針〉**

多数の死傷者が発生する大規模な火事（林野火災を除く。）災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講じる。

**〈実施内容〉**

**１　災害情報の収集、連絡及び通信の確保**

(1)　災害情報の収集、連絡

ア　消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

なお、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)」に基づく「即報基準」に該当する大規模な火事災害の場合には、直接消防庁にも連絡する。

イ　県は、市から情報を収集するとともに、県防災ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2)　大規模災害時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の伝達系統は、次による。

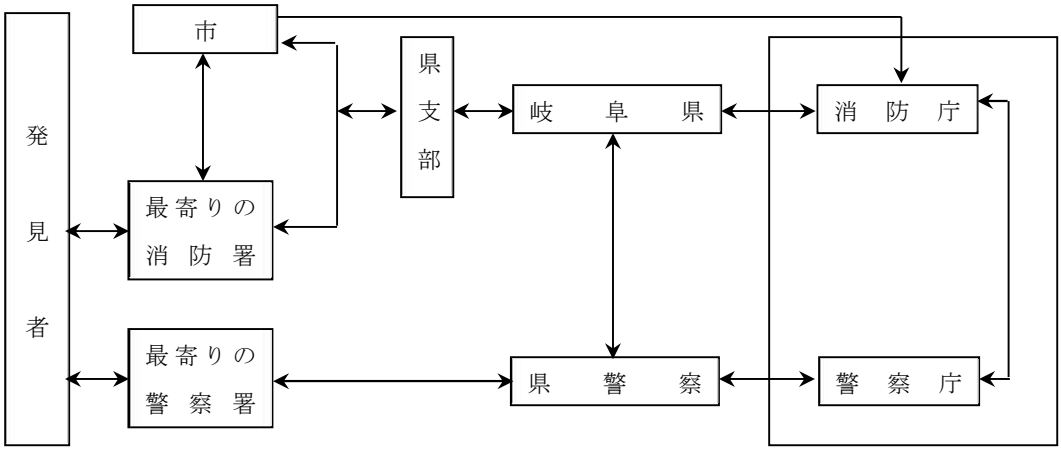

(3)　応急対策活動情報の連絡

ア　本部事務室は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ　県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

ウ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4)　通信手段の確保

ア　市及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のため通信手段を確保する。

イ　電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## ２　活動体制の確立

(1)　市の活動体制

市は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2)　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。また、市等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3)　広域的な応援体制

市本部長は、市単独では十分な応急対策が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。

(4)　自衛隊の災害派遣

市本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、要請の手続きは、**本章第４節自衛隊災害派遣要請**による。

## ３　消火、救助、救急及び医療活動

(1)　消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、区画等により延焼防止線を設定する等、迅速な消火活動を実施し、被害の拡大防止を図る。また、必要に応じて、県防災ヘリコプターの出場を要請する。

(2)　救助・救急活動

消防本部は、延焼拡大により被災した者の救助、救急活動を迅速に行う。

(3)　医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

イ　本部事務室は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会及び岐阜市薬剤師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

### ４　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要性を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

### ５　避難受入れ活動

(1)　避難誘導の実施

消防本部は、延焼拡大により人命に危険の及ぶおそれがある場合には、消防団の活用又はまちづくり推進部及び都市建設部と協力等により、地域住民の避難誘導を行う。

(2)　避難所の開設

危機管理部は、必要に応じて避難所を開設し、被災者の保護に努めるとともに、自主防災組織等に協力を要請する。

### ６　被災者等への的確な情報伝達活動

市及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、二次災害の危険に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等避災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各防災関係機関相互に連絡をとり情報の一元化を図る。

# 第 36 節　危険物等災害対策

**【実施担当部】**

１　消防本部
２　環境部（環境に関すること）
３　危機管理部（避難所開設に関すること）
４　まちづくり推進部（避難の広報・避難誘導に関すること）
５　都市建設部（避難の広報・避難誘導に関すること）
６　市長公室部（広報に関すること）

**〈方針〉**

危険物、高圧ガス、毒劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏えい流出、火災、爆発等による多数の死傷者の発生する危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

**〈実施内容〉**

**１　災害情報の収集、連絡及び通信の確保**

(1)　災害情報の収集、連絡

ア　危険物取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害の状況等の情報を直ちに消防本部へ連絡する。

イ　消防本部は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。なお、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)」に基づく「直接即報基準」に該当する危険物等に係る事故の場合には、直接消防庁にも連絡する。

ウ　県は、市及び事業者から情報を収集するとともに、県防災ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2)　災害時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次ページによる。

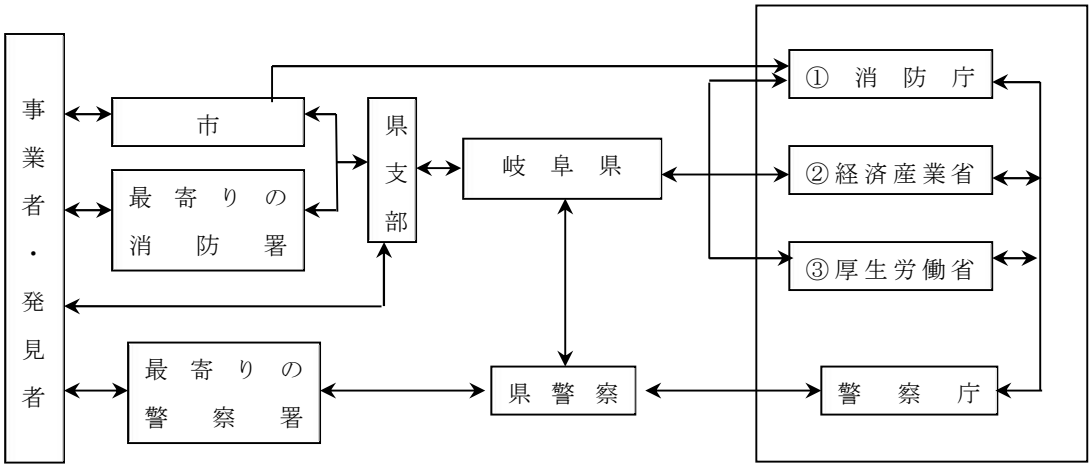


①危険物、②高圧ガス、火薬類、③毒物劇物による災害時
②③の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。また、河川等へ危険物等が流出した場合は、必要に応じ、県（地球環境班）へ連絡する。

(3)　応急対策活動情報の連絡

ア　危険物等事業者は、市、国、県等に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

イ　市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡する。

ウ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4)　通信手段の確保

ア　危険物等取扱事業者、市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害発生現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## ２　活動体制の確立

(1)　危険物等取扱事業者の活動体制

危険物等取扱事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に被害の拡大防止のための必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2)　市の活動体制

市は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3)　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立

及び対策本部の設置等必要な体制をとる。また、市等関係機関との間において、緊密な連携の確保に努める。

(4)　広域的な応援体制

ア　危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請する。

イ　市本部長は、市単独では十分な応急対策が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。

(5)　自衛隊の災害派遣

市本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。なお、要請の手続きは、**本章第４節自衛隊災害派遣要請**による。

(6)　防災業務関係者の安全確保

市、県、危険物等取扱事業者及び防災関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

## ３　災害の拡大防止活動

(1)　危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2)　市は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

## ４　救助、救急、医療及び消火活動

(1)　救助、救急活動

ア　危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助、救急活動を行なうとともに、救助、救急活動を実施する機関に可能な限り協力する。

イ　消防本部は、危険物の性状等の情報を把握し、救助実施時の二次災害防止を図るとともに、救急隊は、適切な医療機関を選定し迅速に搬送する。

(2)　医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

イ　本部事務室は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会及び岐阜市薬剤師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

(3)　消火活動

消防本部は、流出した危険物の性状等により、化学剤の使用等適切な消火活動を実施する。

なお、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

## ５　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要性を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

## ６　危険物等の流出に対する応急対策

(1)　危険物等取扱事業者は、直ちに防除措置を講ずる。

(2)　消防機関及び県警察は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3)　環境部は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。その際、関係行政機関等からなる各水系の水質保全連絡協議会など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応する。

なお、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

## ７　避難受入れ活動

(1)　避難誘導の実施

消防本部は、危険物等災害により人命に危険の及ぶおそれのある場合には、消防団の活用又はまちづくり推進部及び都市建設部と協力等により、地域住民の避難誘導を行う。なお、避難誘導にあっては、指定緊急避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2)　指定避難所の開設

危機管理部は、必要に応じて指定避難所を開設し、被災者の保護に努めるとともに、自主防災組織等に協力を要請する。

## ８　被災者等への的確な情報伝達活動

市、危険物等取扱事業者及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等避災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各防災関係機関相互に連絡をとり情報の一元化を図る。

# 第 37 節　原子力災害対策

**【実施担当部】**

全ての部

**〈方針〉**

原災法第10条に基づき原子力事業者から事業所外運搬に係る特定事象、事業所における施設敷地緊急事態の通報及び原災法第10条の可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事態に該当する事象）の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示す対策に準じて対応するものとする。

**〈実施内容〉**

**１　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保**

(1)　事業所外運搬災害

ア　原子力事業者は、事業所外運搬に係る事故等が発生した場合は、市及び国、県、警察、消防本部等に対し、速やかに通報する。

なお、市は、事故情報の収集に努めるとともに関係機関との連絡体制を確保し、情報の共有化を図る。

イ　当該事故に伴い次に掲げる特定事象に該当した場合には、原災法第10条の規定に基づき、原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちに（15分以内を目途）、その旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、県警察、消防機関など関係機関にファクシミリで文書により通報し、さらに、主要な機関に対してその着信を確認することとされている。

県は、通報を受けた場合は、直ちに、その旨を発生市町村に隣接する市町村及び消防庁に連絡する。

〈特定事象〉

・火災、爆発その他これに類する事象が発生した際に、運搬容器から１メートル離れた場所において、1 時間当たり100 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合又はその蓋然性が高い状態にある場合

・火災、爆発その他これに類する事象が発生した場合に、運搬容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態にある場合

ウ　災害時の情報伝達系統図

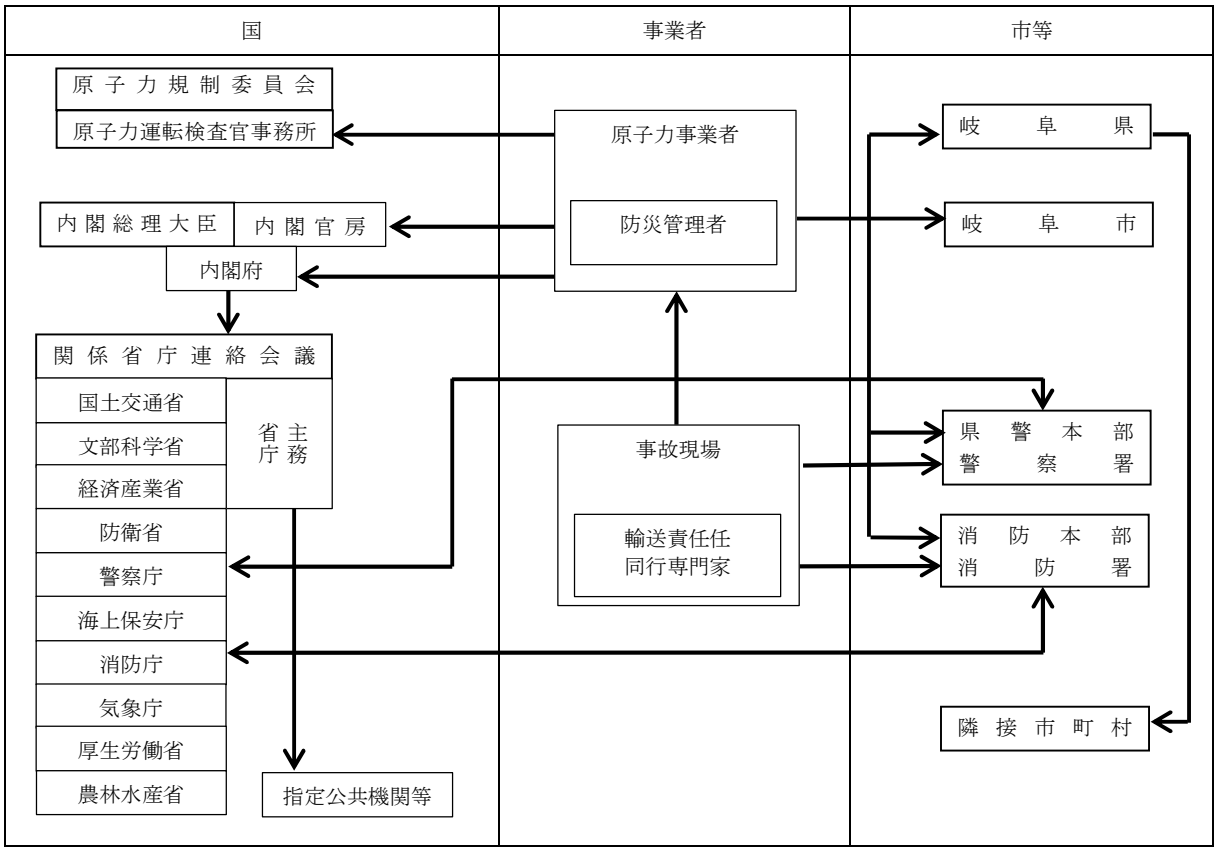


エ　消防本部は、事故の通報を受けた場合は直ちに県に報告し、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

オ　県は、事業者等から情報を収集するとともに、県防災ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2)　近県の原子力事業所における原子力災害

ア　情報収集事態が発生した場合

国は、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態）が発生した場合は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町村に連絡する。県は、国から連絡を受けた事項について、直ちに市に対し連絡する。

イ　警戒事態に関する通報があった場合

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、関係市町村等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。

なお、原子力事業者は、近県に設置した原子力事業所において異常な事象が発生した場合は、岐阜県との交換文書「原子力発電に係る安全確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」に基づき、速やかに異常な事象が発生した旨を県に通報することとしている。

県は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部及び原子力事業者から通報・連絡を受け

た事項について、直ちに市に対し連絡する。

市は、県との情報の共有化を図るとともに必要により防災関係機関等へ連絡する。

ウ　施設敷地緊急事態に該当する事象に関する通報があった場合

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、県警察、関係市町村等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。

県は、通報・連絡を受けた事項について、市に対し速やかに連絡するとともに、その後の応急対策活動状況等について市、防災関係機関等と連絡を密にする。

市は、県との情報の共有化を図るとともに、必要により防災関係機関等と連絡・調整する。

〈通報対象事象〉

・原子力事業所の区域の境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合。

・原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が原子力規制委員会規則で定める基準以上と判断された場合。

・原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所において、放射線量が1時間当たり50マイクロシーベルト以上又は放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出された場合。

**参照：本計画の対象とする原子力事業所一覧（巻末資料）**

(3)　事業所外運搬に係る特定事象及び事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象発生後の応急対策活動

ア　原子力事業者は、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

イ　市は、県から情報を得るとともに、得た情報の内容、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ　市は、指定地方公共機関との間において、県等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ　一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

(4)　緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行うものとする。

＜情報伝達系統図＞

【事業所外運搬に係る特定事象及び事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象発生時】

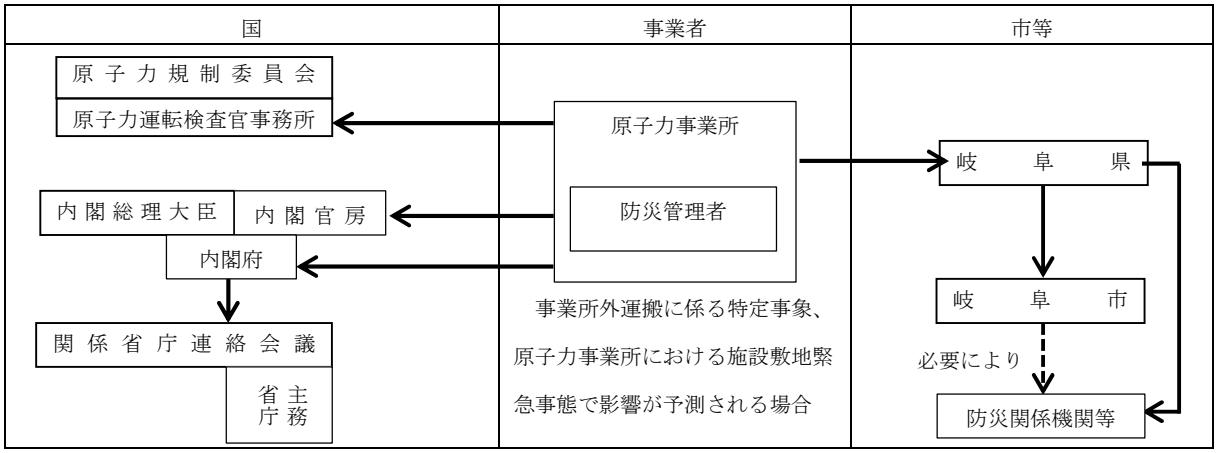


【全面緊急事態に該当する事象発生時（原子力緊急事態宣言発出時）】

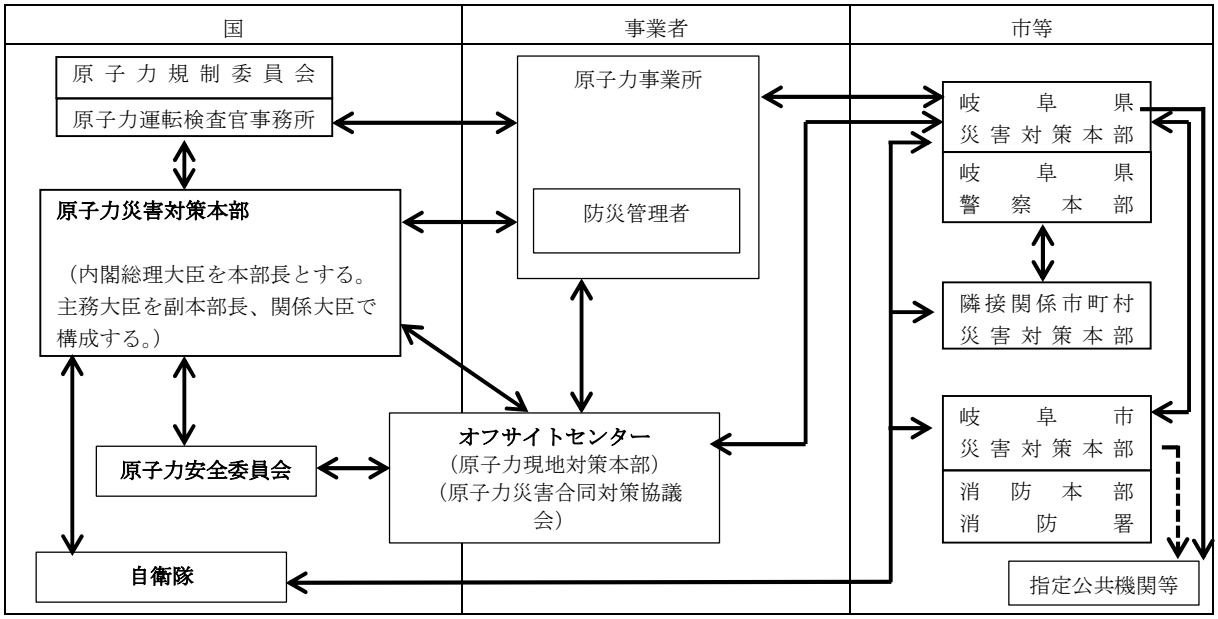


※警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を判断するＥＡＬ（緊急時活動レベル）は、**本節４　屋内退避、避難受入れ等の防護活動　表【緊急事態区分と緊急時活動レベル（EAL）】**を参照

## ２　活動体制の確立

(1)　活動体制

市は、原子力災害に対応するため、設置基準に応じ、以下のとおり活動体制を確立する。

| 体制 | 基　準 | 体制をとる部 |
|---|---|---|
| 準備体制 | ①市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故が発生したとき<br>②県から近県に所在する原子力事業所において警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けたとき。 | 危機管理部（２名）<br>環境部(２名)<br>消防本部(当務員)<br>※情報収集事態発生時<br>危機管理部（１名） |
| 警戒体制（警戒本部） | ①市内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象(原災法第10条第１項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の連絡を受けたとき<br>②県から近県に所在する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象発生の連絡を受けたとき。<br>③その他市長が必要と認めたとき | 危機管理部（４名）<br>消防本部（３名）<br>環境部（３名）<br>【次に記載する部は各２名】<br>保健衛生部・上下水道事業部<br>経済部・市民病院部<br>教育部・福祉部・市長公室部 |
| 非常体制（災害対策本部） | ①市又は県の他の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき<br>②市又は県の他の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、近県に所在する原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した場合<br>③その他市長が必要と認めたとき | 全ての部 |
| 【警戒本部事務室の組織】<br>・警戒本部事務室は、危機管理部に設置する。<br>・警戒本部長（危機管理部次長）<br>・警戒副本部長（危機管理部上席者）<br>・警戒本部員（危機管理部職員）<br>※他の参集者は各部 | | |

ア　事故対策のための準備体制

(ｱ)　情報収集事態発生時の体制

市は、本県が関係周辺都道府県として定められている原子力事業所が立地する市町（福井県敦賀市及び美浜町）において、情報収集事態（震度５弱または５強の地震）が発生した場合には、職員を参集し、情報の収集にあたり、事態の推移に応じ体制変更ができるようにする。

(ｲ)　原子力準備体制

市は、事業所外運搬に係る事故の発生、県外原子力事業所における警戒事態に該当する事象発生の通報を受けた場合、県等と緊密な連携を図り、必要な対策を講じるため、速やかに職員を非常参集し、情報の収集・連絡体制の確立等にあわせ、事態の推移に応じ、警戒態勢に移行するため準備体制をとる。

(ｳ)　情報の収集

市は、事業所外運搬に係る事故の発生、県外原子力事業所における警戒事態に該当する事象発生の通報を受けた場合、県に通報するとともに県等と連携を図り、当該事象の状況把握に努めるものとする。

(ｴ)　県、国等との情報の共有等

市は、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど県との情報の共有を行うものとする。

(ｵ)　原子力警戒体制への移行

準備体制をとる要因（事業所外運搬に係る事故及び県外原子力事業所における警戒事態に該当する事象）が事業所外運搬に係る特定事象及び事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象（原災法第10条の規定により通報を行うべき事象）であった場合、若しくは時間経過により特定事象又は施設敷地緊急事態に該当する事象となった場合は、原子力警戒本部を設置し、県、必要により指定地方公共機関等との連絡・調整、情報の共有を行うものとするとともに、状況により、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、警戒本部の解散は、概ね以下の基準によるものとする。

＜警戒本部の解散基準＞

・警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

・災害対策本部が設置されたとき。

イ　原子力災害対策本部の設置等

(ｱ)　市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、県の一部が緊急事態応急対策実施区域となった場合、近県原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した場合、その他市長が必要と認めた場合においては、市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置するものとする。

(ｲ)　災害対策本部の解散は、概ね以下の基準によるものとする。

・原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

・災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

ウ　本部の場所

(ｱ)　原子力警戒本部事務室は、危機管理部に設置する。

(ｲ)　原子力災害対策本部事務室は、市役所庁舎６階６－２、６－３会議室に設置する。

エ　原子力災害対策本部の組織等

原子力災害対策本部の組織等については、**本章第１節活動体制第５項１災害対策本部の組織編制から同項３市本部長等及び本部員会議**に準じる。

(2)　専門家による支援体制

市は、緊急時の初動段階において、原子力防災アドバイザーの参集を求め、緊急時の初動段階における迅速な対応に関し技術的な助言を受ける。

(3)　応援要請及び職員の派遣要請等

ア　防災関係機関相互の連携体制

市は、独自では十分な応急活動が実施できない場合、**第２章第１４節広域的な応援体制の整備**により応援を要請する。また、必要に応じ県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

イ　自衛隊の派遣要請等

市本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

なお、要請の手続きは、**本章第４節自衛隊災害派遣要請**による。

ウ　職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(4)　防災業務関係者の安全確保

ア　防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者等との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性がある環境下で作業する場合の、防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配意するものとする。

イ　防護対策

(ｱ)　災害対策本部長は必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配布等、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(ｲ)　市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

ウ　防災業務関係者の放射線防護

(ｱ)　防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

(ｲ)　市は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

(ｳ)　市の放射線防護を担う班は、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

(ｴ)　市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(ｵ)　市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## ３　緊急時モニタリングの実施

(1) 事業所外運搬災害

原子力事業者等は、直ちに携行した防災資機材を用いて緊急モニタリングを実施し、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うとともに必要な要員を現場に派遣する。

市は、必要により県の緊急モニタリングに協力するとともに、放射線モニタリング計画により消防本部及び環境部が、大気中の緊急モニタリングを実施する。加えて危機管理部は、簡易放射線測定器により大気中の緊急モニタリングを実施するよう教育部及び福祉部に連絡する場合がある。

(2) 近県の原子力事業所における原子力災害

市は、必要により県の緊急モニタリングに協力するとともに、放射線モニタリング計画により教育部及び福祉部を通じ、小中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所等の放射線測定機器設置施設において緊急モニタリングを実施する。

なお、大気中の緊急モニタリングの結果により異状があると認められる場合には、関係部は次の緊急モニタリングを実施する。

| 担当する部 | 測定対象 |
|---|---|
| 上下水道事業部 | 水道水 |
| 保健衛生部 | 食品等 |
| 環境部 | 一般廃棄物 |
| 経済部 | 市民農園の農作物 |

## ４　屋内退避、避難受入れ等の防護活動

原子力災害時には、緊急モニタリング結果、原子力災害対策指針の指標（ＯＩＬ）及び原子力施設等の状況を踏まえた国の判断に基づき防護措置を行うことを基本とする。

国からの指示がない場合には、県が独自の判断に基づき行う指示に従い対応することを原則とする。

(1)　初動時における予防的対応

ア　県は、国の指示又はモニタリング結果等に基づく独自の判断により県が必要と認める地域について屋内退避を指示する。

イ　市は、県からの指示に基づき、屋内退避の指示等必要な応急対策を実施する。その際、確実に屋内退避指示を周知徹底するために、原則として、屋内にとどまり外出しないこと、国、県及び市からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること等について、あらゆる手段を用いて住民に対する広報を行う。

＜参考：県計画における初動時の予防的対応＞

| | UPZ | 県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位） | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 甲状腺等価線量 50mSv／週の地域（ヨウ素吸入） | 実効線量 100mSv／年の地域（セシウム沈着） | 実効線量 20mSv／年の地域（セシウム沈着） |
| 施設敷地緊急事態（原災法第 10 条） | 屋内退避準備 | 今後の情報について住民等へ注意喚起<br>事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備 | | |
| 全面緊急事態（原災法第 15 条） | 屋内退避指示<br>◎避難準備開始 | ◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等 | | |
| ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞにおいて毎時 20μSv 以上の空間放射線量検出 | 屋内退避継続（特にモニタリング強化） | ◎屋内退避指示等（特にモニタリング強化） | ◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等 | ◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等 |

◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本

(2)　避難等に係る判断、指示

ア　国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリング結果、原子力災害対策指針の運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）、原子力施設の状況等を踏まえ、必要となる防護措置を県に伝達する。

イ　県は、国からの指示案を、市に伝達する。なお、避難等の判断は国による判断を基本とするが、特に速やかな避難が必要と認めた場合は、国及び市の意見を聞いた上で、県の判断により、避難等を指示する。

なお、市本部長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

ウ　市は、避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、避難指示等の実施について判断し、避難の指示を行う。住民避難の支援が必要な場合には県に支援を要請するものとする。

【県計画における指針の指標】※地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率

| | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 | 1 日内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に避難（一時移転）を実施 |
|---|---|---|
| 避難の判断基準（ＯＩＬ）（モニタリング実測値で判断） | 毎時 500 マイクロシーベルト | 毎時 20 マイクロシーベルト |

【国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】

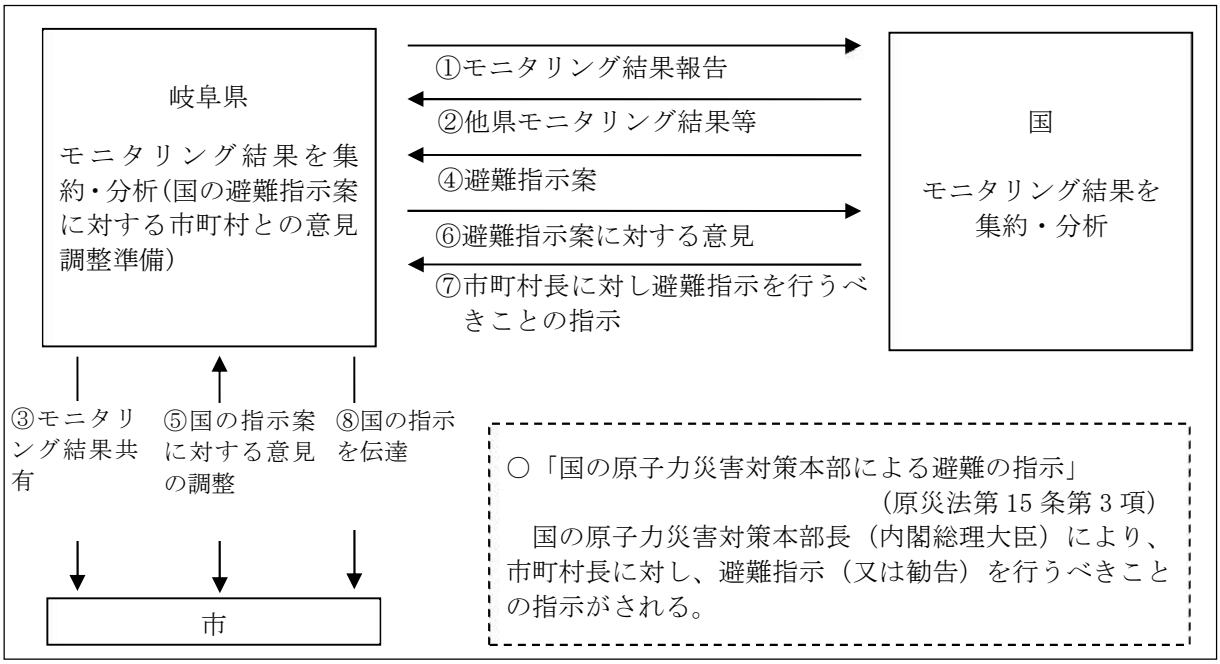


(3) 避難の実施

ア　県の地域防災計画において、岐阜市は原則屋内退避を行う地域とされ、県内の自治体間の受け入れ調整対象外となっているが、市内が避難対象地域となり、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への移送が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、県の「広域避難方針」に基づく避難シミュレーションの結果を踏まえつつ、県と協議のうえ対応するものとする。

イ　市内が避難対象地域となり、他の都道府県の市町村への避難が必要であると判断した場合については、国に支援を要請し避難先を決定するものとする。

ウ　市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、避難について助言を要請するものとする。

エ　市は、住民等に向けて、避難先、避難経路を周知するとともに、県から得た避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供するものとする。また、市はこれらの情報について、指定公共機関等との情報共有を的確に行うものとする。

オ　避難は、自家用車による避難を原則とし、自家用車による避難が困難な場合は、市及び県が準備する公共輸送機関による避難を行うものとする。

カ　市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、関係機関と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、県に情報提供するものとする。

キ　市及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には国と緊密な連携を

行うものとする。

【緊急事態区分と緊急時活動レベル（EAL）】

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 警戒事態を判断するＥＡＬ | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|---|
| ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。<br>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。<br>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。<br>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。<br>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。<br>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。<br>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。<br>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。<br>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。<br>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成２４年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。<br>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。<br>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合。<br>⑬ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。<br>⑭ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。<br>⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。<br>⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。<br>⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |

| 施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|---|
| ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。<br>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。<br>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。<br>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号）第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第６号）第７２条第１項の基準に適合しない場合には、５分以上）継続すること。<br>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。<br>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。<br>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。<br>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。<br>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設 | ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 |

| | |
|---|---|
| 備の全ての機能が喪失すること。<br>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。<br>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。<br>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。<br>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。<br>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。<br>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること | |

| 全面緊急事態を判断するＥＡＬ | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|---|
| ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。<br>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。<br>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。<br>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。<br>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。<br>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。<br>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。<br>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。<br>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。<br>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。<br>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。<br>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。<br>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。<br>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。<br>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。 |

※その他の原子炉施設については、原子力災害対策指針（令和元年7月3日全部改定）を参照

【運用上の介入レベル（OIL）と防護措置】

<table>
<tr><th>区分</th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定地<br>（緊急事態当初における値。各種組成が明確となった時点で改訂される。）</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急防護措置</td><td>OIL１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h<br>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">OIL4</td><td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染から外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線:40,000cpm<br>（皮膚から数cmでの検出器の係数率）</td><td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者に対する避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施。</td></tr>
<tr><td colspan="3">β線:13,000cpm【1ヶ月後の値】<br>（皮膚から数cmでの検出器の係数率）</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>OIL2</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h<br>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）</td><td>1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準（OIL3に対応）</td><td>OIL6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射線核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h<br>（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">OIL6</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種</td><td>飲料水<br>牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

(4)　避難者への対応

ア　避難所の開設、運営等は、原則**本章第１６節避難対策**によるものとする。

イ　市は、自主防災組織及び県と連携し、それぞれの避難所における避難者に係る情報の早期把握に努め、県を通じ国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

ウ　市は必要な場合、県と連携し、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

エ　市、県は国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、可能な限り早い段階から、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住

宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅、並びに旅館やホテル等の斡旋及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

(5)　安定ヨウ素剤の配布、服用

市は、県と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払ったうえで、服用準備、服用するべき時機及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

ア　安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県が指示を出すため、その指示に従い、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、避難住民に対し、安定ヨウ素剤配布・服用を指示する。また、安定ヨウ素剤の扱いについては、「安定ヨウ素配布・服用に当たって」（原子力規制庁令和3年7月21日一部改正）等によるものとする。

なお、プルーム通過については屋内退避を基本とする。

イ　住民に対する避難退域時検査及び簡易除染

市は、救護所において県が実施する避難退域時検査及び簡易除染が円滑に行われるよう協力するものとする。

(6)　要配慮者等への配慮

ア　市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活等により、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

イ　病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

ウ　社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

(7)　学校等施設における避難措置

学校施設等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

また、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めたルールに基づき生徒等の保護者への引き渡しを行う。直接避難施設へ避難する場合には、あらかじめ定めた計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を保護者へ引き渡した場合及び避難させた場

合は、市又は県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

(8)　不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

(9)　警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(10)　飲食物、生活必需品等の供給

ア　市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、被災状況を考慮のうえ、要配慮者のニーズ等に配慮するものとする。

イ　市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

ウ　市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には県や国（物資関係省庁）、原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

(11)　感染症流行下の対応

感染症流行下において原子力災害が発生した場合に住民及び観光客や通勤・通学者といった一時滞在者の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難等を行う場合にはその過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難場所、避難車両等における感染防止対策を実施するものとする。

## ５　治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

## ６　飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1)　市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。

(2)　市は、指針の指標を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

## ７　緊急輸送活動

(1)　緊急輸送活動

ア　緊急輸送の対象は、以下のものとする。

(ｱ)　避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材等

(ｲ)　モニタリング、避難退域時検査、簡易除染、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材

(ｳ)　緊急事態応急対策要員（オフサイトセンターへの派遣要員、国及び県の専門家、国、他県、その他防災関係機関からの応援要員）及び必要な資機材

(ｴ)　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

(ｵ)　その他緊急に輸送を必要とするもの

イ　市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

(ｱ)　人命救助、救急活動に必要な輸送

(ｲ)　避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材

(ｳ)　緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材

(ｴ)　市民の生活を確保するために必要な物資

(ｵ)　その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

ウ　緊急輸送体制の確立

緊急輸送体制の確立については、**本章第８節輸送対策**によるものとする。なお、交通規制にあたる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通確保に留意する。

## ８　救助・救急、消火及び医療活動

(1)　救助・救急及び消火活動

ア　市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

イ　市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

ウ　市は、独自の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

(ｱ)　救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

(ｲ)　応援要請を行う消防機関の種別と人員

(ｳ)　市町村への進入経路及び集結（待機）場所　等

(2)　医療措置

市は、県と協力して緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく

医療を実施するものとする。

### ９　住民等への的確な情報伝達活動

デマ等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1)　住民等への情報伝達活動

ア　市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

イ　市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、 あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。なお、災害情報の伝達は、**第２章第６節避難対策**、**本章第９節通信の確保**及び**第１０節警報・注意報・情報の受理伝達**による。

ウ　市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

エ　市は、入手した情報について、県等を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

オ　市は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

カ　市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部又は地域災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(2)　住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

## 10　自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

(1)　ボランティアの受入れ

市は、**本章第３節ボランティア対策**に準じボランティアの受入れ体制を確保するよう努める。なお、ボランティアの受入れに際して、被ばくに配慮しボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

(2)　国民等からの災害義援金品の受入れ

災害義援金品の受入れについては、**第４章第２節災害義援金品の募集配分**に基づき、ニーズに応じた物資の円滑かつ迅速な仕分け・配送に努めるとともに、義援金の出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

# 第38節　航空災害対策

**【実施担当部】**

１　消防本部　　２　市長公室部（広報に関すること）

**〈方針〉**

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講じる。

**〈実施内容〉**

**１　災害情報の収集、連絡及び通信の確保**

(1)　災害時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

ア　民間航空機の場合

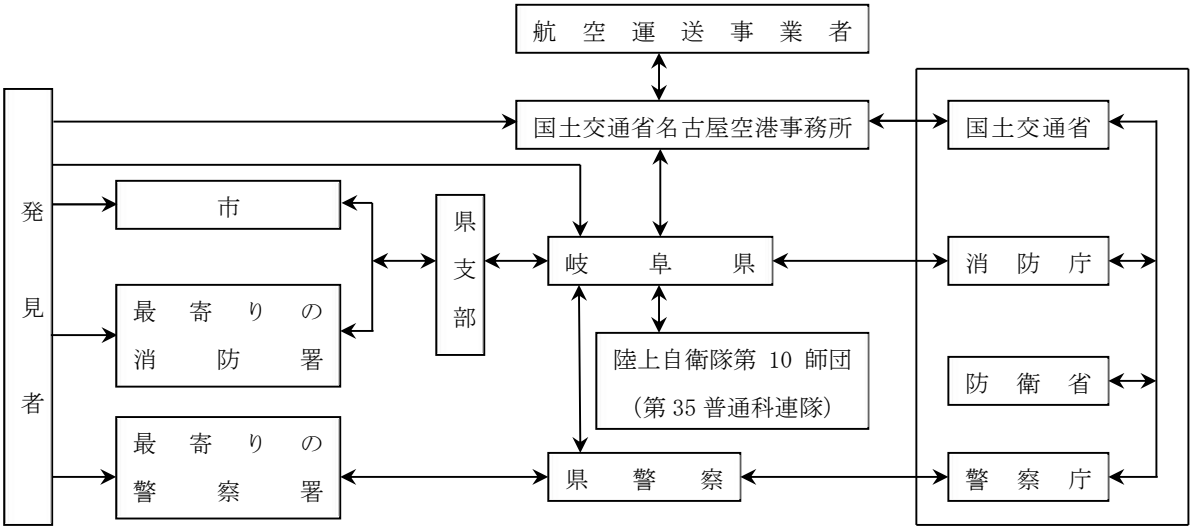


イ　自衛隊機、米軍機の場合

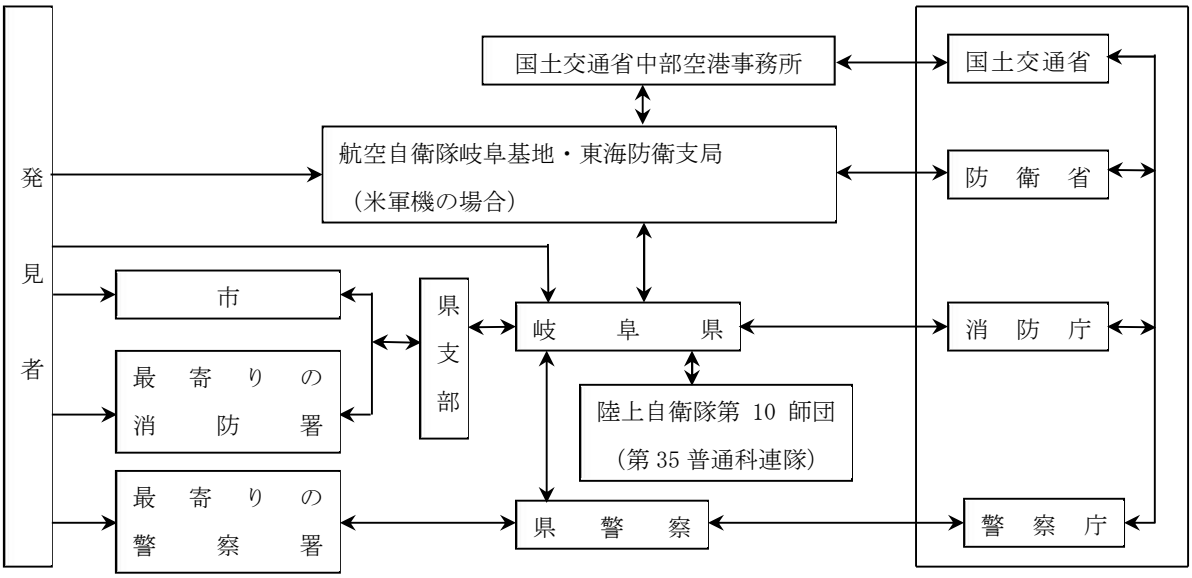

(2)　応急活動情報の連絡

ア　本部事務室は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡する。

イ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3)　通信手段の確保

ア　航空運送事業者、市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに災害発生現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## ２　活動体制の確立

(1)　市の活動体制

市は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2)　広域的な応援体制

市本部長は、市単独では十分な応急対策が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。

(3)　自衛隊の災害派遣対策

市本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするように求める。なお、要請の手続きは、**本章第４節自衛隊災害派遣要請**による。

## ３　救助、救急、医療及び消火活動

(1)　救助、救急活動

消防本部は、高エネルギー事故による救助、救急活動を行い、適応医療機関に迅速に搬送する。

(2)　医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

イ　本部事務室は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会及び岐阜市薬剤師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

(3)　消火活動

消防本部は、化学剤の使用等適切な消火活動を実施するとともに、延焼拡大防止を図

る。

### ４　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要性を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

### ５　被災者等への的確な情報伝達活動

航空運送事業者、市及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、航空災害の状況、二次災害の危険に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等避災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各防災関係機関相互に連絡をとり情報の一元化を図る。

# 第39節　鉄道災害対策

**【実施担当部】**

１　消防本部　　２　市長公室部（広報に関すること）

**〈方針〉**

鉄道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者が発生する鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講じる。

**〈実施内容〉**

**１　災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保**

(1)　災害時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

なお、県、市、警察等が情報収集を行うにあたり、必要に応じ県防災ヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努める。

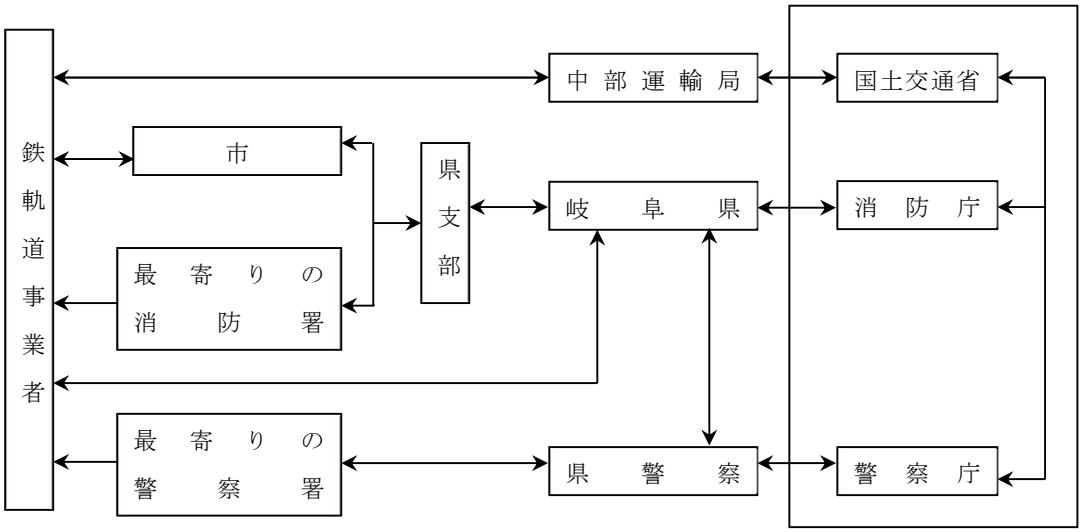


(2)　応急対策活動情報の連絡

ア　鉄道事業者は、国土交通省、県、市等に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

イ　市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

ウ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3)　通信手段の確保

ア　鉄道事業者、市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害発生現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ　電気通信事業者は、災害時における市、県および防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

## ２　活動体制の確立

(1)　鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに、災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずる。

(2)　市の活動体制

市は、災害発生後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3)　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。また、市等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4)　広域的な応援体制

市本部長は、市単独では十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援を要請する。また、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

(5)　自衛隊の災害派遣

市本部長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣を要請する。なお、要請の手続きは、**本章第４節自衛隊災害派遣要請（**による。

## ３　救助・救急、医療及び消火活動

(1)　救助、救急活動

ア　鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助、救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

イ　消防本部は、高エネルギー事故による救助、救急活動を行うほか、後続の列車、感電等による隊員の二次災害発生防止の徹底を図る。

(2)　医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

イ　本部事務室は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会及び岐阜市薬剤師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。

(3)　消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、後続の列車、感電等による隊員の二次災害防止の徹底を図り、迅速に消火活動を行う。

## ４　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動等

(1)　市及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要性を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2)　代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

## ５　被災者等への的確な情報伝達活動

鉄道事業者、市及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、二次災害の危険に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等避災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各防災関係機関相互に連絡をとり情報の一元化を図る。

## ６　再発防止の実施

鉄道事業者は、鉄道災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、市、県、県警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

なお、事故災害の原因が判明した場合は、個々の事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。